

平生町告示第73号

平成22年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年2月22日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成22年3月10日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

田中 稔君

淵上 正博君

藤村 政嗣君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

吉國 茂君

平岡 正一君

河内山宏充君

福田 洋明君

3月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成22年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成22年3月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成22年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成22年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成22年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町地球温暖化対策推進基金条例
- 日程第26 議案第22号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

- 日程第27 議案第23号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更
について
- 日程第30 報告第1号 平生町土地開発公社の平成22年度事業計画及び資金計画並び
に予算について
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第32 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第5 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成22年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成22年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町地球温暖化対策推進基金条例

- 日程第26 議案第22号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更
について
- 日程第32 委員会付託

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 田中 稔君 |
| 6番 淵上 正博君 | 7番 藤村 政嗣君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 吉國 茂君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 河内山宏充君 | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君

財務班長 石杉 功作君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、田中稔議員、洲上正博議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、9日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第199条第9項の規定による定例監査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めたもの及び委任を受けたものの職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

・

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第 8 . 議案第 4 号
日程第 9 . 議案第 5 号
日程第 1 0 . 議案第 6 号
日程第 1 1 . 議案第 7 号
日程第 1 2 . 議案第 8 号
日程第 1 3 . 議案第 9 号
日程第 1 4 . 議案第 1 0 号
日程第 1 5 . 議案第 1 1 号
日程第 1 6 . 議案第 1 2 号
日程第 1 7 . 議案第 1 3 号
日程第 1 8 . 議案第 1 4 号
日程第 1 9 . 議案第 1 5 号
日程第 2 0 . 議案第 1 6 号
日程第 2 1 . 議案第 1 7 号
日程第 2 2 . 議案第 1 8 号
日程第 2 3 . 議案第 1 9 号
日程第 2 4 . 議案第 2 0 号
日程第 2 5 . 議案第 2 1 号
日程第 2 6 . 議案第 2 2 号
日程第 2 7 . 議案第 2 3 号
日程第 2 8 . 議案第 2 4 号
日程第 2 9 . 議案第 2 5 号
日程第 3 0 . 報告第 1 号

議長（福田 洋明君） 日程第 4、行政報告並びに日程第 5、議案第 1 号平成 2 1 年度平生町一般会計補正予算から、日程第 2 9、議案第 2 5 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第 3 0、報告第 1 号平生町土地開発公社の平成 2 2 年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

「1 月は行く、2 月は逃げる、3 月は去る」の例えのごとく、この前、新年のごあいさつを申し上げたところでありますが、慌ただしく時がたち、もう 3 月で年度末を迎えました。

今年の元旦も、私は、恒例の初日の出を迎えるため、大星山に登りました。今回は、年末からの

寒波でいてつくような朝となり、小雪まじりの厚い雲に遮られて、残念ながら御来光を拝むことはできませんでした。

しかし、身を切られるような大気、雲の姿、山の木々、海のきらめき、風車を回す吹きつける風に、新年の荘厳な気がみなぎっていることを感じながら、今年1年、町民の皆さんの御多幸をお祈りを申し上げたところでありまして、心身ともすがすがしい新春のスタートを切らせていただきました。

今年の冬は、暖冬予報ということでありましたが、予報を裏切る寒波が続き、ようやく、ここ最近においては、やわらかい春の日差しが降り注ぎ、大地では若葉の芽が躍動を始めておりましたが、本日は寒の戻りとなっております。

春といえば桜であります。この春から気象庁は、桜の開花予想を取りやめました。幾分さみしい気がいたしますが、桜前線が活発になるこの時季は、学校では卒業式に入学式、企業や事業所では退職、入社、人事異動、春は悲喜こもごもの人生模様を織りなす季節でもあります。

そうしたさなか、平成22年第2回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの本定例会に御提案いたします議案は、平成21年度補正予算7件、平成22年度予算10件、条例7件、事件1件、同意1件、報告1件でございます。

まず初めに、わが国の経済状況から、御報告を申し上げたいと思います。

一昨年秋以降、世界経済の減速に伴う景気後退は、我々の国民生活に大きな影響を及ぼしているのは、御承知のとおりであります。2月に国が発表いたしました、平成21年10月から12月期のGDP、いわゆる国内総生産は、実質で前期を4.6%上回ったということでもあります。景気の二番底に陥る懸念は、やや薄らいだということではありますが、依然、経済活動の水準は低く、21年全体の実質GDPは対前年比マイナス5%と戦後最悪の落ち込みとなっているところであります。

打開策として、新政権が目指している内需を柱とした自立回復が理想ではありますが、グローバル化した経済の枠組みからすれば、外需依存から抜け出すのは大変難しい状況にあるわけでもあります。したがって、この両者のバランスを保つ具体的な国の施策が必要であると考えております。現在のデフレが続く中、体力の乏しい企業は収益の圧迫、そして雇用への影響が出ていることも事実であります。

こうした中、現在、通常国会が開会をされておりますが、「政治とカネ」の問題で混迷している状況であり、一刻も早く、さらなる中小零細企業の支援や景気・雇用・消費対策など経済対策を中心とする政策論争を期待したいと思っております。あわせて環境や社会保障など、新分野での早急

な成長戦略を示して行くことが国の責務であると考えております。

次に国の予算であります。

国の平成22年度予算案は、9兆2,992億円で、対前年度比は4.2%の増加となっており、過去最大の予算となっております。政権交代後初めてとなる新年度予算は、事業仕分け等によりまして削減に取り組まれましたが、概算要求からの圧縮は約3兆円にとどまっております。

鳩山政権が看板としている「コンクリートから人へ」の予算編成ということで、公共事業関係費は対前年度比で18.3%の減少となった一方、最も重点を置いたということでありますが、社会保障費については、9.8%の増加となり、一般歳出の半分以上を占めております。

また、提唱されてきた「地域主権」においては、地方交付税の増加となって反映されているということではありますが、反面、景気後退に伴う税収減の穴埋めが懸念をされるところであります。

このたびの施政方針演説では、改めて首相としての理念を掲げられました。最も強調されたのが「新しい公共」という仕組みづくりではないかと思いますが、ぜひ早急に、国民にその理念の具体化に向けた道筋を示していくことが必要であると考えております。

次に地方財政計画についてであります。

国は平成22年度の地方財政計画を2月10日に決定をいたしました。総額8兆1,268億円で、対前年度比0.5%の減となり、2年連続の減少となっております。特に地方税収は、景気回復の遅れから前年度比10.2%減の3兆2,509億6千万円と、平成16年度決算以来、6年ぶりに3兆円台に落ち込んでおります。

なお、地方交付税につきましては、約1兆円の増額となっております。臨時財政対策債を合わせると実質的な地方交付税総額は3兆6,000億円の増額が確保されたところであります。

これは、我々全国町村会や全国町村議会議長会等を含めた、地方6団体が強く要請してきたものでありまして、地方交付税の復元・増額にこたえたものといえます。今後におきましても、引き続き、実情に即した行財政の措置が講じられるよう、議会の皆さんと連携をして、国に対して実行性のある活動展開をしていきたいと考えております。

歳出におきましては、公共事業が減少する一方、社会保障費は増加をいたしております。交付税の増額に対応して9,850億円の「地域活性化・雇用等臨時特例費」が創設され、雇用対策や子育て支援などの財源として自治体に配分されることとなっているところであります。

次に、県内の情勢であります。

県は、2月23日に新年度予算案を公表いたしました。一般会計は総額7,112億円で、対前年度比で0.4%の減少となっております。財源不足は347億円と見込み、そのうち半分については赤字県債を発行して補てんするという厳しい状況となっております。

歳入では、景気の低迷による県税の減少でありまして、歳出では、公共事業関係費が11年連続

の減少となっている一方、雇用対策、景気対策、くらしの安全・安心基盤の強化に重点を置いた予算ということで、県知事は、「厳しい財政状況の中で精一杯努力をした。財政状況は、見通すことができない。」と厳しい予算編成となったことを述べられています。

このような状況の中において、本町の予算編成に取り組んできたところであります。

平成22年度は、本町のまちづくりの指針であります「第三次総合計画」の計画最終年でありまして、その総括を行うこと、次期計画である「第四次総合計画」の策定、また、22年度からスタートいたします「第五次行政改革大綱」の初年度としての計画的な実践など、将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築することに主眼をおき、平成22年度のテーマを「将来を見据えた、住み良さを実感できるまちづくり」と定め、予算編成に当たってまいりました。

昨年の政権交代により、予算編成時には不透明な部分が多く、手探りの状態で編成作業の開始となりましたけれども、国や県の動向など情報収集に努めながら、適切に対応してまいりました。

景気の低迷、株価の下落などの影響による地方税収の減少や、少子高齢化の進展等による社会保障関係経費の増大、基金残高の減少など、これらの厳しい状況を踏まえ、「ゼロ」からの積み上げ作業の徹底によって、歳入・歳出全体にわたり徹底した洗い出しを行う予算編成の基本方針を指示して取り組んでまいりました。

それでは、新年度予算の概要について申し上げたいと思います。平成17年度から、50億円を下回る予算編成が続いているところではありますが、このたびも、「堅実型」の予算組みとなっております。一般会計は、対前年度比1.4%増の47億4,940万円であります。

まず、歳入であります。町税につきましては、景気の低迷により個人住民税につきましては大きく減額となったものの、固定資産税は、増設分の風力発電施設の償却資産により大きく増加することとなり、町税全般では、ほぼ横ばいの状況であります。自主財源の確保に向けて、今後においても、適正・公平な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

地方交付税におきましては、地方自主財源の大幅な増加が図られ、国の出口ベースでは6.8%、約1兆円の増加となっております。

本町におきましては、新たに創設されました「地域活性化・雇用等臨時特例費」等により対前年度比5.9%増の19億3,700万円を見込んでおります。その他、国庫支出金の増加は、主には子ども手当の創設に伴うものであります。

繰入金につきましては、事業の特定財源としての繰入金を除けば、将来の財政需要に対応するため、今年度も財源不足を補うための基金からの繰り入れに頼らない予算編成に取り組んできたところであります。

町債につきましては、建設事業の特定財源としての町債は減少しておるものの、実質的な交付税であります臨時財政対策債は21.6%と大きく増加いたしております。

なお、寄附金であります「ふるさと納税」につきましては、引き続き、「ふるさと平生」に応援していただくよう、取り組んでまいりたいと思っております。ちなみに、平成21年度の現在までの実績は、6人の方から総額23万2,000円の温かい御支援をいただいております。御寄附を頂いた方に対し、厚くお礼を申し上げますとともに、皆様方の御支援を踏まえ、一層の「ふるさと平生」のまちづくりに取り組む所存であります。

次に、歳出であります。

一般会計全体の工事請負費であります。漁港、ため池等の建設事業が終了することにより対前年度比21.5%減の約2億3,100万円となっているものの、このたびの21年度3月補正予算をお願いをいたしております「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」事業を合わせますと、22年度の実質工事請負費は約2億9,600万円となりまして、対前年度比で1.0%の増加となります。インフラの整備につきましては、引き続き取り組んでいくものであります。そのほか、子ども手当などの扶助費や、町債の償還費、特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金等が予算の中で大きなウエイトを占めているのが現状であります。

なお、その他の歳出につきましては、後ほど改めて説明をさせていただきます。

また、特別会計全体におきましては、国民健康保険事業や介護保険事業において給付の増加に伴い予算規模は拡大しておりまして、特別会計全体では、対前年度比2.6%増の35億2,695万9,000円となっております。町の全会計の合計では、対前年度比1.9%増の82億7,635万9,000円となっております。

次に、平成22年度のテーマであります「将来を見据えた、住み良さを実感できるまちづくり」のもとに、5つの実践テーマによる予算案となっておりますが、そのテーマに沿って御説明を申し上げます。

まず、1つ目の柱は「町民と協働による、元気なまちづくり」であります。

町民の方々の御理解と御協力を得て、協働のまちづくりは着実に浸透しているものと考えております。自治会活動や地域活動への積極的な支援など、地域との協働関係の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

「協働」による地域活動の拡充につきましては、これからの少子高齢化に対応したまちづくりの重要なポイントであります。住民を初め、各種団体、企業など、自発的・積極的に参加する機運を醸成するとともに、着実に推進をするため、今後、まちづくりにかかわる事項をまとめた基本条例の制定に向けた準備を引き続き進めていきたいと考えております。

また、22年度は23年度からの10年間の本町のまちづくりの指針となります第四次総合計画を策定する年でもあります。住民アンケート調査の結果や、人口推計等を踏まえ、住民の声をお聞きするための懇談会の開催やパブリックコメントの実施など、住民の視点を踏まえた、住民との協

働による、まちづくりの基本方針を取りまとめていきたいと考えております。

次に、2つ目の柱は、「安全・安心なまちづくり」であります。

地域の安全・安心の確保への取り組みとして、今年度は、山口県の総合防災訓練を本町で引き受け、県下の関係機関が一堂に会し、防災訓練を行うこととなります。これを契機に町民の防災意識の更なる向上につながればと思っております。自主防災組織の組織率の向上への取り組みを引き続き行い、気象情報等を登録者へメール配信する防災メール発信事業や、災害時における要援護者への住宅用火災警報器の設置助成事業についても取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、21年度の補正予算におきまして、財政的に非常に有利な国の補正予算を活用し、平生小学校普通教室棟の改築、平生中学校体育館の耐震改修の予算措置を行い、事業に着手をしたところでありますが、22年度未完成を目指し、いよいよ本格的な工事が始まっております。耐震診断の必要な保育所や小・中学校のほかの施設についても順次診断を行っておりますが、状況を把握した上で、今後、年次的に耐震化の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地域福祉についてであります。22年度に策定をいたします地域福祉計画につきましては、21年度から策定作業に取り組んでいるところであります。この計画において、地域の抱える生活課題を明らかにし、住民や関係機関との協働により、ともに助け合い、支え合う、平生方式の地域福祉のシステムを構築していきたいと考えております。

また、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月から施行されているところでありますが、当医療制度には人間ドックの助成制度がなく、議論が出ていたところであります。このたびの3月定例会、議会においても議案として上程をさせていただいておりますが、被保険者の健康保持やサービス向上のため、本町独自の判断として22年度から後期高齢者医療被保険者への人間ドックの事業を実施したいと考えておるところであります。ちなみに県内においては萩市が当事業を実施しているところであります。

その他の取り組みといたしましては、「安全で安心なまちづくり条例」に沿って、児童や高齢者の安全を守るための取り組みを初め、交通安全対策、防犯対策、医療対策、環境対策の強化につきましても実施をしてまいります。

次に、3つ目の柱は、「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」であります。

まず、少子高齢化の中で、子供たちの育成は重要な課題であります。

子育てに要する保護者の経済的負担の軽減や子供を生み育てることに喜びと充実感が持てるよう子育て支援をしていくことなど、きめ細かな施策が必要であります。各種保育サービスや母子保健対策事業を柱に子供の健全な育成や子育て支援体制の整備、母子の健康支援といった子供と親が健やかに暮らすことができるそういった環境整備を進めていきたいと思っております。

また、公立保育園の効率的な運営や保育サービス向上のため、園児数の今後の動向や施設の状況等を踏まえながら、統廃合も含めた今後の保育園のあり方を検討し、一定の方向を示していきたいと思えます。

教育におきましても、将来を担う子供たちが、心身ともに健やかに育つための環境づくりと同時に、変化の激しいこの社会を生き抜いていくための、「生きる力」や「確かな学力を養う」ことが必要であることから、引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、平成20年度から設置されております平生小学校のコミュニティスクールは、21年度で研究指定が終了となりましたが、今後はその成果を実践に移していくこととなります。

また、佐賀小学校におきましても、新たにコミュニティスクールの指定を行い、研修、調査を行うことといたしております。新たに創設する町独自のコミュニティスクール推進事業補助制度のもと、両校とも、地域に元気を与えるような活動、郷土への誇りと愛着を育む活動、地域との協働による活動など、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

その他、学校の施設整備につきましても、先ほど御報告いたしました学校の耐震化や教育環境の充実に引き続き取り組んでいくものであります。

次に、4つ目の柱は、「環境にやさしい、活力のあるまちづくり」であります。

地域の活力は、やはり産業の振興がベースとなります。農業や水産業においては担い手の育成、確保を関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。特に、農業体験農園につきましては、今後においても継続して実施し、一人でも多くの方々に農業に興味をもっていただき、遊休農地の解消や農業生産につなげていきたいと思っております。さらに、園芸産地を育成する取り組みや、水産振興における種苗の放流など、引き続き実施をしてまいります。

また、魅力あるまちづくりには、インフラの整備は不可欠であります。引き続き、道路や下水道など、利便性の高いまちづくり、快適な住環境づくりに向け、取り組んでいくものであります。

21年度から本格稼働いたしました風力発電施設の固定資産税の一部を原資とする、地球温暖化対策推進基金を新たに創設し、これを財源に、太陽光発電システム設置助成制度を設けることといたしました。地球環境にやさしいまちづくり事業として推し進めてまいりたいと考えております。

次に、5つ目の柱であります「健全化財政の推進による、持続可能なまちづくり」についてであります。

22年度からスタートいたします第五次行政改革大綱により、地域分権、地域主権時代にふさわしい自立した行政体として、質の高い住民サービスの提供と効率的・効果的な町政運営の実現を目指し、効率的な行政運営、住民の視点に立った行政運営、健全な財政運営、人材育成の推進の4つの基本方針のもと、取り組みを進めてまいりたいと思えます。特に、行政と住民が連携し、協働によるまちづくりの推進は一つのキーワードとして、強力に進めてまいりたいと思っております。

また、起債残高の減少、基金残高の増加など財政基盤の強化や、安定的な歳入確保と経費節減は引き続き努めていきたいと思いをします。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、後ほど、議事日程に基づき、それぞれ個別に御説明申し上げたいと思いをします。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思いをします。

まず、火災警報器設置補助金事業についてであります。

災害時要援護者の火災警報器設置補助金事業の取り組み状況であります。行政協力員さんを介して、災害時要援護者の対象者に補助の内容や申請書などが入ったダイレクトメールを配布してもらう手法で取り組みを進めてまいりました。2月現在、交付決定者は49世帯、総設置基数は89基という状況であります。

山口県では、今年に入り、住宅火災による死者が著しく増加しており、2月10日に県内初の「火災死亡事故多発警報」を発令をいたしております。特に死者は、いずれも65歳以上の高齢者となっているところであります。今後本町におきましても、住宅火災の被害の抑制に向け、引き続き、災害時要援護者の火災警報器設置補助事業や設置の啓発に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、地震についてであります。

2月下旬に当地方や沖縄での地震に続き、チリでの地震による津波が日本を襲来しました。

津波について本町は、山口県瀬戸内海沿岸が津波注意報が発表されたことを受けて、即座に地域防災計画による防災体制として第1警戒体制をとって、対応したところであります。この津波による被害は、日本の太平洋側で一部あったところでありますが、本町において幸いにして被害はありませんでした。

近年の地震については、国内では、平成7年の阪神淡路大震災以後も、中越、能登半島、中越沖、岩手・宮城内陸の地震が、また、国外においても、一昨年中国の四川省、今年1月のハイチ、またこのたびのチリの地震など、多発をいたしておるところであります。

平成22年度において、県の総合防災訓練が平生町での引き受けとなっておりますが、住民の生命、財産を守る行政としての立場として、平素より危機意識をもって当たっていききたいと考えております。

次に、岩国基地民間空港の再開に向けた動きについて、御報告申し上げます。

先月1日岩国基地民間空港早期再開期成同盟会総会が平成17年以来4年ぶりに開会されました。これは、民間空港再開予算が来年度政府予算案に計上されたことに伴い、新たな取り組みが必要となったため、開かれたものであります。

その席上、国土交通省が2月中旬、ターミナルビル運営事業者を公募するため、山口県及び県東

部2市4町、地元経済界でターミナルビルの整備、運営を行う会社を第三セクター方式で設立し、応募したいという方針と出資総額5億円の官民の内訳が示されました。

突然の要請でもあり、また県東部とはいいながら、2市4町に限定した出資の要請であるため、範囲を広げて出資を募ったらどうかと意見を申し上げましたが、国交省の公募期限が迫り、時間的余裕がないため、県と2市4町以外の枠組みを広げるのは非常に難しい旨、県から説明がありました。

平生町といたしましては、県東部の活性化につながるよう、応分の負担には協力しつつ、空港の利用促進に当たっては県東部の広範囲での組織づくりに取り組んでほしい旨、県に対して強く申し上げたところであります。

次に、地域福祉計画の策定についてであります。

本年度と次年度において策定する地域福祉計画に伴う住民座談会を1月末から2月上旬に、町内9カ所で開催をいたしました。自治会長さんや町民の皆さん、そして、多くの役場の職員も地域住民の一員として出席をいたしました。皆さんの積極的な御参加をいただきましたことをお礼を申し上げます。1カ所あたり22人から58人の参加で総参加者数は348人でありました。それぞれの地域での課題は異なりますが、地域のつながりが希薄であることや生活環境の悪化に対する意見が多くありました。3月末には第2回目の住民座談会を開催いたしますが、各地域の課題を反映させた福祉計画を策定するためのものでありまして、2回目も積極的な御参加を願っているところであります。

次に、新型インフルエンザ対策であります。

新型インフルエンザにつきましては、11月19日、県下全域に「インフルエンザ流行発生警報」が発令され、急速に感染が拡大をしましたが、12月の中旬あたりから徐々に勢力が収まり、1月12日に警報が解除されたところであります。柳井地域休日夜間応急診療所の年末年始の診療体制も、小児科医師を含め、医師2名体制に拡充して対応いたしました。5日間で445人、1日当たり89人の受診者数となり、例年どおりで推移をしたところであります。

また、新型インフルエンザワクチンの公費助成については、優先接種者のうち低所得者の約8割の方を想定して12月補正予算で対応したところでありますが、1月末の接種者が32人と予想をはるかに下回っております。1月下旬から一般成人へのワクチン接種が開始され、低所得者への公費助成についても、現予算を充当し、福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、新型インフルエンザが大流行にならず、安堵しているところであります。

次に、保育園のあり方検討会についてであります。

公立保育園のあり方の検討については、昨年7月、「平生町公立保育園のあり方を検討する庁内会議」を立ち上げて検討してまいりました。今後、出生数の減少が予想され、園児の減少への対応

や仕事と子育ての両立支援、運営費等の一般財源化等を勘案し、平成12年度の保育園の統廃合に関する考え方に沿って、公立保育園を見直し、新たな保育ニーズに対応する保育園の整備が望ましいとする方向としたところであります。平成22年度は民間委員にも参加をいただいて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、学校耐震化についてであります。

学校の耐震化につきましては、年度初めに国の経済危機対策臨時交付金により、地方負担が大幅に軽減されることになり、またとない機会ととらえて、平生中学校の体育館の耐震改修を1年前倒しするとともに、平生小普通教室棟の改築に取り組んできたところであります。先般の臨時議会におきましては、これらの請負契約につきましては、御承認をいただき、いよいよ繰越事業といたしまして工事に入っていくこととなります。これまで計画どおりに進捗しておりますことにつきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。工事中の安全はもとより、極力、学校運営に支障をきたさないよう配慮するとともに、工期内完成に向けて、工事の進行監理をしっかり進めてまいりたいと考えております。

以上、12月定例会以降の主な諸般についての「行政報告」として報告をさせていただきました。

それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算であります。

補正額といたしましては、9,924万6,000円減額いたしまして、予算総額は60億9,150万2,000円となるものであります。また、国の2次補正により創設をされました「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」事業についても各費目に計上いたしております。

歳出の主なものより申し上げます。

20ページの情報通信費では、光ファイバー移設業務の委託料として、宅地開発により中国電力の電柱を移設することになり、平生町の光ファイバーケーブル線が中国電力の電柱を利用し、架設していることから、移設事業を実施するものであります。

21ページの企画振興費では、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

22ページの衆議院議員選挙費では、事業の確定により、各費目を減額するものであります。

23ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計の事業見込みによる補正に伴い、繰出金を増額いたすものであります。

24ページの老人福祉総務費では、臨時交付金活用事業で、佐賀西部地区老人憩いの家排水施設整備費を計上いたしております。福祉医療対策費では、福祉医療費の実績見込みにより追加計上するものであります。また、保険基盤安定負担金の確定により、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を減額するものであります。障害者福祉費では、障害者福祉サービス事務処理システ

ム改修経費を事業確定により減額をするものであります。

25ページの児童福祉総務費では、平成22年6月から子ども手当支給に伴うシステム改修経費を計上いたしております。全額国費で実施するものであります。保育所運営費では、臨時交付金活用事業として、平生保育園の中庭の改修と佐賀保育園の外壁改修の経費を計上いたしております。

26ページにかけての、子育て応援特別手当事業費では、子育て応援特別手当の執行停止に伴い減額するものであります。

27ページの保健センター運営費では、臨時交付金活用事業で、保健センター玄関のポーチ改修経費を計上いたしております。環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金を実績見込みによりまして減額するものであります。

28ページにかけての、土地改良事業費では、委託料と工事請負費は、ため池等整備事業の事業費の確定により減額するものであります。また、工事請負費では、臨時交付金活用事業で、伊保木水路整備費を計上いたしております。ひらおハートピアセンター運営費では、臨時交付金活用事業で、ひらおハートピアセンターの軒天井の改修経費を計上いたしております。

29ページの漁港建設事業費では、漁村再生交付金事業につきましては、事業実施見込みにより減額するものであります。

30ページの土木総務費では、地震防災マップ作成業務委託料につきましては、事業費の確定により減額をするものであります。

31ページの道路橋梁維持費では、臨時交付金事業で、町道区画線設置事業と町道舗装補修事業の経費を計上いたしております。道路橋梁新設改良費では、臨時交付金活用事業で町道路肩整備・側溝改良の経費を計上いたしております。県道路改良事業の負担金は、実績見込みにより減額をいたすものであります。河川維持改良費では、臨時交付金活用事業で、河川の老朽護岸の改修経費を計上いたしております。

32ページの砂防費では、自然災害防止事業と急傾斜地施設維持管理の負担金につきましては、実績見込みにより減額いたすものであります。

33ページの下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金につきましては、下水道事業特別会計の実績見込みと臨時交付金活用事業の実施に伴う増額であります。760万6,000円のうち、400万円が臨時交付金活用事業であります。

34ページの非常備消防費の報酬は出務実績により増額するものであります。事務局費では、幼稚園就園援助費を実績見込みにより増額するものであります。

35ページの小学校費の学校管理費では、臨時交付金活用事業として、平生小学校の体育館ステージ照明の改修、職員室等空調設備の設置、佐賀小学校のフェンスの改修、校舎の転落防止柵

の設置、職員室等空調設備の設置の経費を計上いたしております。小学校費の学校建設費では、平生小学校の普通教室棟改築事業と平生小学校の太陽光発電設備設置事業につきまして、入札実績により減額をするものであります。

36ページの中学校の学校管理費では、臨時交付金活用事業で自転車置場改修、生徒玄関屋根改修、職員室等空調設備設置、普通教室棟水道配管改修の経費を計上いたしております。

37ページの中学校費の教育振興費では、平成22年度に新たに設置される特別支援学級に要する教材の購入費を計上いたしております。中学校費の学校建設費では、屋内運動場の耐震改修事業につきまして、入札の実績により減額いたすものであります。幼稚園費では、臨時交付金活用事業で、遊戯室など床の改修に要する経費を計上いたしております。

38ページの公民館費では、臨時交付金活用事業として、中央公民館の駐車場舗装改修経費と佐賀公民館のカーペット張替改修経費と非常用発電設備の移設経費を計上いたしております。保健体育総務費では、町内駅伝競走大会の中止に伴い、所要の経費を減額いたすものであります。

39ページの平成21年農業用施設災害復旧費では、実績見込みにより工事請負費を減額するものであります。

40ページの土木施設単独災害復旧費では、実績見込みにより工事請負費を減額いたすものであります。公債費の元金につきましては、公債費負担の軽減対策としての補償金免除繰上償還制度を活用しまして、21年度分の繰上償還の対象となります一般会計債8件分を一括返済するための所要額を計上いたすものであります。この財源といたしましては、借換債を発行するものでございます。公債費の利子につきましては、借入金利の確定に伴い減額をするものであります。

41ページの上水道企業費につきましては、臨時交付金活用事業として、新設水道管敷設工事に要する経費を田布施・平生水道企業団への工事負担金として計上いたしております。渡船事業費の共同運航事業負担金につきましては、今年度の実績見込により減額するものであります。

それでは続きまして、歳入について御説明を申し上げます。前に戻りまして、11ページの総務手数料につきましては、見込みによりまして、減額いたすものであります。

12ページの教育費国庫負担金につきましては、公立学校施設整備費負担金の交付決定により増額いたすものであります。

13ページの地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、交付限度額の内示を受けて増額するものであり、総額は3億4,091万5,000円となるものであります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、国の2次補正によるものであります。臨時交付金の活用事業につきましては、歳出のところで御説明を申し上げたとおりでございます。

15ページにかけましての国庫支出金、県支出金につきましては、歳出で御説明いたしました事業の確定見込みなどによります特定財源の補正であります。

16ページの寄附金につきましては、ふるさと納税によるものを追加計上いたしております。

17ページの雑入では、市町村振興宝くじ交付金を追加計上いたしております。

18ページにかけての町債では、各事業の確定見込みや学校建設の入札実績により、減額あるいは増額いたすものであります。また、先ほど歳出で御説明申し上げました補償金免除繰上償還の財源としての借換債を新たに計上いたしております。

7ページ、第2表の繰越明許費につきましては、国の1次補正によるJアラート受信設備整備事業や地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、2次補正での地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業並びに平生小学校改築事業、佐賀小学校太陽光発電設備整備事業、平生中学校屋内運動場耐震改修事業のほか、漁港海岸保全施設整備事業と漁村再生交付金事業を翌年度に繰り越しまして、事業実施するものであります。

8ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほど繰り上げ償還に係る借換債を追加いたしますほか、各事業の確定見込によりまして、起債限度額の変更をいたすものであります。

なお、42ページに給与費明細書、45ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明を申し上げます。補正額は2,414万6,000円を追加し、予算総額は15億7,568万2,000円になるものであります。

歳出であります。8ページの退職被保険者等療養給付費は、実績見込みによりまして増額いたすものであります。

10ページの出産育児一時金は、実績見込みによりまして、2件分を増額いたすものであります。

保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、確定によりまして減額するものであります。

6ページの歳入であります。療養給付費等負担金につきましては、実績見込みによりまして増額をいたすものであります。出産育児一時金補助金につきましては、2件分の給付見込みによりまして、増額いたすものであります。療養給付費交付金は、給付見込み額の増加に伴い増額いたすものであります。

7ページの繰入金につきましては、出産育児一時金の給付見込みにより町の負担分を計上いたすものであります。

続きまして、議案第3号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。補正額は、3万円を減額し、予算総額は5,765万7,000円となるものであります。

7ページの歳出であります。職員手当は異動に伴います減額であります。

なお、8ページから9ページにかけて、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第4号平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正額は790万6,000円を追加し、予算総額は6億6,843万3,000円となるものであります。

10ページの歳出であります。下水道事業費の委託料につきましては、事業確定見込みにより減額いたすものであります。工事請負費につきましては、臨時交付金活用事業で、曾根沖地区の雨水排水の改良に要する経費を計上いたしております。公債費では、補償金免除繰上償還による下水道事業債2件分の一括償還分を計上いたしております。財源といたしまして借換債を発行するものであります。

8ページの歳入につきましては、下水道事業負担金の確定見込により増額するものであります。また、下水道使用料につきましては、確定見込みにより減額をいたすものであります。一般会計の繰入金につきましては、臨時交付金活用事業によるものと、下水道事業債の減額に伴い増額するものであります。

9ページの町債につきましては、事業費確定見込に伴い下水道事業債の減額をするものであります。

4ページの繰越明許費は、先ほど歳出で説明いたしました、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業について翌年度に繰り越しまして、事業実施するものであります。

5ページ、第2表の地方債補正につきましては、事業費の変動に伴い起債限度額を変更するものであります。

なお、11ページには地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第5号平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。補正額は6万1,000円を追加し、予算総額は7,589万8,000円となるものであります。

7ページの歳出につきましては、簡易無線局の更新に伴う手数料の追加であります。

6ページの歳入につきましては、歳出の増額に伴う、一般会計繰入金を追加するものであります。

続きまして、議案第6号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正額は800万8,000円を追加し、予算総額は10億422万2,000円となるものであります。

9ページの介護サービス等諸費につきましては、給付見込みによりまして、増額するものであります。

10ページの介護予防サービス等諸費につきましては、給付見込みによりまして減額するものであります。高額介護サービス費につきましては、給付見込みによりまして増額するものであります。

11ページの高額医療合算介護サービス費につきましては、見込みによりまして増額いたすものであります。

6ページからの歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金や一般会計繰入金、基金繰入金につきましては、給付見込みによりまして減額あるいは増額をいたすものであります。

続きまして、議案第7号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。補正額は872万1,000円を減額し、予算総額は1億7,974万7,000円となるものであります。

7ページの歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、確定見込みにより減額するものであります。

6ページの歳入におきましては、それぞれ確定見込により減額あるいは増額をいたすものであります。以上で、平成21年度各会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時5分から再開いたします。

午前9時52分休憩

.....
午前10時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） 引き続きまして、議案第8号平成22年度平生町一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成22年第2回平生町議会定例会資料をお配りをいたしておりますが、この資料の2ページに平成21年度との款別比較、並びに3ページに予算の節別分析を明記しておりますので、予算書とあわせてごらんをいただきたいと思っております。

一般会計の予算総額は、47億4,940万円でありまして、前年度対比1.4%の増額となっておりますが、これは主に新規事業の子ども手当の支給事業や平成22年度に設置予定の地球温暖化対策推進基金への積立金、太陽光発電システム設置補助事業、また町有施設の省エネ改修やバリアフリー化事業によるものであります。

それでは、主要事業や新規事業を主体に歳出から御説明を申し上げます。

39ページからの総務費につきましては、6億2,140万6,000円でありまして、前年度対比5.2%の減額となっております。この主な要因といたしましては、平成21年度当初予算で計上いたしておりました、柳井地区広域事務組合ふるさと振興基金配分金のふるさと振興基金への積立が終了したことによるものであります。

一般管理費では、職員の資質向上を目的として自治大学校への研修参加経費を計上いたしております。また、平生町例規集の改訂を平成22年度に予定をいたしておりました、委託料を計上いたしております。自治会活動費交付金につきましては、地域活動の活性化を目指して、引き続いて計上いたしております。

42ページからの情報通信費であります。新規事業といたしまして、平成23年1月から稼働予定の新住民情報システムの借上料を計上いたしております。

43ページから45ページにかけましての庁舎管理費でございますが、新規事業であります、防災メールの使用料を計上いたしております。防災メールは、登録したメールアドレスへ防災情報を発信する事業であります。工事請負費には庁舎の空調設備更新に要する経費と老朽化した庁舎の窓をアルミサッシに改修する経費を計上いたしております。備品購入といたしまして、新たに公用車の購入費を計上いたしております。

45ページから46ページの企画振興費であります。第四次総合計画策定のための総合計画審議会委員の報酬、総合計画冊子の印刷製本費及び航空写真の撮影に係る経費など計上いたしております。

49ページから50ページの賦課徴収費でございますが、ASP国税連携サービスの設定業務委託料を計上いたしております。ASPとはアプリケーション・サービス・プロバイダーの略でございますが、業務用のアプリケーションソフトをインターネット回線を経由して利用するサービスのことであります。このASP国税連携サービスは、平成23年1月より国税庁から確定申告などの課税データを通信回線を通じて受信を行う業務であります。この業務を実施するには新たなシステムを構築する必要がありますが、単独での構築には多大な費用が発生することから、システムについては、ASPサービス業者が開発したアプリケーションを利用するための初期設定業務を委託するものであります。

51ページから52ページの戸籍住民基本台帳費では、公的個人認証機器の更新経費を計上いたしております。

53ページから56ページにかけての選挙費では、平成22年度に予定をされております参議院議員選挙と町長選挙について所要の経費を計上いたしております。また、選挙期日が平成23年度となる県議会議員選挙につきましては、22年度から選挙準備事務をとることとなるため、所要の経費を計上いたしております。

56ページから57ページの統計調査費では、平成22年度に実施する国勢調査に要する経費を計上いたしております。

58ページからの民生費につきましては、13億4,038万2,000円でありまして、前年度と比較しますと8.2%の増加となっております。この主な要因といたしましては、子ども手当の支給によるものであります。

58ページから59ページにかけての社会福祉総務費では、平成22年度に地域福祉計画を策定することから、地域福祉計画策定委員の報酬を計上いたしております。開催回数については3回を予定しております。また、社会福祉協議会への補助金としては、地域福祉権利擁護事業の活動費を含めて計上いたしております。その他、国保会計への繰出金の計上が主なものであります。

60ページから62ページにかけて老人福祉総務費につきましては、敬老会行事を初めとした継続事業に要する経費を計上いたしておりますほか、雇用対策として、国費を原資として県で設置いたしております基金を活用し、緊急雇用創出事業といたしまして、老人福祉センター周辺的环境整備事業を計上いたしております。また、田布路木老人集会所の外壁改修経費を計上いたしております。その他、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の過半以上を占めております。

62ページから63ページにかけての福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上いたしております。また、平成22年度から75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための費用を計上いたしております。山口県の全市町で平生町と萩市が実施することとなっております。そのほか、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

63ページから65ページにかけての障害者福祉費であります。障害者自立支援法関係経費につきましても引き続きそれぞれ計上いたしております。平成22年度から、肝機能障害で重症化して回復困難な方も障害者として認定がされることとなっております。

その他、旧法指定施設が新体系サービスへ移行した場合の事業運営の安定化を図るため、移行時運営安定化事業補助金を計上いたしております。

66ページから67ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。また、育児用品助成事業につきましては、平成22年度から子ども手当が支給されることから、制度廃止を行うこととしており、経過措置分を計上いたしております。

67ページの児童措置費では、新たに子ども手当を計上いたしております。児童手当につきましては、6月支給におきまして、児童手当が2月、3月分、子ども手当が4月、5月分となるた

めの、経過措置として所要の額を計上いたしております。

69ページにかけましての保育所運営費では、保育士の退職に伴い、新たに学級担任保育士3人分の報酬を計上いたしております。法人保育園委託料につきまして、入園実績を勘案し計上いたしております。また、宇佐木保育園、佐賀保育園の耐震2次診断を実施することといたしております。

71ページからの衛生費につきましては、3億3,545万6,000円でありまして、前年度対比7.3%の増加となっております。この主な要因といたしましては、国費を原資として県で設置しております、地域グリーンニューディール基金を活用し、庁舎への太陽光発電システムの設置などに係るもの、また新たに創設します地球温暖化対策推進基金への積立金によるものであります。

72ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金など計上いたしております。

74ページにかけましての母子衛生費では、新規事業といたしまして、乳児家庭訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を計上いたしております。継続事業といたしましては、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。また、不妊治療費助成事業につきましては、引き続き取り組むことといたしております。予防費の委託料では、乳幼児や児童・生徒の予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、所要の経費を計上いたしております。

75ページまでの健康づくり推進事業費では、平成21年度予算では、7月の補正予算で計上いたしております、女性特有のがん検診事業の所要の経費を計上いたしております。継続事業といたしまして、各種検診業務の所要の額を計上いたしております。

76ページから77ページの環境衛生費では、新規事業といたしまして、太陽光発電システム設置事業といたしまして、第3庁舎に太陽光発電システムを設置する事業及び庁舎内の照明器具を省エネ型照明器具へ更新する事業であります。また、太陽光発電システム設置費補助事業につきましては、補助上限を14万円とし、地球温暖化対策推進基金を原資とするものであります。継続事業といたしましては、フラワーベルト整備事業の必要経費を引き続き計上いたしております。浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案して所要の額を計上いたしております。環境保全費では、地球温暖化対策地域協議会の開催経費を計上いたしております。

78ページからの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

79ページからの労働費は、1,019万5,000円でありまして、前年度対比13.8%の増であります。主な要因は人事異動に伴う人件費の増加であり、予算内容につきましては、ほぼ前年同様でございます。

80ページからの農林水産業費につきましては、3億4,220万1,000円でありまして、前年度対比25.8%と大きく減少いたしております。この要因は主に、団体営ため池整備事業と漁村再生交付金事業の減少によるものであります。

81ページからの農業振興費では、新規事業といたしまして、需用に応える園芸産地構造改革推進事業を計上いたしております。この事業は、消費量の多い野菜などの産地拡大に取り組むとともに、担い手を中心とした産地構造の改革を推進することを目的とした事業で、いちごについては、平生町が代表市町として、県の補助金と他市町からの負担金を受けて、平生町の負担分をあわせて、南すおう農業協同組合へ補助金として支出をいたします。また、負担金としては、いちじくの代表市町であります田布施町へ支出するものであります。継続事業として、ジャンボタニシ防除対策協議会や、ひらお農業体験農園運営協議会への助成を行うため所要の補助金を計上しておりますほか、県農地・水・環境保全向上対策協議会に対する補助のほか、町担い手育成総合支援協議会への補助金を計上いたしております。本町の農業振興を図ることといたしております。

84ページからの土地改良事業費につきましては、継続事業として単独土地改良事業費につきまして8件の事業を予定をいたしております。県事業であります平生中央2期工事の農免農道整備事業負担金につきましても、昨年と同様に予算措置といたしております。

86ページの中山間地域振興事業費では、引き続き中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するための事業を実施することといたしておるところであります。

87ページの林業総務費では、新規事業といたしまして、わな猟狩猟免許取得補助事業を計上いたしております。有害鳥獣捕獲対策事業は委託しておりますが、わな猟の有資格者が1名であり、わな猟の有資格者を複数確保し、本事業を円滑に運営していくことを目的とするものであります。また、森林整備地域活動支援事業につきましては、森林の境界の明確化と被害状況などを確認するために山口県東部森林組合へ事業費を交付するものであります。継続事業といたしましては、イノシシなどによる被害の低減につながるように、有害鳥獣捕獲対策と有害獣防除柵等設置事業に取り組むことといたしております。

88ページにかけての林業事業費では、単独林道改良に要する経費を計上いたしております。

89ページから90ページにかけましての漁港建設事業費では、漁村再生交付金事業費の減少により大きく予算額が減少いたしております。漁港海岸保全事業につきましても、前年度と同様の事業費を確保し、高潮対策に取り組むことといたしております。このほか、単独事業の漁港改良事業費や漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

91ページからの商工費は、1,657万9,000円でありまして、前年度対比4.1%の増加となっております。主な要因といたしましては、緊急雇用創出事業の公園環境整備事業の予

算計上によるものであります。

93ページからの土木費につきましては、4億5,631万7,000円でありまして、ほぼ前年度と同様の予算規模となっております。

93ページから94ページにかけましての土木総務費では、3年に1度実施をしております、道路台帳の修正業務委託料を計上いたしております。

95ページにかけたの道路橋梁維持費では、引き続いて町道の点々舗装などを行う、道路橋梁補修事業に要する経費を計上いたしております。

96ページにかけたの道路橋梁新設改良費では、14件の単独町道改良事業費や県の道路改良事業負担金につきまして、所要の額を計上いたしております。

97ページにかけたの河川維持改良費につきましては、14件の単独河川改修事業に要する経費を計上いたしております。

砂防費では、県事業の自然災害防止事業負担金を計上しております。

98ページの港湾建設費の港湾整備事業では、南周防大橋の舗装補修と水場地区のしゅんせつ工事の県への負担金を計上いたしております。

99ページの都市計画総務費では、地形図の修正業務の委託料を計上いたしております。

100ページにかけたの下水路費では、4件の単独下水路事業に要する経費を計上いたしております。

101ページにかけたの住宅管理費では、引き続いて、用途廃止住宅3戸の解体経費を計上いたしておりますほか、消防法の改正に適應するため、中村団地などの町営住宅を対象に火災警報器を設置すべく所要の経費を計上しております。これですべての町営住宅に設置が完了することとなります。

102ページにかけたの下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、2億6,595万5,000円でありまして、前年度対比1.9%の増加となっております。

102ページからの消防費は、2億6,449万円でありまして、前年度対比で19.7%の増加であります。この主な要因といたしましては、柳井地区広域消防組合への負担金の増加によるものであります。

102ページの非常備消防費では、平成22年度に実施予定の山口県総合防災訓練の実行委員会への負担金や団員出務の報酬を計上いたしております。また、災害時の要援護者を対象にした住宅用火災警報器設置補助事業につきまして所要の経費を計上いたしております。

103ページにかけたの消防施設費では、佐合島の老朽化した地下式消火栓の撤去に要する経費を計上いたしております。また、第5分団に配備する、軽自動車ベースとしたポンプ積載車の購入経費を計上いたしております。このほか、柳井地区広域消防組合への負担金が主なもので

あります。

105ページからの教育費は、3億8,015万円でありまして、前年度対比8.2%の増加となっております。体育館のバリアフリー改修事業が主な要因であります。

107ページにかけましての事務局費では、学校支援補助教員を継続配置するための所要の経費を計上いたしております。

109ページにかけましての小学校費の学校管理費では、緊急雇用創出事業において学校環境整備事業に要する経費を計上いたしております。そのほか、平生小学校の第3校舎への渡り廊下の改修経費と電話システムの改修経費を計上いたしております。

110ページにかけたの小学校費の教育振興費では、新規事業といたしまして、コミュニティスクール推進事業費を計上いたしております。この事業につきましては、平生小学校が文部科学省から平成20年度、21年度の2年間の研究指定校を受けて事業を実施しておりますが、来年度も継続的に実施するため、新たに町単独で事業を行うものであります。さらに佐賀小学校におきましても新たに事業を行うため、事業費の補助を行うものであります。そのほか佐賀小学校に特別支援補助教員を配置するための経費を計上いたしております。また、遠距離通学費や就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

小学校費の給食費では、平生小学校給食室の天井と内壁の改修事業に要する経費を計上いたしております。

112ページにかけましての小学校費の学校建設費では、平生小学校の運動場側の普通教室棟と佐賀小学校の特別教室棟の耐震2次診断の経費を計上いたしております。これによりすべての学校教育施設で耐震2次診断が完了することになります。

114ページにかけたの中学校費の学校管理費では、動力幹線ケーブル改修経費や校庭整備費、プレハブ倉庫の改修経費を計上いたしております。

115ページにかけたの中学校費の教育振興費では、屋内運動場の耐震改修工事のため、三新化学工業の体育館を使用するための電気代相当分の負担金と校外の体育館を利用する際の移動時に使用するヘルメットの購入経費を計上いたしております。継続事業といたしまして、引き続き35人学級の実施に向けて少人数学級講師設置に係る所要の額を計上いたしております。遠距離通学費や就学援助費につきましても実績を勘案いたしまして措置いたしておるところであります。

中学校費の給食費では、給食用備品として給食室の給湯ボイラーの購入費など計上いたしております。

118ページにかけましての幼稚園費では、4クラス体制となったことにより、幼稚園担任教諭の報酬を計上いたしております。また、職員室の空調設備整備に要する経費も計上いたしております。

119ページから121ページの社会教育総務費では、緊急雇用創出事業において神花山古墳公園環境整備事業と夫婦松環境整備事業に要する経費を計上いたしております。

123ページにかけての公民館費では、曾根公民館の事務室天井の改修経費や佐賀公民館敷地内の水銀灯設置費、宇佐木コミュニティセンターと豎ヶ浜コミュニティセンターの空調設備の設置などに要する経費を計上いたしております。

124ページにかけての図書館費では、需用費の印刷製本費でむかしの町並み図の作成に要する経費を計上いたしております。

127ページから128ページにかけて保健体育総務費では、平成22年度に実施される日独スポーツ少年団交流事業の運営補助金や山口国体を1年後に控え、気運を盛り上げていくための電動車椅子サッカーのデモンストレーションを実施するための実行委員会への事業費補助金を計上いたしております。

130ページにかけての保健体育施設費では、県補助金の体育館等バリアフリー整備事業を活用して、正面スロープの改修やトイレの改修などを実施するための経費を計上いたしております。また、体育館のステージ側と中央の2コートのバスケットボールのゴール取替経費についても計上いたしております。

131ページにかけての災害復旧費は、377万9,000円でありまして、前年度とほぼ同様の予算規模でございます。公債費は、7億4,915万1,000円でありまして、前年度対比1.3%の増額となっております。

132ページの諸支出金は、予算額1億5,154万6,000円でありまして、前年度対比5.6%の増加となっております。上水道企業費につきましては、田布施・平生水道企業団への配水管整備のための負担金や高料金対策事業や赤字補てん分として補助金を計上いたしております。また、柳井地域広域水道企業団へは企業債の元利償還金のうち平生町の負担分として、利息分を補助金として、元金分を出資金として支出するものであります。渡船事業費につきましては、両町の負担分に離島航路事業費補助金とひらお丸の償還元金分を加算して支出をするものであります。簡易水道事業費は、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

133ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上しております。

続きまして、歳入につきまして申し上げます。

12ページであります。12ページからの町税は、13億666万円でありまして、前年度対比では0.1%の減少となっており、ほぼ昨年と同様の町税収入となっております。景気の低迷などにより個人住民税は現年課税分で2,430万4,000円の減少となっておりますが、固定資産税につきましては、増設をされました風力発電設備6基分の課税が始まることから現年課税分で2,093万2,000円の増加となっております。

14ページからの地方譲与税は、5,200万円で、前年度対比で5.5%減少となるものがあります。自動車重量税や揮発油税の税制改正などの影響分を見込んでいるものであります。

15ページの利子割交付金は、500万円でありまして、現在の金利動向等を勘案して減少を見込んでおります。

16ページにかけたの配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、株価の低迷の影響分として大幅に減少すると見込んでおります。地方消費税交付金は、21年度の実績見込みと昨今の消費の低迷の影響から減少すると見込んでおります。自動車取得税交付金は、21年度の実績見込みと自動車取得税の軽減措置の影響分として減少すると見込んでおります。

17ページの地方特例交付金につきましては、新たに児童手当及び子ども手当特例交付金が措置されたことにより大幅な増加を見込んでおります。地方交付税は、国の予算額が1兆733億円増加していることから、平生町においても予算額19億3,700万円とし、前年度対比で5.9%の増加を見込み計上いたしております。このうち普通交付税につきましては、22年度より創設をされました雇用対策・地域資源活用臨時特例費について4,100万円を見込んで、総額を18億2,000万円と見込んでおります。

18ページから19ページにかけましての分担金及び負担金は、6,529万6,000円でありまして、前年度対比13.1%の減少となっております。この要因といたしましては、保育園の措置人数の減少に伴うものであります。

19ページから22ページにかけましての使用料及び手数料は、6,638万2,000円でありまして、ほぼ前年と同様の予算規模であります。

22ページから25ページにかけましての国庫支出金は、3億4,525万2,000円でありまして、前年度対比43.2%の増加となっております。この要因といたしましては、主に子ども手当の国庫負担金の増加によるものであります。

25ページから30ページにかけましての県支出金は、3億3,582万2,000円でありまして、前年度対比14.4%の減少となっております。この要因は、漁村再生交付金事業の事業費の減少によるものであります。

31ページの財産収入は、1,159万5,000円でありまして、ほぼ前年度と同様の予算規模であります。このうち、不動産売払収入につきましては、遊休町有地の売払収入として、1,000万円を計上いたしております。

32ページの繰入金につきましては、21年度に引き続いて、財源不足を補うための繰り入れを行わない予算編成が可能となったことにより、財政基金繰入金は1,000円を計上しております。また、22年度から新規事業の太陽光発電システム設置費補助事業費について、新たに設置いたします地球温暖化対策推進基金から繰り入れております。繰越金は、前年同様の3,

000万円を計上いたしております。

33ページから35ページにかけましての諸収入は、5,947万6,000円でありまして、前年度対比55.1%の大幅な減少を見込んでおります。減少の要因であります。21年度の単年度措置で、柳井地区広域事務組合の解散に伴う配分金を計上していたことによるものであります。

36ページの町債は、3億8,470万円でありまして、前年度対比4.2%の増加となっております。この要因は、臨時財政対策債の増加発行に伴うもので21年度予算対比で21.6%増額をいたしておりますが、事業債につきましては、6,970万円でありまして、21年度対比で36.7%の減少となるものであります。

続きまして、8ページの第2表、債務負担行為につきましては、町土地開発公社における公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものであります。

次に9ページ、第3表、地方債につきましては、それぞれの事業などに対し、町債を起こすものであります。以上で、平成22年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第9号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、15億1,539万3,000円でありまして、前年度対比3.5%の増加となっております。

歳出につきましては、19ページからの保険給付費全体では前年度比で6.0%の増加となっております。医療費の増加や、診療報酬の改定による影響、団塊の世代の加入による被保険者の増加など考慮いたしまして積算をいたしております。

23ページからの後期高齢者支援金等につきましては、前年度対比で8.0%の減少となっております。後期高齢者支援金は後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として、被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられるものでありまして、後期高齢者の人口増により現役世代の配分比率が減少したことによるものであります。

24ページの前期高齢者納付金等につきましては、医療費が多額となる高齢者の加入割合や給付費に応じて、保険者間の負担調整を行うものでありまして、内容といたしましては、被保険者数に応じた事務費であります。

25ページの介護納付金につきましては、国民健康保険会計の介護保険負担分でありまして、対前年度比で5.5%の増加を見込んでおります。

26ページの共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金であります。30万円以上の医療費を県内の国保相互で賄うための拠出金でありまして、高額な医療費を要する被保険者や診

療報酬の改定の影響を見込み、前年度対比6.0%の増加としておるわけでありませ。

28ページまでの、保健事業費につきましては、平成20年度から制度開始となりました特定健康診査等事業につきましては、計画受診者数1,274人を目標として取り組むこととしておりまして、所要の経費を計上させていただき、前年度対比で19.2%の増加を見込んでおりませ。

戻りまして8ページからの歳入ですが、国民健康保険税につきましては、22年度から保険税の改定により、資産割の廃止とそれに伴う各税率の改定により保険税額を推計し、前年度対比で2.7%の減少と見込んでおりませ。

11ページから12ページの、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の総額からそれぞれ算定をいたしておりませ。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの加入者の割合における保険者間の負担調整をいたすものでありまして、前期高齢者の加入率や給付費額の増加に伴いまして、前年度対比で2.0%増加するものと見込んでおりませ。共同事業交付金につきましては、診療報酬の改定や高額医療費の増加によりまして前年度対比5.8%の増加を見込み計上いたしておりませ。

14ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を、それぞれのルールに基づきまして、算定をいたしておりませ。

続きまして、議案第10号平成22年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、6,346万8,000円でありまして、前年度対比で17.9%の増加となっております。

歳出であります、8ページの委託料の資産調査業務であります、田布施・平生水道企業団との統合を進めていくために簡易水道事業の固定資産調査を行い、水道施設診断・更新計画策定の基礎資料とするものであります。需用費の受水費であります、簡易水道管理費の51.3%を占めておりまして、会計運営を圧迫するものとなっております。

9ページの公債費につきましては、ほぼ前年度と同額でございます。

6ページからの歳入では、水道使用料につきましては、前年度と同額を見込んでおりませ。7ページの一般会計繰入金であります、前年度対比で39.9%増加するものであります。

続きまして、議案第11号平成22年度平生町老人医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は、9万7,000円でありまして、前年度対比80.0%と大きく減少いたしておりませ。これは、22年度に精算業務を本会計で行うためのものでありまして、最低限の医療給付費を予算措置するものであります。

続きまして、議案第12号平成22年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億3,041万6,000円でありまして、前年度対比5.1%の減少となっております。

歳出では、10ページからの、下水道管理費におきましては、流入量の増加に伴う流域下水道維持管理費の増加や、公課費では消費税の21年度の確定納付額の増加に伴い所要の額を計上いたしております。

11ページから12ページにかけましての、下水道整備費の中の委託料につきましては、21年度で実施設計業務と再評価業務、現況平面図作成業務が終了したことから、81.1%の減少をみております。公共下水道事業の工事請負費につきましては、前年度対比で76.7%増をいたしてありまして、補助事業4カ所、単独事業5カ所を予定をいたしてあります。

13ページの公債費では、3億8,385万8,000円となっております。会計予算総額の60.9%を占めております。

7ページからの歳入では、受益者負担金や下水道使用料につきましては、平成21年度とほぼ同額と見込んであります。

8ページの国庫補助金につきましては、補助事業の減少により19.1%の減少となっております。一般会計繰入金につきましては流域下水道事業維持管理負担金や公債費の増加により1.8%増加いたしてあります。

4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する、水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。続きまして、議案第13号平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8万8,000円でありまして、前年度と同様であります。土地の借上料を計上いたしてあります。

続きまして、議案第14号平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8,469万5,000円でありまして、前年度対比で12.0%の増加となっております。

9ページからの歳出では、施設管理費につきましては、前年度対比11.9%の増加となっております。主な要因といたしましては、汚泥処理手数料の増加と浄化センターの修繕料の増加であります。

10ページの公債費につきましては、新規の元金償還開始によりまして前年度対比で12.1%の増加をいたしてあります。

7ページからの歳入につきましては、排水施設使用料については、前年度対比で7.2%の増加を見込んであります。一般会計からの繰入金は、修繕料の増加や汚泥処理手数料の増加により

6.3%の増加を見込んで計上いたしております。町債につきましては、平準化債の発行により増加いたしております。

なお、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設への接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第15号平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2,499万6,000円でありまして、前年度対比11.5%の減少となっております。

歳出は7ページからであります。認定審査会の運営のための所要の経費を計上いたしております。歳出額の減少は主に、要介護認定システムの借上料のリース期間の終了と庁舎共通設備費負担金の対象となる第4庁舎のリース期間の終了によるものであります。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町での負担割合に応じて、負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第16号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、10億1,799万5,000円でありまして、前年度対比4.4%の増加となっております。

歳出より御説明申し上げます。13ページからの保険給付費の介護サービス等諸費におきまして、サービス利用者の増加に伴いまして、4.0%の増加となっております。介護予防サービス等諸費におきましては、前年度対比で11.2%の増加となっております。給付費全体で4.9%の増加となっております。

16ページの高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療保険と介護保険の負担額の合計額が高額になる場合におきまして負担を軽減する新たな仕組みとして、21年度より開始となったものであります。

19ページの任意事業費につきましては、介護用品支給事業を、21年度までの一般会計予算計上分と統合を行っております。

6ページからの歳入では、保険料につきましては、被保険者数の増加分を見込み、前年度対比で2.7%の増加となっております。

8ページにかけましての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費の増加に伴い、それぞれ算定をいたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分として計上いたしております。

介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金につきましては、介護報酬の改定の影響による保険料の上昇を抑制するために、基金からの所要の額を繰り入れるもので、平成22年度におき

ましては、報酬改定の影響による上昇分を軽減するために必要と見込んだ額を計上いたしております。

続きまして、議案第17号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は、1億8,981万1,000円でありまして、前年度比7.0%の増加であります。

歳出につきましては9ページからありますが、総務費につきましては、職員1名分の人件費を予算措置をいたしておりますので、増加しております。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計からの繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて広域連合に納付するものであります。

歳入につきましては6ページからありますが、保険料につきましては、保険料の改定や被保険者数などにより広域連合で試算した納付見込により計上いたしております。前年度対比で10.4%の増加となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分を合わせたものになっております。

以上で、平成22年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算、並びに該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第18号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、緊急行財政改革プログラムの一環として実施をした非常勤職員の報酬の減額措置を回復し、報酬額の改定をいたすものであります。従来本町の非常勤の特別職の報酬額は、その年々の経済状況に応じ人事院勧告の変動率に準じた改定をいたしておりましたが、平成17年度に発効しました緊急行財政改革プログラムの一環として報酬の減額措置を実施してからは額を改定することなく経過してきたところであります。この間、対象となった方々には町の財政立て直しのため大変な御苦労、御協力を賜りましたが、このたび新年度予算の編成に当たり、報酬額復元の財政的な目途が立ったことから、緊急行財政改革プログラムの最終年を一つの区切りとして、これを回復いたすものであります。

続きまして、議案第19号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、平成17年度から継続してきております特別職の給料の削減を、平成23年3月までさらに1年間継続するものであります。削減の内容といたしましては、給料月額に対し、町長が15%、副町長及び教育長が10%削減するものであります。

続きまして、議案第20号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、国民健康保険税の算定における資産割を廃止をし、所得割、均

等割、世帯割による3方式での算定方式に改めるものであります。応能割としての資産割については、かねてから改善要望が寄せられておりまして、本町におきましてもそのあり方について検討を重ねてまいりましたが、県の動向、資産割の算定方式のない後期高齢者医療制度への移行等を考慮し、廃止が適当との結論に至ったものでありまして、廃止による収納税額の減少分につきましても新たな3方式の税率により調整をいたすものであります。

続きまして、議案第21号平生町地球温暖化対策推進基金条例について御説明申し上げます。本条例につきましても、地域住民が主体となっていく地球温暖化対策にかかわる費用に充てるため新たな基金を設置するものであります。地球温暖化については、地球レベルの環境問題でありまして、私たち自治体としても将来を見据えて着実に取り組む重要な課題であると認識をいたしております。当基金は、風力発電所の固定資産税の一部を原資に設置をいたすものでありますが、基金設置後は、地球温暖化対策の一環として、本町独自の住宅用太陽光発電システムの設置費助成に係る財源として使用するものであります。

引き続きまして、議案第22号平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましても、宇佐木及び佐賀保育園の入所定員を実態に即した定員に改めるものであります。このたび保育所運営費国庫負担金の保育単価等の定員区分が10人刻みに改正されることを契機に、5人刻みの定員区分となっておる宇佐木及び佐賀の2園の入所定員につきましても実態に即した定員に改正するものであります。

続きまして、議案第23号平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例は、これまで未実施であった後期高齢者医療被保険者への人間ドック費用の助成を行うべく条例改正をいたすものであります。人間ドックの受診につきましても、後期高齢者医療制度では助成制度がこれまで実施されておらず、被保険者からも費用助成の要望が多数寄せられていたところでありまして、この人間ドック費用の助成を実施いたすものであります。

続きまして、議案第24号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましても、解体を予定をしております老朽住宅につきましても用途廃止をするものであります。対象となる住宅につきましてもは下横住宅1戸と尾土路住宅2戸でありまして、いずれも木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますもので、老朽化により引き続きの管理が不相当であるとの判断し、用途を廃止するものであります。

続きまして、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について御説明申し上げます。本議案につきましても、平成22年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、職員退職手当支給事務を処理する団体に宇部市交通局を加え、非常勤職員及び公立学校の学校医等に係る公務災害補償事務を処理する団体に下松市を加えるものであり、地方自治法第290条の規定によりまして、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となる

ことから、御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、予算17件、条例7件、事件1件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

なお、説明不足の点もあらうと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成22年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に御報告させていただきます。

本日提案をいたします議案の末尾に添付をいたしておりますのは、去る2月9日に平生町土地開発公社の理事会を開催をいたし、御承認をいただいているものであります。主な事業計画は、公共用地の取得、造成でございます。これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前11時15分から再開いたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第31. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第31、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順に順次発言を許します。大井哲也議員。

議員（2番 大井 哲也君） よろしくお願ひします。平生小学校教室及び中学校耐震化に伴う工事の入札が、2月18日に行われましたが、4件中2件が同額札によるくじ引きとなりました。適正な見積もりで落札するのではなく、くじ引きで落札業者が決まるというのは、企業の積算能力を含めた経営努力が反映されない運任せの制度であり、適正な競争という本来の目的に沿っていません。

また、現在の入札方法では、建築工事等は最低制限価格で落札すると、直接工事費を下回ること

になります。これでは工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりかねません。最低制限価格を含む平生町工事入札制度の改正が必要だと考えます。町長のお考えを伺います。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町の入札制度に関連をして、一つは、今の実態でくじ引きで結局決まると、運任せじゃないかということで、その辺のちゃんとした競争原理に合っていないということが一点と。それからもう一点は、今の特に建築はいわゆる直接工事費を下回ると、最低制限価格は、ということで、手抜きとかが、あるいは下請けにとって大変好ましくないという状況の指摘だと思っております。

御承知のように、本町でも入札制度いろいろ取り組みを進めてまいりました。できるだけ公正、そして、また、公正な競争を、促進をさせようということで、最低制限価格制度を設けて今日までやってきておりますし、特に500万円以上の工事につきましては、予定価格の事前公表と、それから、最低制限価格については、算定基準についてこれを公表するという説明をして今日までまいっておりますから、いろいろやっていく中で、それなりの能力があれば、工事価格の積算ができるということが結果として出ております。こうしたことで、結果的にくじ引きをやって運任せということが、たびたび起こるといようなことになったのでは、これはやっぱり改善をしなければいけないというふうに私自身は考えております。この辺については、改めて今の制度の問題点を十分つかんで改善を図るところは図っていくということにしたいと考えておりますし、また、下請けの関係については、今いろいろ公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これに基づいていろいろ下請けの場合も届け出等々含めて、いろいろ決まり事が出されております。こういうことにつきましても、いろんな工事の手抜きとか労働条件の悪化、あるいは安全対策、こういったことがしっかりできるように、町としても指導徹底をしていきたいというふうに考えております。

したがって、この入札の制度につきましては、先般もちょっと議論が出ておりましたけれども、いろんな企業の技術力だとか、あるいは地域への貢献度とか、この辺を含めて総合評価方式が採用されるところがたくさん出てきておりますけれども、この辺を含めて町としても検討を進めてまいりたいと。最低制限価格制度の見直しについても、具体的に検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（福田 洋明君） 大井哲也議員。

議員（2番 大井 哲也君） ここ数年にわたり、町内業者の廃業とかが見受けられますが、入札制度改革を含む地場産業の育成のための、なお一層の尽力をお願いして終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 瀬上 正博君）では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、1点目に、住宅リフォーム制度についてでございますが、この質問は、04年の12月議会で質問をしております。今回再度質問をさせていただきます。

国民の暮らしは今、底なしの悪化を続けております。失業率は急上昇して5.1%、これに達しており、昨年の消費者物価はマイナスの1.3%と過去最大の下落を記録しております。これに対しデフレの様相を強めているところでございます。2010年度の政府の見通しでは、成長率がプラスですが、雇用者の報酬はマイナス0.7%となっております。家計の所得が改善する見通しは全く立っておりません。そこで、この問題については、建設山口のほうからも陳情が出されております。議会のほうとしても議論をしていかなければなりません、当町としても、慎重に議論を重ね、よい方向性を出すべきだと私は考えております。

中身を少し説明をさせていただきますと、町民が住宅の修繕、改良をする場合、町内業者に発注をすれば、町が一定額を直接助成する住宅リフォーム制度です。地元中小零細企業と、それにかかわる業者さんの仕事を確保するなど、町内の経済対策を目的とした制度でございます。県内では、山陽小野田市が昨年の10月に導入をしているところでございます。内訳を見ますと、工事費の約1割の助成で最高額は10万円となっております。市は住宅リフォーム助成事業として、10月の13日に受け付けを開始、12月の18日に締め切ったそうですが、助成件数が308件、市の助成額は2,100万円です。工事の総額は、2億2,800万円となっております。予算に対する波及効果は、実に10.9倍にのぼっております。

また、市議会についても、この住宅リフォーム資金援助事業は、来年度もするようにと決議を全会一致で採択をしておられるそうです。当町に置きかえてみましても、10.9倍という波及効果は随分と大きいと思います。全額が町内の業者さんに入り、町内が活性化することは間違いないと考えられます。当町でも制度の導入をされるべきだと考えていますが、この点についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 住宅リフォームの助成について、小野田市の例を引きながら、町としての見解を今求められたわけでございます。議員も今、質問の中でもう結論を申されておりましたように、議会もちょうど折からこの陳情も出されておることですから、しっかり議論をして、具体的な町としても対応をして検討をしていきたいというふうに考えております。

ただ、今これを出されて、確かに経済波及効果、そして、また、地域の活性化につながるという面は否定できませんし、そういう部分があると思います。各、今全国でも実施をされておりますが、多分に国の補助事業といえますか、住宅の地域住宅交付金を活用してやっておるようでございますし、小野田の場合は、臨時交付金を活用してやられたようでございますが、いろいろこの辺の補助

事業の制度がどうなっていくのか、ほとんど、ですから1年度、小野田では議会で議決をされたということですが、単年度措置でやられてるようなところも結構たくさんあります。単発でやってどうなのかなというところも確かに検討をしなければなりませんし、それから、ぜひ今から町としても具体的な、町内での需要動向をどういう業者さんが対象事業業種がどのくらいあって、どういう見通しがもてるのかという基礎データを少し集めて、具体的な検討を少しして、議会でもいろいろ陳情の審査が行われると思いますが、我々としてもしっかりそこら辺の検討を進めていきたいと。最終的にはやっぱり全体の流れということも含めて総合的に判断をしていきたいというふう考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 今、御答弁をいただきましたが、基礎データを集めてこれを具体化していくという、こういう答弁をいただきました。私は今、他の市町村がこれ成功しているわけなんですよね。その中で、これは町内でも必ず活性化できると、こういうふうに思っています。町内が活性化すれば、やがては町の税収にもかかわってくると思います。必ずこれ町財政に還流してきます。この制度そのものはね、まさに一石二鳥ではないかと思しますので、この辺は今町長が御答弁されました、基礎データを集めてぜひ具体化をしていっていただきたいと思います。これは要望で結構でございます。ということで、次の質問に移らせていただきます。

次は、介護療養病床の廃止についてでございます。民主党は昨年総選挙のマニフェストに療養病床削減計画を凍結をすると、こういうふう書いておりました。しかし、この1月27日の参議院予算委員会で、長妻厚労相は、基本的に介護療養病床の廃止の方向性は変わりませんと、こういうふうに答弁をいたしました。療養病床を削減をする方針を決めたのは、社会保障費の削減を進めた自公政権ですが、2011年度末までに医療保険適用の医療療養病床を25万床から15万床に減らし、介護保険適用の介護療養病床を13万病床から0にするという計画を06年に決定いたしました。

しかし、医療療養病床は、各都道府県の目標に即して22万床程度残す方針に転換をいたしました。介護療養病床の廃止は変更をされておられません。医療病床は緊急の治療が必要な患者には、一般病床に入院した後、回復期のリハビリ病床での治療を経て、長期にわたり療養を必要とする場合には療養病床に移ります。介護療養病床が廃止されると、医療の必要性が低いと区分された患者は、介護施設が在宅に移るしかありません。介護療養病床をなくしたら不幸な時代が訪れるでしょうと言われる先生もおられます。それは受け皿とされる転換型老健、介護療養型保健施設には、夜にはお医者さんがおりません。結局今でも大変な救急の現場に終末期と言われる患者が大勢運ばれることとなります。

また、介護療養病床の入院患者の要介護度は平均が4.3です。要介護の1から5の中でも最も

病気も急変しやすい人たちです。これは先生の言われるとおり医療難民を生むしかならないと私も考えております。当町には、皆さんも御承知のように、現在888ある療養病床の中で、444の介護療養病床があります。今この介護療養病床が0になる可能性があるわけなんです。当町においても介護療養に入院されている方が、約1割程度おられると聞いております。この人たちが医療難民となれば、私は大変なことになるのではないかと、このように今思っております。そこでまず、1点目に、この計画に対し町長はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

もう一点は、この計画がこのまま進めば多くの失業者を生むことになるとも考えられます。当町にとっては大きな問題となると考えられますが、この2点についてお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 介護療養型病床の廃止に伴って、その対策として、どうしていくのかと。町長の基本的な考え方と場合によっては失業者が発生する事態になるということで、そこら辺の対応についての御質問をいただきました。もうこの前から大変これは大きな我々の課題になっているテーマであります。国のほうが介護療養型施設について廃止をするということで、38万床を15万床と、医療型だけにすると。結局今、御指摘のありましたように、今のところ22万床ぐらいということですが、介護型のやつについては、これをなくしていくという形になっているように思います。

これは今ちょっと先ほど御紹介がありましたけれども、政府の方針について、長妻厚労相の答弁が出されておりますが、私のほうも調べさせていただきました今、国のほうは今、こういう状況の中で大変国民にとっても、あるいは事業者にとっても、大変な不安があるということについて、長妻大臣のほうが、これは2月19日の厚生労働委員会において、質問に対して長妻国務大臣の答弁ということで、実態と合っていないという声がたくさん寄せられておると。今実態調査を詳細に進めておると。本当にその方が転換する行き先が確保されているのか、あるいは、また病院の経営者の皆さんはどのようにお考えなのかということ調査しております、今年の夏ごろまでに結果が出てまいりますので、その結果を踏まえて今後の方針を決定するということでもあります。いずれにいたしましても、この計画の猶予を含めて検討をしていくということになります。ということで答弁をされております。

どうも、この辺で私自身が今、感じておるのは、さっきも御指摘がありましたように、民主党が掲げたマニフェストと実際の今の政権与党としての大臣の答弁と、この辺がぴたっとどうもいっていない状況にあることは間違いないのではないかなと。ただ、いろいろどういふふうこれからやっていけばいいのか、そのために今、実態調査をやりよるということでもありますから、これはこれで踏まえて、夏ごろには大方方向が出るということですから、これはしっかり受けとめて、我々も注視をしていきたいと思っておりますし、また、この地域にあっては今、御指摘がありましたように、

888床のうちの444、ちょうど半分の病床のあり方について、これは今のところはこれをさっきありました新型老健と、それから、医療型と、その半分ずつ転換をさせていくというふうに今、聞いてはおりますが、それとあわせて平生町として、町としてどうしていくのかということになれば、今度のできる老健がそこにできますけれども、これをあわせた介護保険計画を策定をいたしております。これは平生町が今、21、22年度で38名というふうにうちでは今つかんでおります。38名のうち、介護保険計画でも示しておりますように、介護療養型医療施設は38名のうち20人と推計をしておるといってございまして、そのかわり老健のほうが増えていくと。それとあわせて、今言いたいわゆる新型老健等々を含めて対応していくということになりますから、これは引き継いでいけるというふうに今、町内の対象者はそうでありますけれども、十分やっていると、その辺はカバーできると思っておりますが、全体としての流れについては今、申し上げましたように、国の動向を踏まえて、事業者とも十分そこら辺はまだ今から調整をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

したがって、特にさっき御指摘の2番目にありましたように、配置基準がお医者さんと看護師がいわゆる介護施設の場合だと、例えば100名の入院者数が100名、入所者が100名ということになりゃ、お医者さん3名と、医師が3名というのが療養型、今度の介護療養型老人保健施設だと1名と。看護職員数は一緒、介護職員も看護と介護については、これは一緒ですね。医者が3名が1名と。配置基準が変わってきますから、そのところで少し、あるいは老健の場合だともうちょっと下がったりしますから、そこで若干の配置が変わってくるということも想定をされますから、十分その事業者ともその辺については連携といいますか、調整を図っていくように、これからやっていきたいというふうに考えております。

一応町内での約1割ぐらいというふうにさっきありましたが、38名、うち20名をそういう形で想定をしてやっていく。あとは老健と転換型のそういった新型の施設という形になっていこうかと思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 今約1割が38名という答弁をいただきましたが、私事で悪いんですけど、今うちの母親もこの前退院をして今、在宅で看護をしております。それを看護をしてみますと、やはり家の中をあけることができないんですね。あけたらちょっとまだまだ足が丈夫なものですから、ちょっとでも外へ出るわけなんです。だからだれかが家におらなければいけない、そういう事態があるわけなんですよね。この辺でやっぱりこういう問題というのは、今からはどんどん出てくるから、これだけは今からも町としてもやっぱりその辺をちょっと論議をされて、今からどうするか、今からの高齢社会に向けて、どういうふうな対策をもっていくか、こういうことをぜひとも早急につくっていただきたい。これを要望としてお願いをして、質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ゴルフ場跡地の活用についてお伺いいたします。十数年前町内でゴルフ建設の計画がありましたが、それが中止になり、町としては、その土地の乱開発防止のために業者さんより3,000万円です。その土地を購入されたと存じております。その当時の目的は達成されております。その後、その土地を売却されようとしておられましたが、それは中止となりました。それから動きはなく今日に至っており、いつまでも放置しておくのは町にとって損失だと思われま。町長はこの土地をどのようにされるおつもりでしょうか。また、今後、利用する計画はあるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ゴルフ場の跡地の活用についてでございます。今議員御質問にありましたように、昭和63年ごろから計画、ゴルフ場の計画が持ち上がったようございまして、乱開発防止といいますが、環境保全という意味で、民間の企業が、73万平米あるんですが、これを土地の処分をするという動きの中で、町としてもこの土地をぜひそういった意味で住民の不安を払拭をしていくという意味から、この土地の土地開発基金によりまして土地の取得をさせていただきました。これは平成13年の6月の定例議会で御議決をいただいた経緯でございます。

それで、その後いろいろ町としても若手の職員を中心に、いろんな開発計画といいますが、企画段階でいろんな職員の意向も十分反映をさせながらやってみようと、どういう絵がかけるのかというようなことで、いろんな取り組みをやってきた経緯もありますし、「ぶち えー ビレッジの構想」ということでお示しをしたこともありましたけれども、その後、なかなか土地の形状は、御承知のようにかなり起伏があったり虫食い状況になっておったり、大変池がたくさんあったりと、大変難しい形状になっておることは御承知のとおりであります。

したがって、これなかなか計画ということになると、開発計画というのはそういった土地の形状をどうしていくのかという、まず基本的な部分で大変難しい問題があるというふうに思っておりますし、先般も民間の企業の方からいろいろ買いたいというようなことで、それは議会ともいろいろ協議をしながら白紙に戻すということになっておりますから、これはこれとして一応その件については終了をいたしておりますけれども今、具体的な町としてここをこういうふうにするという計画を持っているわけではありません。将来に向かって具体的な活用方法といいますが、そういうものを検討する段階になれば、当然議会の皆さんにも十分相談をしながら町の活性化につながったり、町民のメリットになるような形でこの土地が生かしていけるように、将来とも考えていくとい

う基本的な考え方は持っておりますので、また改めてそういう時期になれば、御相談を申し上げるということになろうと思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 今の答弁のように、町内の活性化につながるように、何かやはり町有財産は町民のものでもあり、勝手に動かされないとは思いますが、町民の皆さんに納得されるような計画を考えられ、早急に、あそこは自然があり、美しい海も近くにありますので、環境のよい場所なので、有効に使うことをぜひ早目に、引き延ばすのではなくて、早目に考えていただきたいと思えます。あそこもいろいろ土地としては温泉が出るとか、いろいろあるらしいんですので、そういうところも研究されて、もっと活用されるということを考えていただきたいと思えます。

また、人口を増やすためにも、リタイヤして帰ってこられる方が住んでいただけるような環境というか、そういう場所もつくり、少しでも人口が増えるというか、つながるように計画されていていただきたいと思えます。この土地の有効の利用というの、誘致する方法もあると思えますけど、この土地は将来誘致されるのか、それとも町でもうするのか、その辺を考えておられるのでしょうか。この辺をお聞きいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 土地の活用につきましては今、申し上げましたように、町の町民にとって本当にメリットになるように、あるいは、また地域の活性化につながるように、当然そういう形で生かしていくということになろうと思えます。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） できるだけ有効に活用されることを要望して終わりにいたします。ありがとうございました。

.....

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告に従い質問いたします。

先日、平生町の高齢化率が30%を超えました。これからも地域で暮らす高齢者が増えてきます。それに伴いいろいろな課題が生まれてきますが、今回はその中から高齢者の交通手段の確保について質問いたします。

私たちは年を重ねると体のあちこちが不具合が生じ病院に通うことも多くなります。また、生活のための買い物もありますし、地域の行事や講演会などに出たいということもあります。しかし、中心部はともかくとして、周辺部のほうは高齢者、特に女性は車の免許を持っていない年代が多くございます。そういったことについて、今回の座談会でも話が出たと思えます。今までもこの課題

はずっとあったわけですが、例えば社会福祉協議会が、コミュニティバスのようなものをちょっと試験的に行ったこともございます。でも、アンケートでみんな乗りたいというアンケートは出てくるんですけど、実際に運行してみると乗り手が少なかったということで、それは中止になっております。

また、大野では地区社協が移動ボランティア、ボランティアで運転をしてあげようというのをやっておりますけれど、これも当初は20人ぐらいの方が利用したいということだったので、この方たちも高齢化して利用できない状況になったりして、少しずつ減って、広がりがなかったわけです。運転ボランティアの方たちは十数名熱心な方が取り組んでいらっしゃるんですけど、他地区への広がりもなかったし、大野の中でも広がりがなかった状況です。これは原因はいろいろと考えられるんですけど、気兼ねだとかいろいろタクシー会社との兼ね合いもありますから、いろんな問題があるのですけれど、これだけ30%という高齢化率ですので、やっぱり足の確保はとても大切な問題で、急いでやらないといけない問題だとも思います。それで、よそはどうしてるかなと思ってちょっと調べたんですけど、県内19市町あるわけなんですけれど、そのうちの9市町が、福祉タクシーの利用券を出したり、バスの割り引きをしたりしております。コミュニティバスという話も以前私もしたことがあるような気がするんですけど、それはちょっと費用対効果でなかなか難しい面もありますので、タクシーの利用券の助成、これが考えられないか、お伺いしたいと思います。

このあたりで、大島町は80歳以上の方に初乗り運賃相当のものを年間12枚、柳井市については75歳以上のひとり暮らし、もしくは75歳以上の高齢者世帯などの交通手段のない人に、年間24枚、これも初乗り運賃。田布施町は48枚、75歳以上のひとり暮らし、75歳以上のみの世帯に基本料金を年間48枚出しております。近隣もこういったことをしておりますので、平生町でそれができないかどうか、お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 特に高齢者の交通手段の確保についてということで、かなり高齢化社会がどんどん進んでいきますし、本町において、いろんな今までの経緯もありますけれども、特に交通手段を確保していくということが、地域においても高齢者の生活をよりその地域でやっていけるように、このタクシーが利用できるような方法を考えてくれということでございます。先般から、きょうも所信の中で申し上げましたけれども、地域福祉計画策定に向けて、それぞれ9会場でこの前から住民座談会を行っております。その中でやっぱり高齢者の足の確保というのは、やっぱり非常に切実な、病院に通うこと、買い物をしたり、やっぱり特に切実な問題だとも思います。

それで、町内を見ても中山間、先ほど大野のいわゆる移送サービスの取り組みのボランティアによる実績はありますけれども、町内においては、バスの中山間地帯、佐賀方面はありますが、堅く

浜のほうはバスが通ってないというようなこともあって、いろんな克服しなきゃいけない課題が現実には平生町としてもあると思います。今ちょうどこの地域福祉計画の策定に向けて座談会を開催をいたしておりますが、これを今から、この3月末から第2回目をやる。それから、今年の秋に向けて取りまとめをやっていくという方向になるうと思っておりますが、こうした流れの中で、この問題を考えていかなきゃいけないというふうに考えております。特に、これから今、大野でのああいって運転ボランティアの実績がなかなか広がりを見せていない、いろんな要因もあるんだらうと思っておりますし、現実にああやって一生懸命、地域でやっていただいております方もいらっしゃる。

したがって、こういう主体的に取り組んでいただいております方々ともしっかり協議をしていかなきゃいけないし、どういう形でそういう足を確保していく方法を考えていくのかと。福祉のそういうタクシーということになると、それとの整合性をどういうふうに図っていけばいいのかというようなことも、現実の課題として出てまいりますから、いずれにしても今回こうした高齢者対策の一環として、その足を確保していくということについては、今度の地域福祉計画の中でしっかり位置づけをして、足を確保していく具体的な方向づけをしていきたいと思っております。そういった福祉の分野で今、障害者とかいろんな方々が利用されておる実情も十分聞きながら、高齢者の方々の福祉タクシーの利用券のあり方といいますかね、利用券交付事業というのでしょうか、交付に向けて少し検討をしてみたいというふうに思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 前向きに検討をしたいというお答えでございました。地域福祉計画の中で位置づけていきたいということだったんですけど、今までタクシー券を使ったらどれぐらいの予算がかかるかなんかを試算されたことがおありでしたら、ちょっとお伺いしてみたいと思います。このお話は随分前から出てますので、そういったこともひょっとしたら考えてらっしゃるんじゃないかと。あと他市町のいろんなそういった兼ね合いについても、調査研究してらっしゃるんじゃないかと思っております。そのあたりのこともちょっとお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 河野健康福祉課長のほうから答弁をさせます。

議長（福田 洋明君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 失礼いたします。他市町の実施状況と、それから、本町で想定されるのはどれぐらいかということでございます。お隣の田布施町さんのタクシーの助成の状況についてでございますが、21年度の予算は、450万円、それから、22年度については、490万円を今、計上の予定というふうに伺っております。もし本町のほうでマックスでございますけれども、もし75歳以上の方を対象といたしましたら、75歳以上のひとり暮らしの方が、今現在で352人おられます。さらに、お二人暮らしの世帯は191世帯ございますので、初乗りといたし

まして計算をいたしまして、大体24枚、年間24枚で計算すると、約400万円ぐらいがマックスで想定されるんじゃないかというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 400万円、今いろんなところを絞り込んで絞り込んでやってる時代ですので、その400万円が捻出がどうかというお話になるんですけど、よく町長が何かの事業をやめて次の事業をという、スクラップ・アンド・ビルドですか、スクラップ・アンド・ビルドっておっしゃってますけれど、もしも可能なというか、一つの考え方なんですけれど、例えば敬老会の事業をしてますよね、昨年160万円ぐらいの予算を組んでますかね。今年も159万幾らの予算が組んでありますけれど、そういったものをやめてといたしますか、十何%の今20%以下の参加率で、これはずっと前からどうしていくかという懸案の事項でもあります。婦人会なんかでもいろいろ考えて、行政と一緒に考えてたことなんですけれど、このあたりをちょっと形を変えて、その予算を例えばタクシーの初乗りのものに振りかえれるとしたら、大島ぐらいの、ですから年間12万円ぐらいの利用相当額にはそれでたたき出せると思うんですけど、そういったお考えもこの際考えていただけたらなと思っております。

いずれにいたしましても、住みたくなる平生、住んでよかったと思われる平生ってということになりますと、近隣と比べて余り福祉政策に遜色があるというのはどうかと思いますので、そのあたりのことも考えていただきたいと思います。

大野の老人クラブでは、今いろんな行事をするときにタクシーを使用しております。それで参加する人が増えたということも聞いておりますので、町内で暮らすお年寄りが健康で文化的な生活が享受できるように、高齢者の交通手段の確保も含めて、総合的な効果的な施策が実行されることを期待いたしまして、一つ目の質問を終わります。

二つ目の質問に入っていますか。

それでは、保健センターの機能の充実について質問をいたします。保健センターは、健康福祉課の福祉班として、母子保健対策事業を初め、町民の健康づくりや精神保健、栄養改善などの事業を行い、住民に直接触れ合うことが多いところです。

ところが、最近乳幼児をお持ちのお母さん方から、「センターは職員がいつも少なくて忙しそう、ゆっくり話も聞けない」とか、「これまで町内の様子がいろんな情報がもらえたんだけど、今センターが持っている情報量が減ったようだ」とか、保健センターの活動の一部を支える母推さんですね、母推さんからも「活動していく上で、これまでいろんなサポートを受けていたけれど、それもちょっと難しくなったようだ」という話を聞いております。それでちょっと調べてみました。情報量の問題は個人情報保護法の兼ね合いもあると思いますけれど、これまで各公民館や保健センターで行われてきた予防接種や基本健診、がん検診が集団から個別に変わり、住民と直接対応する

機会が減ったため、地域や各人が抱えている課題が把握しにくくなったということも原因の一つだと考えられます。

また、職員に対して仕事量が多過ぎて、各地域に出向く機会が減ってる、いろんな事業で今まで各場所に出向いて来られていた保健師さんが、なかなかそれができなくなってるという面もあるようです。保健センターは通常6人の職員で構成されているのですが、本年度は2人が育休、産休、育児休業のために休まれております。事務職の方も、これ新人の方が事務職に入られたようなんですけれど、この方もちょっと体調を壊してただいま休業中です。そのあたりはパートで対応されているようですけれど、パートでできることと正職員でないとできないことがあります。事業の報告とか研修とか会議とか、そういったものは正職員でないとできません、対応できません。そういった適正な人員配置が足りてるのかなというのがちょっとすごい疑問になってるんですけれど、そのあたりのことで保健センターの機能充実についてどう考えておられるか、まずお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 保健センターの機能の充実についてということで、体制が今のままで大丈夫かということについて御質問をいただきました。確かに保健センターで、今いろんな取り組みを今日まで実施をさせていただいておりますし、また、かなり御指摘がありましたように、いろんな事業が増えてきておることも事実です。それから健診についても集団検診から個別のほうに移ってくるというようなこともありまして、なかなか地域の皆さんとの接点といえますか、そういうものも確かに低下をしてきている部分があります。

ただ、例の妊婦検診の14回への実施とか新型インフルエンザとか、この前から随分いろんな女性特有のがんの検診だとか、随分新しく取り組む事務事業が増えてきておるということも事実であります。

加えて、御指摘がありましたように、ちょうど今育休で2名の職員がちょうど今職場を離れておるというような状況でございます。何とか今、関係者の努力によってしのいでいただいておりますというのが現状でありまして、この秋にはちゃんと復帰できる見通しがありますので、何とか安定をしてくるのではないかなというふうに思っておりますが、全体のそういった事務事業のバランスと、それから、体制等、十分また改めてその時点でも十分検討をさせていただきたい。今は何とか今はしのいでもらっておりますが、改めて職員の頑張りには感謝をしたいと思っておりますけれども、

こういった全体の事務事業のこなしていく仕事と体制というのは、もう一度しっかり直視をしながら、この辺のあり方について秋にはそういう形で復帰をしてきますから、その時点でも、また改めて体制について考えていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今町長がおっしゃったように、21年度の新規事業として、妊婦検診の公的負担が2回から14回になったこと、1カ月児の健康診断が公的負担が開始されたこと、乳児全戸訪問事業が始まった、養育支援家庭訪問事業も始まったというのが21年度で新規。年度途中から、今回は急にですけど、インフルエンザが発生いたしましたので、そのインフルエンザの接種費用の軽減事業や女性特有のがん検診の受診事業、それから、5歳児の発達相談がこの21年度は加わってきたにもかかわらず、その体制でよくやってらっしゃるなという思いもございませし、また、最近精神保健福祉事業が県から16年度から保健センター、町に下りてきてますし、老人保健事業も健康増進事業と介護保険事業に分かれたりして、保健センターの動きはますます重要で、それから、量が増えております。そういった中、育休で今回2人とられたということなんですけれど、この育休というのはもう最初からというか、年度初めからわかってたことだろうと思います。休みをとって、あと残った人がしわ寄せいって大変だったというんでは、今度復職されたときに、復帰されたときに、やっぱり気持ちよく働かせんし、保健センターは特に出産とか育児とかいうものの指導をしていくところですから、御自分の育児体験、出産体験というのは非常にスキルアップの面でも有効ですので、まず町内どこもなんですけれど、女性職員が働きやすい職場としていただきたいという思いもありますので、そうしたところをちゃんと体制を整える必要があると思いますけれど、これはどうお考えでしょうかというのと。

それから、老人保健事業については、社協や高齢福祉班が同様の事業をしていると思います。その中でやっぱり同じような事業をしてないかどうか、そういった洗い出しとか三者で情報交換とかいったことをされているかどうかという二つ目の質問と。

最後は、ちょっと機能の充実以前の問題なんですけれど、お母さん方があそこに行ってもだれが何をしているのかわからないのよというお話で、今回特に育休のかわりに非常勤の方にもパートの方にも入っていただけてますけれど、そういった方のお顔が見えないということで、センターの入り口あたりに顔写真と名前と、その方たちが担当されていることを掲載してはどうかという思いもあります。市町、県とかやっているとこもございませし、そういった掲載も考えられていないか、あわせて三つお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の今の保健センターの体制ですが、女性が多いわけでありまして、しっかり働きやすい環境をといたしますかね、そういうものを十分整えていくようにこれからもしっか

り考えていきたいというふうに思っております。

あとそれぞれ保健センターなり健康福祉なり、あるいは社協なり、三者でそれぞれ事業を協議をしておるかということですが、このことと顔が見えるようにという今、提案もあったんですが、健康福祉課長のほうから答弁をいたしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） それでは、保健センターと健康づくりについては高齢福祉班、介護予防について言えば高齢福祉班、あるいは、また平生町社協との事務事業は同じようなものがあるから、すり合わせの考えはどうかということでございます。今言われたとおり、そういった例えば介護予防につきましても、社会福祉協議会のほうでゆる体操というのがございますけれども、そんなこともされております。また、認知症の予防教室については、社会福祉協議会のほうで脳トレーニングというようなものもされておられます。したがって、今後におきましても、十分関係者と協議をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、最後の顔写真つきの配置図を設置がどうだろうかということがございます。よく県庁のほうにも参りましても、入り口のところに配置図等々がしてあります。町全体のこともございませぬけれども、できることから進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 限られた人員と経費で最大限の効果を生む行政運営、それから、効率的で住民の視点に立った行政運営というのが、今回の第五次の行政改革大綱の中にある言葉でございますけれども、これについてこれをどう生かしていられるかを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行革大綱、第五次の関係でございますが、新年度からスタートすることになります。ありますように、行政組織のあり方を常に見直しをしながら、効率的で、しかも本当に効果を上げる組織として機能するように、絶えず行政改革というのは取り組んでいかなきゃいけない課題でありますから、十分そのことを踏まえて、引き続き行政改革を進めていきたい。その中で、やっぱり同時にやっぱり働きがいがあるような職員の環境も含めて、職場環境も含めて、我々も立場上しっかりその辺については目配りをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

.....
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。質問をする前に、ちょっと一言、きょうの町長の行政報告の中で、地域福祉計画をつくるに当たって、かなり職員の担当の課を中心に

いろいろな努力をされて、地域の方々がたくさん集まって来られたと、その話を聞きましてびっくりしております。私は何年になりますかね、合併の説明会でずっと町内9カ所各地一緒に回った覚えがありますが、そのときも大変な労力だったことを思いますが、今回は健康福祉課を中心に、この場所9カ所で、また1回目、2回目とやられるということで、やっぱり住民とこういう一緒にひざを合わせて町をつくっていくという行政のスタンスは、大変評価をされるべきだと思いますし、今回住民の側も大変たくさん集まられて、いろんな意見を反映されると、これからの地方自治をある意味じゃ示唆するような、あり方を示唆するような出来事に思っております。大変御苦労もあっただろうと思いますが、評価もしております、こういうスタンスで行政を進めていただきたいと思います。

これから先、1点目の質問であります学校についても、コミュニティスクールというのが、最初何のことなのかさっぱりわからないという状況でしたが、だんだんわかってきて、これもやっぱり地域の方がいろいろと参加をされて、一つの教育行政を支えていく体制が若干、型をつくりつつあるのかなという気もしました。

これについては、私の所管する委員会で一回、学校の見学をさせていただきました。教育委員会には大変御迷惑をおかけいたしましたし、学校にも大変御協力をいただきましたが、このときにもちょっと学校の状況がわかったことと、もう一つ、監査委員の一委員として、また後日地域の方々が給食を農産物を支えている姿をちょうど児童に説明するという場だったようですが、そのときも参加をしまして、地域と学校はよくつながってきてるなという感触も思いました。こういう観点から、学校の質問をしたいと思うんですが、これから先住民と行政が一体となってまちづくりとよく言われるんですが、どういう形で進んでいくか、なかなか見えてこないんですが、大変な努力が要るということだけは、少なくともこの間の動向を見て思いました。委員会で学校に見学に行きまして、給食も一緒に食べまして、その中から学んだことを中心に質問をいたしたいと思います。

学校教育については、教育長に新しく就任をされまして、学校の建てかえ等いろいろある中、教育問題にも一生懸命前向きに教育長取り組んでおられることについても評価をいたしておりますが、私は前も言いましたように、「早寝・早起き・朝ご飯」、その次に、それに「我慢をする力」というのをつけ加えました。きょうは、学校・家庭・地域、これが一体となって教育を進めるという問題についてです。これもずっと以前から言われておるテーマでございまして、基本中の基本でずっと追求をしてきておられると思うんですが、若干いろいろとこの間、学校を訪ねてみて、一生懸命やっておられるとは思いますが、前進の側面もあるんですが、この学校・家庭・地域が一体で取り組むというテーマについて、今日の状況はどうかということをもっと最初にお伺いしておきたいと思っております。

それと、もう2点目ですが、学校の補助教員の予算がよく出てきます。県費がついて、例えば特

別に支援が要るからつくとか基礎学力を上げるための補助教員もあるでしょうし、人数が多いため
に若干援助が必要という、いろいろ県費もついたりして補助教員をつけておられます。先日、授業
参観をいたしまして、この補助教員の役割についてびっくりをいたしました、大変有効な役割を
果たしているなというのは、目の前で見まして感じました。ですからこの今、補助教員が果たして
いる役割というのについて、状況をお伺いしておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） まず、最初に、先般委員会で仮設校舎における授業参観、あるいは、ま
た学校給食の実態等を視察をいただきまして、委員会としても、また学校としても非常に関心を持
っていただくということについては、ありがたいことだと、校長にかわって学校を代表してお礼を
申し上げておきたいと思います。

御質問にございましたように、家庭・地域・学校、この三位一体といいますが、もう幾久しく言
われてきたことですが、現在の家庭の環境、あるいは、また学校の環境、ちょっとかいつ
まんで現状を分析をしてみますと、やはり少子化とか核家族化、あるいは、またひとり親家庭の増
加とか、いろんな環境状況のもとで家庭の教育力、あるいは、また地域の連帯等が薄くなっていく
ということからの地域の教育力の低下、こういったことについては否めない事実であろうというふ
うに認識をしております。こういったものが当然学力の低下とか、また、問題行動、児童生徒の問題
行動へと発展していく要因であろうというふうに考えております。学校におきまして、全国的
な傾向ではございますけど、学校内への不審者の侵入、あるいは、また校外での声かけ事案、また
学校施設そのものへの破壊行為、いろんな形でモラルが乱れるといいますが、あつてはならないこ
とが日常茶飯事に起きているというのが実態でございます。こういう問題、また保護者のニーズの
多様化ということとあわせて今、学校経営という言葉が盛んに言われ続けております。校長のマネ
ジメントによって、学校をどうつくっていくかというところが今、管理職に与えられた大きな課題
でもあります。

しかしながら、学校だけでそれだけの学校経営ができるかと言えば、やはりそれは限度があるか
なという思いもございます。地域を含めて横の関係、また学校と保護者、家庭の縦の関係、縦横に
いろんな要素を絡めた学校経営、これが必要であるというのは大体の認識の一致を見ておるとい
うふうに考えております。

そこで、こういう状況の中で、平成18年、3年前、4年前になりますけど、約60年ぶりに教
育基本法が改正されました。その13条に、こういう条文が追加されております。「学校・家庭及
び地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の
連携及び協力を努めるものとする」と、こういう役割がそれぞれに求められたというところから、
先ほど議員さんおっしゃいましたコミュニティスクールという制度も出てきたものでございます。

平生小学校において、平成20年度、21年度、この2年間においてコミュニティスクールの事業を展開してまいりました。その成果といいますか、こういう研究起用という形で実績がここに網羅されております。これを町長が冒頭で申し上げましたように、いかにこれを22年度から生かしていくかというところで、佐賀小学校にも展開して、地域を巻き込んで、地域とともに歩む学校づくり、これはかけ声ではございますけど、学校現場でそういう取り組みをしていくということで、家庭を含めて三者一体となった学校経営というものを進めていくということで、予算についてはまだこれからでございますが、その予算については、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

この中身でございますけど、学校運営協議会というものを学校の中に置いております。その中で四つの部会、学校部会、地域部会、家庭部会、情報部会、こういう四つの部会でそれぞれ地域を巻き込んで家庭を巻き込んで、いろんな施策を展開してまいりました。当然おっしゃいました早寝・早起き・朝ご飯の推進については、家庭部会というところで家庭と連携をして、学校だよりとか、いろんな媒体を通じて家庭に保護者に呼びかけてきておるところでございます。私も昨年平生小学校も佐賀小学校もそういう形で保護者を前に話をさせていただきましたし、中学校においては、大星というPTAの会報を通じて、親と子の自由な約束ということで、いろんな話をさせていただいたところでございます。これについては、1回すれば効果が出るというものでもありませんので、常に平素からこういう取り組みについては推進をしていきたいというふうに考えております。

それから、社会教育におきまして、やはり教育基本法の改正にあわせて、今教育委員会のほうで事業として展開しておりますのは、学校支援の地域本部事業、これは学校支援ボランティアを募集して、先生が本当に児童生徒に向く時間を確保するために、雑用といっけませんが、学習支援あるいはまた環境支援、そういった問題で地域の方々をお願いをして、ボランティアとして学校に入っていただくという事業と、もう一つは、放課後子ども教室推進事業、これについては、やはり1、2、3年については児童クラブがございまして、4年以上については、児童クラブ等での放課後の居場所というのはございません。それを学校の中で、放課後の居場所をつくっていくというところで、スポーツとか昔の遊びなど、体験の場とか遊びの場とか交流の場とか、そういったものを今学校で地域の方々のボランティアの協力でもってお願いをし、社会教育としての活動の場を設けておるところでございます。

次に、補助教員の現状でございますが、教員の配置といいますのは、法律に基づいて教員が配置されておることでございますが、学力の向上の取り組み、あるいは、また生徒指導などの必要とする学校現場においては、それだけでは教員の配置というのは絶対多数といいますか、不足をするという状況、今現状の世の中を考えて、多くの配置がなければ実際問題、学力の向上に向けての取り組みができないというような実態の中で、法律では1学級40人以下となっておりますが、中

学校1年生は35人ではありますものの、山口県教育の方針として、1学級を35人以下とするという加配教員といいますが、加えて配置と書きますけど、専門用語で加配という形で教員の配置がなされております。これが先般、授業をごらんになられたときに、1クラスの中に2人の先生が入って、特別に指導をしなければならない学力の向上を目指していかなければならない形での指導と、マンツーマンになるかもわかりませんが、そういったこともこの加配教員でもって実際に授業を展開していると。ですから、この件につきましては、これからは当然県教委としては、大きな県の事業の目玉でもございますし、継続をしていくであろうと。また、町の単独事業といたしましても、学校支援補助教員というものの配置、あるいは、また英語指導教師についても現在は町単独という形にもなっておりますし、学校図書館の支援という形での職員の配置というような形で、できる限りの学校支援、補助教員という形で配置をさせていただいております。この効果については、当然保護者からも評価をいただいて、子供たちの学力向上に成果が上がっておるということで考えておりますので、今後についても引き続き町単独の予算については、お願いもしていきたいと思っておりますし、子供の学力のためにも配置をしていきたいというふうにも思います。

補足でございますが、先週中学校の2年生の職場体験学習がございまして、中学生がやはり平生小学校の算数の授業に2人ほど入ってきたという話を聞きました。担任の報告によりますと、校長に対して報告したようでございますが、「校長、中学生に毎回来てもらえんでしょうか」というような話もあったようでございます。中学生は優しく弟、妹的な立場のものに教えるというようなこと自体、やはり学力の向上に向けて本当に効果のあるものだというふうに考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたします。

まず、1番目の問題です。教育長の答弁にありましたように、家庭がいろいろな形で多様化をして、児童の家庭環境というのがいろいろあると、そういう答弁がございました。ところが、やっぱりいろいろお伺いしてみると、学校と地域というのは一生懸命教育委員会も努力をしておられるんですが、学校と家庭とのつながりがなかなか難しくなってきたと。これ一つは先ほど細田議員からも出ましたが、個人情報の保護なんですよ。学校の担任の先生が、何となくはわかるでしょうけど、例えばどういう家庭なのか、そこの児童の家庭がですね、ひとり親でしたらわかりやすいかもしれませんが、例えば核家族なのか大家族なのか、また、家族はどういう仕事をしておるのか、お父さんは単身赴任であるのかおらんのかとか、そういったいろんなことが学校で個人情報の保護という大きな壁に阻まれて、担任の先生が児童の状況がなかなかわかりにくいと。参観日等でいろいろ親が来ていろいろと色々な話しよるとまあ何となくわかるという状況のようにお伺いを、耳に入ってるんですね。これが一番学校と家庭のつながりを悪くしている状況じゃないかと思うん

ですよね。ここをやれば何とか克服していく必要があると思うんです。家庭訪問等も1年に1回されるようですが、こういう家庭訪問の回数を増やすとか、とにかく学校と家庭のつながりをどうかして強化していくことが、これから先の大きな課題になってくるように思います。この点についてちょっと問題を提起して見解を聞いておきたいと思うんです。なかなか難しい問題で、こちらからもこうだこうだってなかなか言いにくいところもございますから、ちょっとこのところがもどかしいぐらいの気持ちになっておるんですけどね。

それと2番目です。この問題とも関連ををすると思うんですが、まずは教育委員会にお願いしたいのは、学校の卒業式に行きますと、校長先生が卒業証書を渡すときに、小学校の課程を卒業したことを証すると、こういうぐあいに卒業証書を渡しますよね。行ったから修了したのか、一定の学力が身についたから修了したのか、それはわかりませんが、基本的には、勉強がわからないまま中学校に送るのはしないと思うし、確固とした方針を教育委員会で確保して、小学校が一番核だと思うんです。基本だと思うんです。先ほど教育長のほうも、低学力から来るいろんな問題を指摘をされましたが、特に勉強がわからないまま、いわゆる小学校の課程を十分理解しないまま中学校には送らないと、そういう決意を持った体制をつくって児童の教育に当たっていく。特に、基本科目については、国語や算数、理科、そういったものについては特別の体制をとってでもそういった方針を貫くということがいると思いますが、そういった、そのためには補助教員の勉強の補助をされる姿を見まして、これは本当どうあっても予算をつぎ込んででもやっていく必要があるなという、そうしたらみんなやっぱり勉強がわかれば楽しくなるんですよ、学校が。楽しくないときもあるかもしれませんが、基本的には勉強をわかってもらう体制をつくっていくことが大事だと思います。だから県教委も一生懸命やっておられるということですけど、町で教育委員会でそういう小学校の課程を修了しない子は中学校に送らないと、方針をはっきりさせて、その体制をつくっていただきたい。

そこで、先ほどの質問に戻りますけど、補助教員の力を借りながら、担任の先生がもっと家庭と近づける時間を確保できるような体制ができるのではないかなと思うんです。きょうちようど昼のニュースを見ていたら、例の愛子様の学校の問題が出ておまして、学習院の学校は、参観日は月3回ぐらい前にはありよつたらしいんですがね、保護者が学校に。それがだんだん減ってきてるとい話もありました。結局学校と家庭のつながりがどんどん薄れていく、ここが一つの教育上のネックになると思うんですけど、この時間をつくってあげるという意味からも補助教員の役割はいいのではないかなと思いますから、方針を持つことが大事だと思いますし、その点について2点ほどちょっと、これから先の取り組みですか、お伺いしておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 最初に、学校が担任が家庭の状況が把握できてない。職業とかがわかっ

てないのではないかという御指摘でございますが、家庭環境表というマル秘とありますが、こういった書類を家庭から学校に出していただいております。氏名、現住所、通学方法、家族、当然家族構成、全部書くようにはなっております。しかし、ここには年齢まで、連絡先等としかありませんので、職業欄、あるいは、また職場の名称等については、わざわざ記述いただければわかるかわかりませんが、今のこの環境調査表ではそこまで把握できる状況にはなっておりません。これもやはり個人のプライバシー保護、あるいは、また人権に配慮するという観点から、恐らく七、八年前から削除されたという実態はございます。

また、新たに2年前、平成20年にも県のほうから教育委員会に対し、こういった様式等の点検見直しという指示もございました。そういったいろんな状況を考えて、教育委員会でも提出いただく書類等について当然本籍地とか職業欄、これについてはほとんどの書類から削除しておるところでございます。確かに御指摘されましたように、なかなか家庭の状況環境がわからない場合については、教育、学校での学習ということについては別に問題はないかなというふうに思いますが、家庭との関係を構築していく上においては、やはりわからない状態では難しい、保護者とのコミュニケーションもなかなかとれないということは言えると思います。古い話と申しますが、私らの子供の時代というのは、そういう状況にはなかったと思います。それだけ学校規模も小さかったし、地域の連帯がとれておりましたから、だれがどこの子で、どこに親は仕事をしてるかというのは、みんなが知り得た情報ですから、当然学校の先生も耳にされ、それでもって家庭環境を理解し、その子のただ単なる教室での勉強じゃなくて、人生という大きな道のりの中での役割を先生としては果たしておられたというふうに思っておりますが、現在ではどうしてもそういう状況には至っていないというのが実態じゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、それで、見過ごすわけにもいきませんし、家庭訪問を増やせばそれだけ保護者とのコミュニケーションもとれますから、そこらあたりからヒントは出て来るんじゃないかなという思いもいたします。当然学校の中におきましても、参観日、保護者面談いろいろございますけど、保護者のほうから積極的に教師とかかわりをもってくれる家庭であれば問題ないわけでございますが、子供の授業だけ見て帰宅するという保護者も中にはいらっしゃるし、私も現実に目の当たりにしたこともございます。すべての保護者に対して、それだけの関心を持っていただくというのは、600人もおる平生小学校においては、大変難しいことかなとは思いますが、これもやはり学校の努力が必要なんじゃないかなというふうにも思っております。御指摘いただきましたように、補助教員が子供を見て、担任が地域へ出かけていくということも一つの方法としてはあるかなとは思いますが、町単独の補助教員については、教師、教員の免許を持ってない者の雇用ということでございますから、その人たちが、例えば授業をするというのは、100%不可能なことでございます。県からの加配教員による免許を持った先生であれば、当然授業等できますが、こういった先生

というのは、そんなにたくさん県が配置してるわけじゃございません。必要最小限の人数でございますから、6学年もあり、また各学年3学級もあるような大きな学校では、非常に難しい状況でもあります。ですから、当然そういうことをやっぴいこうとすれば、町単独で教員免許を持った人を雇用しなければ配置しなければ、そういったことまで発展をしないということでございますので、御指摘をいただいたことについては、これからのこととして改めて学校サイドともいろんな角度から協議はしていこうかなというふうにも考えておるところでございます。

卒業の件に関しておっしゃいました、わからないまま中学校へ送るなどというのは私も同感でございます。こういう学力の通常つけておかなければならない学力がついていない状況で中学校に行けば、当然高度なものに、内容的には授業が高度なものになってまいりますし、そこでついていけないとなると、やはり問題行動へ走るといようなことはもう想定の上でございますので、こういったことについても、できる限りのことはしていきたい。そのためには人も要るし物も要るしというような形になってこようと思っておりますので、今後どういう形で我々が提案できるか、これから考えていこうとは思いますが、本当に私どもにとってはいい提案をいただいたということで、本日は受けとめたいと思っています。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今答弁をいただきましたが、ちょっと語弊もあろうと思っておりますが、補助教員については、役割については、その見なさいというんじゃないんですよ。補助をしていただくことによって、担任に余裕ができるから、家庭訪問等もやりやすくなるんじゃないかという程度までですから、それはそこんこはかわりにやりなさいという話じゃないんですよ。それはわかっていただけると思いますが。

それで、苦勞はよくわかる。特に教育行政については、文科省、県教委という大きな壁がありまして、それぞれのいい面もありましょうけど、簡単に町の教育委員会だけでいくというのも難しいというのもわかりますから、提案は提案でさせていただきますので、十分に受けとめていただいたと思いますから、取り組んでいって、だから町の教育委員会として方針を持って、町として何ができるかというテーマを見つけてほしいと思うんです。そうして財政的な支援については、一緒に考えていく必要があると思っておりますから、この問題はこれで終えたいと思います。

2番目です。大内川の排水機場の運用についてです。私はこの堀川の排水の問題については、議員に昭和50年に出て以来、大変深く、ちょうど住んだところが、目の前が堀川でございます、ちょっと雨が降れば家の庭まで、家まで水が入って来る状況がよくありまして、あのころ樋門の管理をされた方が目の前におられまして、よく酒を飲んで寝ておられましたから、経済課の職員と一緒に樋門の発動機を回して真空引きをして水をかい出したという思いから始まりまして、沖に立派な樋門ができて、この問題はもう解決したと思っておったんです。特に、台風19号のときに

思ったんですが、あの樋門がなかったら平生の町の中、皆つかってあったわけですが、大変な威力を発揮した樋門だなというぐあいに思ってます。それ以来ずっと樋門の管理については、議会でも管理の方向をめぐっているんな会社のあり方も議論をされてもきました。関心を持ってきたんですが、特に今の住む家に移ってからは、毎日朝から晩まで樋門の状況が見えまして、樋門の番をしよる方を番をしよるとい感じほど見てきたんですよ。運転をすれば音は聞こえますし。

それで、このところ特徴的なことが2点ほどあるんです。一つは夜間に運転をされることが多いということなんですよ。どういう、それは偶然かもしれませんが、大体音がしましたら、あっ運転を、当初それほど夜間の運転というのは気がつかないんですけど、夜間の運転が増えてきたと。どうしてだろうかなと思ってたところに、近所の方から「とにかく夜運転してくれるとうるさくて大変だ」と、「大雨のときにはそりゃしょうがない、我慢するが、普段どうかならんじゃろうか」という声も寄せられております。ちょうど不思議に思っておりましたから、この問題について、運用の操作の手順と申しますか、いうのがあると思いますが、これはどうなっておるのかをちょっとお伺いしたいのと。

それと、もう一つ、この水門をつくって以来、開閉をしないんですよ、あの門を。あの門を開いて満潮のときには、潮が逆流をしてくまして、大変こっちが水がつかっています。そこの堀川にコンクリートを打っておりますが、満潮になったときには、あの上にコンクリート打ったのに立ってもひざぐらい水が来ますよ、昔の水位というのは、ですから、なかなか開けにくいというのはよくわかりますから、樋門の操作はかなり慎重にしなければならないとは思いますが、潮の具合によっては開閉して内水を排除してもいいのではないかという気があったんですが、これもそれこそ24年前にできたんですかね、たしか23年前ですか、以来ほとんど開閉による排水はされてないんです。今動くのか動かないのかということも疑問に思うぐらいの状況なんですよ。この点については、どういう基準になってるのか、運用の基準ですね、この点についてお伺いしておきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大内川排水機場の運用について、一つは、夜間の運転の操作の手順はどうなっておるか。現実に夜間の運転が、雨のときだと思えますが、行われておりまして、いろいろ周辺の皆さんにも御迷惑をかけておるようでございますが、手順については、建設課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

また、水門の開閉による排水をしてないと、ここ当分やってないような実態もありますので、その辺についても少し課長のほうから答弁させたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 洲山建設課長。

建設課長（洲山 和久君） それでは大内川樋門のことについて御説明いたしたいと思えます。

御質問の夜間の運転でございますが、樋門排水機保守管理業務報告書というのが毎月出てまいります。それで、これは2月分でございますが、4日ほど夜間運転というのをしております。10日の20時45分から21時30分、そのときの雨量が16.5ミリでございます。それと11日の22時5分から22時52分、雨量が1.2ミリでございます。26日、20時半から21時半、このときの雨量が49.0ミリと。28日、これが本当の夜間という形で、0時48分から1時27分というふうに、一応雨が降ったときにつきましては、やむなく夜間の運転ということでございますが、極力夜間に運転することのないように昼間回していくという形をとっていきたいと思います。

それで、この樋門につきましては、昭和62年に場内整備をして、すべての排水機場が完了しております。そのときにつきましては、通常の開閉ということができておりました。当然雨降りに土砂と一緒に雨も排水するという形になってまいりますので、今は防潮水門の高さを0メートルとした場合に、外の高さがプラス1メートルということになっておりますので、当然開放すると中に入って来るといふようなことになってまいります。これにつきましては、当然県と協議をいたしまして、しゅんせつという形にも、それにつきましては県と協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたします。今答弁をいただきました。2月に夜間に4日ほど運転したと。できるだけ夜運転をしないようにしたいというお話でございました。それはそれで一つの答弁かと思いますが、夜間の運転が目立つのは、ずっと以前からございまして、私は会社の雇用形態が何かで樋門の管理を委託されている方が、昼間何かして、夜になっちゃ帰って運転をしとるんじゃないかということまで若干疑った時期もあるんですよ。ずっと以前ですよ。それで2月の結果報告されましたが、私はこの質問を今年の初めに建設課にしているんですよ。それは御存知のはずですから、ここで2月の資料を持ってきて説明してほしいんですよ。ずっと以前から夜続いておる、それで住民も何とかならないかという話があったわけですから。この点についてどうですか。以前の、少なくとも昨年の後半。

それから、2点目は、私は樋門を開けないからあそこに泥がたまってきたと思うんですよ。1カ月、潮によって何日かは開けられるはずなんですよ。それを開けないとほとんど機械で排水されて、結局内から、外側から泥がこっち側に来ると、排水した水の中に泥がありますからね、機械で。その結果、外側に泥がたまって、外側の土砂のほうが高くなったと、内水面の位置より。だから基本的にそういう操作の問題からきて、ああいう立派なものをつくりながら、ついダムと同じような状況になってきておるのではないかと思います。これは県のほうのつくられた施設ですから、ここのところは十分調査をしていかないと、せっかくああいう設備をつくって大変な金額を上げて

つくって有効に活用されないと。確かに潮の満ち引きの間の操作をすれば、いろんなリスクも伴うでしょうから、管理する業者は機械で回して出しておくのが一番安心ですし、そういうことになってきたのかもしれませんが、ちょっとこの点は原点に戻って、これから先の対応を進めていく必要があるのではないかと思います。

それと、もう一つは、堀川の、いわゆる堀川熊川水系と大内川の水系は高さが違うんですよ。大内川水系のほうはそういうことがあってほとんど樋門を閉めないで流しておってですよ。台風とか何かのときだけ閉めると。あちらは有効にまだ約款をやっておられるわけですから、そういったできるだけ樋門で開閉をするという体制をつくっていくべきだと思いますが、これ先ほどちょっと県とも協議をしてという話があったんですが、これはそうでないと住民からも、なぜ樋門があるのに、わざわざ機械を回して油をたいて回すのかという質問が出てるじゃろう。それに対する答えがほしいんですよね。この点についてもどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、最初の問い合わせに対して回答が遅れたということにつきましては、私のほうから大変遺憾なことでありまして、十分担当を含めて注意を喚起をさせていただいたところでありまして、こういうことがないように、しっかり対応をさせていきたいというふうに考えておりますので、十分説明責任、今いう説明責任というのがきちっと果たせるように対応をこれからも求めてしっかりいきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、樋門の開閉でございますが、確かに今課長のほうが答弁しましたように、要するに外のほうがもう高くなってると、現実には土砂が相当たまるとるんだらうと思います。それへもって行って、最近はかなり潮位そのものも高くなってきておりますので、なかなかこれますます開けられんというような状況になつとるんじゃないかと思っておりますので、今回こうやってたまたま御指摘をいただいたわけでございますが、十分せつかくおっしゃるとおりで、立派な施設をつくっておるんですから、機能するように十分県のほうとも協議をしていきたいというふうに考えております。

.....

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） それでは、一般質問をさせていただきます。私の質問は毎回同じ質問でございまして、周りからそろそろ白い目で見られ始めてありまして、本人もそろそろ嫌気がさしてありまして、次からはちょっと卒業をしたいなというふうに思っております。今回の質問は、一発質問で一発回答でお願いしたいとそういうふうに思います。再質問、再々質問をしないように努めたいというふうに思います。

テーマといいますのは、「安定的な財源を確保して持続可能な行財政基盤を築く方策」というこ

とでございます、恐らく私人一倍、あるいは町長の次ぐくらいに平生町を愛し、平生町の将来を心配しているという人間のひとりといたしまして、こういう質問を毎回させていただいてきております。

ということで、12月の答弁では、この問題に対しまして、税の併任徴収、併任徴収というのは、税の徴収の強化ということでございまして、それと風力発電の固定資産税が入って来るとのことと、老健の設立ということを申し述べられたと思います。それと同時に、この問題に対しての特効薬はないというふうにおっしゃられたというふうに思います。

そこで、この答えが「持続可能な行財政基盤を築く」というテーマに対しまして、十分な答えであるかということについて、本当に十分であるかどうかということに対しまして、町長はどういうふうにお考えになるか。十分であるかどうかということについて御見解をひとつお願いしたいというふうに思います。と同時に、特効薬はないとおっしゃったことに対しては、これはちょっと違うなというふうに実は私思っております、特効薬を探していただくのが町長を初めとする、執行部の方々の役目ではなかろうかというふうに私は実は思っております。

それから、第五次行政改革大綱にも同じような点を取り上げられておまして、これの答えといたしまして、やはり町税の徴収強化、それから、2番目が税外収入徴収対策、それから、3番目がふるさと納税、4番目が有料広告、5番目が公有財産処分、ということがわかっております。これは目前の対策だと、要するに目先の対策だというふうに私は理解するわけでございますけれども、ということで、根本的な解決策、つまり持続可能な行財政基盤として何が答えかということ、これはぜひ答えを出していただいて私を納得させていただきたいというふうに切に願うわけでございます。テーマは幾らでもあるんじゃないかと、私自身は思っております。だからテーマがある中で、町長として、これを重点的にやっていきたいと。だから配下に対してこういうふうにせいというふうにリーダーシップを発揮していただければというふうに思います。そうなりますと、私自身も納得して、じゃあわかったということになるかと思うんですが、ぜひその辺をお願いしたいというふうに思います。

それから、歳入増対策についてと。これにつきましては、私自身今ちょっと今回の質問の中で申し上げました。要するに何をやるに当たって、歳入増がなきゃ何もできんだろうということで、これに対する解決策、答えといったようなものをぜひ町長お探しになって、答えをいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時15分から再開いたします。

午後1時59分休憩

.....

午後2時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 安定的な財源を確保して持続可能な行財政基盤を確立をする方法について、歳入増対策についても聞くと、こういうことでございます。

財源の確保を安定的な財源確保をして持続可能な行財政基盤の確立と、これが一つのフレーズになっておりますけれども、安定的な財源を確保するというのがやっぱり一番大前提で、行政運営の上で大事です。したがって、今も第五次の行革大綱の説明もございましたけれども、基本的には自主財源を確保していくと、こうだろうと思うんです。安定的な財源という観点から言えば、この自主財源であります、特に町税、これをしっかりまず確保していくということは、これが大前提だと思っただけです。町民税で言いますと、特に個人町民税と固定資産税、徴収対策室等を含めていろいろ対応をしっかり徴収対策進めておりますけれども、これで約11億円から12億円あるわけでございますから、この個人町民税と固定資産税、これをしっかりまずきちっと確保していくと。法人町民税は、七、八千万円ありますが、これはかなり景気動向によって上がったたり下がったり、かなりしております。やっぱり一番の基本は、何といいたしても、これ一番の自主財源の基本である個人町民税と固定資産税、これをどう確保していくのかということが一つの大きなテーマであります。そこに向けて、今徴収の体制、もちろんさっき言いましたように、こういった税外収入金の徴収対策等も含めて今やっておりますけれども、町の徴収対策については、一定のさきの平生町の監査報告もいただいておりますが、一定の取り組みについて計画的な取り組みにつきましては、評価をいただいて、しっかりこれからも計画を立ててやるようにという御指摘をいただいております。かなり職員もその気になって今一生懸命頑張っておりますので、これはこれとして取り組みを進めていって、まずその自主財源の基本でありますところを確保していきたいと。

あわせて、先ほどもありましたが、第五次の行革大綱を今から新年度からスタートしますけれども、上げてある項目は個々の小さい項目がありますけれども、やっぱりそれは、しかし、そうはいっても一つ一つを積み上げていくと大きな金額になるわけでありまして、この収納対策をしっかりやって、自主財源の安定化を図っていくと、これがまず基本だというふうに認識をいたしております。

その上に立って、じゃあどういう形でこれから言われたようなテーマを設定をして取り組んでいくのか。何も特効薬がないというのは、これをやったら絶対歳入対策増、特に持続可能な財政基盤の確立に資するという特効薬があって、それがなくて私が申し上げておるのは、これをやったら絶対歳入が上がるという話ではなしに、やっぱりこういうことを一つ一つ積み上げて、総合的に着実にやっていくことが大事なんだよという意味で特効薬はありませんということをお願いするんで、これをやったら財源がきちっと確保できてという話ではないということをお願いするつもりで

あります。したがって、いろいろ知恵を絞って、我々ができる取り組みは、これからもしっかりや
っていこうと。いろんな国の財源の活用を含めて、どう有効に限られた我々の今の町の財政とい
うのは限られた中で、できるだけ活用できるものは活用していきながら、我々としての自主財源も確
保していきながら運用をしていくということしか、今この段階で私から申し上げるといのは、な
かなか難しい。いろんな企業誘致の話から始まって、いろんなテーマはあろうと思います。あろ
うと思いますが、行政としてやれる対応はこれからもしっかりそれをやっていきますけれども、それ
ができなきゃほかができないということにもなってもいいけませんので、まずやるべき基本をやって、
民間活力をどうやって引っ張ってきて、どうやってその活力を生かしていくことができるのか、条
件整備がどれだけできるかというのが、これからの私たちに課せられておる課題だというふうに思
っております。

そういった意味で、歳入増対策についても、そういう意味で我々がこの前から申し上げておるよ
うな、考えられる可能性のあるものは一つ一つ積み上げていって確保していくというのが一番の財
政運営の基本だというふうに考えておりますので、前回と同じような答弁になりますけれども、内
容的にはそういうことでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 冒頭再質問、再々質問をしないと仰いました。ということで、これ
につきましては、要望としてひとつお願いしたいというふうに思います。

私の記憶の限りでは、税の徴収率といいますが、収納率といいますが、たしか来年度予算で
99%か98%を目標にしてやっていくということで予算を組まれていると思います。だから、あ
との1%、2%が仮に0になったとしても、つまり100%徴収できたとしても、幾らの金額にな
ると思われませんか。そんなに大した金額にはならないと思いますけど、これはこれで重要なこと
ですけどね、重要なことですけども、町の財政を救うほどのものではないのかなというふうに実は私
思っております。違ったら御指摘いただきたいというふうに思います。

それと同時に、これも要望ですけども、要するに細かいことを積み上げるよりも、私の希望と
しては、大きなことをどんとやっていただくと、そのほうがよっぽど効率がいいと思うんですよね。
例えば、企業誘致、これも難しいですよね。しかし、難しいけどやりゃあ相当な効果が出てくると。
雇用も生まれるということですよ。

それから、原発を契機としたビジネスとか、観光、それから1次産業をどうするかという話、そ
れから、建設業者の対策、建設業者につきましては、国の予算が十何%ですか、昨年度あたりより
削られております。したがって、皆さんひいひい言われていると思いますよね。だから、どうす
るかということは大きな課題じゃなからうかというふうに思います。そういったようなことが一つ、
数え上げればいろいろあるわけですよ。だから、そういったことに対してどうするというのを町

長として方針を出していただきたいと、それが町民の安心材料になるんだというふうに私は思います。だからこれは要望でございます。

次の問題、第四次平生町総合計画についてということで、これは昨年12月の平岡議員の質問にしり馬に乗ったような質問でございます。12月には、平岡議員が町長のリーダーシップを発揮していただきたいという要求がございました。町長は総合計画の策定に当たっては、アンケートをベースとして理念を打ち出していくんだというふうなお答えだったというふうに思います。アンケートはあくまで町政への推進の上での施策の参考とするぐらいのものだろうというふうに私は位置づけて考えております。つまりアンケートから町の理念、あるいは町長としての理念が生まれるとは実は私思っておりません。しかも12月の答弁では、既に一部作業も始まっているというふうにお伺いいたしました。この作業が今後10年先に向かってのことなら、今すぐにでも町長の方針、あるいは理念を打ち立てることはできるんじゃないかというふうに思います。つまりテーマとして小手先のことでなくて、大きなこと、先ほど申し上げましたように、1次産業をどうするかとか、そういった大方針が、あるいはテーマがいろいろあると思うんですけれども、そういう点から考えますと、アンケートをするまでもなく、これから平生町のあるべき姿、方向、これは町長単独頭の中でひねり出せるものじゃないかというふうに私は思います。

したがって、その理念を打ち出していただいて、それをバックボーンにして総合計画を立てると、これが私は手順として一番重要なことだというふうに思います。バックボーンがないと実際作業をやる方はどっち向いて仕事をやりゃあいいんだという話になってまいりますので、作業の一番最初に必要なことは、この理念、方向性、ということだろうというふうに私は思います。

ということで、町長の御見解をお願いしたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合計画策定に当たっての町長としての基本理念はいかにあるかということで、アンケートを先般も実施をいたしておりますが、もちろんこれは参考にさせていただくんでありますけれども、その中に、ただ今までも私が申し上げたのは、あのアンケートは従来と同じようにどうですかこうですかというアンケートではなしに、今回は特に実感度、数値目標を、今度計画をつくれれば数値目標まで含めたものを示していきたいと。したがって、そのためには政策のいわゆる住みよさの実感度なり、それから、政策の優先順位、こういうものをやっぱり念頭に置いたアンケート調査に今回はさせていただいております。

したがって、これはある意味では大変私は大事な、今集計作業をやっておりますけれども、このみんなが本当に住みよさを実感していけるような町を目指そうと、これは大きな一つの私たちが次に目指すと掲げていく目標です。

これは山口県は日本一住みよさ、住みよさ日本一か、住みよさ日本一、ですから山口県で一番に

なったら日本一と、こういうことになるんですが、それよりか住みよさが実感できるような町を目指していこうと。そのためにはどれをどう実感できている部分、何が足りない、満足度も調査をさせていただいた。したがって、そういうものを今回は具体的に出して行って数値目標につなげていこうと、こういう基本的な考え方でこれを実施を今させていただいておりますので、我々はもちろん今朝から出ておりますように、高齢化社会、どう対応していくのか、この地域であって、高齢化率が3割を超えたという話がさっきもありましたけれども、そういう中で、この地域をどう支えていって、本当に支え合いの仕組みをつくっていくのか。やっぱりこれは今回も町の基本的なあり方、地域分権、ここら辺については第五次の行革大綱の中にも入れ込んでいただいて、しっかりそこら辺の地域づくりという一つの理念に基づいたまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

同時に、今申し上げましたように、そのことによって一つの計画策定が10年ということで、これはこの前も御指摘いただいたんですが、計画そのものについては、やっぱり前期と後期ぐらいに分けて中間点でもう1回見直しをかけるというぐらいの柔軟性を持たせた計画にしていくべきだろうというふうに思って、今はとにかくその具体的な、この前からの地域福祉計画でもそうですが、出ておる地域の生の声をしっかり踏まえながら、それらを政策にどう結びつけていくかと、これがこの福祉計画の第四次の総合計画にしても、一番基本になるだろうと思いますから、そこら辺はしっかり整合性を持たせながら総合計画の策定を進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 誤解がないように申し添えておきますけれども、アンケートが無駄だとか余り絡めんでええとか、決して言ってるんじゃない。アンケートを待つまでもなく、町長の理念というのは出るんじゃないかと私言ってる。昨年の12月からの平岡議員の質問からも3カ月経ちました。したがって、私が一番聞きたかったのは、3カ月経った今現時点で、しかもその総合計画の作業が始まっているという段階で、町長の理念は何でしょうかというのが私の質問の趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 社会情勢がこういう状況ですから、それを踏まえた上でさっきから申し上げておるように、こういった高齢化社会の時代にあるべき地域の姿、コミュニティの再生と、こういうものを目指して、お互いに今協働という言葉を使っておりますけれども、協働してまちづくりが進めていける、そのために我々は今この総合計画の策定を通じてこの考え方を示していきたいと、政策を示して行きたいと、こういうことございまして、あくまでも基本的な理念というのは、住みよさを実感できる社会にしていこうと、こういうことであります。

.....

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） それでは、2点ほど通告しておりますが、まず1点目としまして、少子高齢化対策等についての質問をしたいと思います。

少子高齢化対策によりまして、人口減が本町においても影響があるわけでございますが、ちょっと10年前と現在の2月末までの人口を調べてみますと、10年前1万3,992人あった人口が、全体では880人減じて、1万3,112人であります。これ2月末ですね。今地域的に申しますと、平生地区が6,696人が217名減って6,479人、大野地区が2,616人が113名減って2,503人、曾根地域が1,956人が126人減って1,830人、佐賀地区が2,724人が424人減って2,300人、こういうふうになっておりまして、特に佐賀地区については、人口減が多いわけであります。

したがって、過日先般もお話ございましたように、町内で地域福祉の座談会がございまして、町内9カ所であったというふうにかがっておりますけれども、佐賀地区でもございました。そうして佐賀地区におきましては、佐賀地区自治会長連合会主催で中山間の地域元気アドバイザー派遣事業という講演を開催しております。これは錦町の町長であります寺本氏が講演にまいりましてお話をしました。その中ではやはり町民生活に支障を来す問題等が提起をされたわけであります。次の4点について、その中で主な話がございましたので、お尋ねをしておきたいと思えます。

1点は、高齢者の日々の買い物に困っておるということでございました。これは細田議員の話にもありましたが、とにかく高齢者が買い物に出るのが、地域的な佐賀地域が、この平生、柳井地域に対して非常に長い地形でございますので、その辺が懸念をされるということでございます。

それから、2点目は、医療介護の問題、これもやはりこの柳井平生地域と申しますか、これから申しますと、佐賀地域におきましてはかなりの距離があるということで、これも交通の手段ということでございましょうが、そういう場所がないということでもあります。この問題。

それから、3点目が、交通手段が限られる中山間地域であるということで、バスがありますけれども、その他の交通機関が、マイカーがなければ、不自由するというふうな状態。

それから、4点目が、この佐賀地域でなくても、地域の荒廃、田畑の荒廃、それから、空き家と申しますか、住宅が人がおらなくなって草が生えて荒廃するという問題は、非常に環境的に寂しくなるというようなことが問題提起とされておりました。このことについて、4点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 少子高齢の対策について、特に地域の先般来の座談会で特徴的な出された意見を中心に対応について今御質問をいただきました。現状認識等はどうかということと、あわせて対策ということであろうと思えます。

今朝ほどから、特に高齢者の足の問題ということで、細田議員のほうからもございましたけれども、こういう置かれておる地域の実情というのは、本当にこれから今10年前の状況との比較がございましたけれども、かなりもう10年先のことを考えたら、相当危機感をもって我々も対応していかなきゃいけないという今思いを新たにいたしておるわけでございます。それだけに、今言われたこの一つ一つ4点は、いずれも総合計画なり、あるいは地域福祉計画なり、その中で位置づけをしっかりとしていかなきゃいけない課題だというように思いますので、この点については、具体的に位置づけを、これからさせていただきたいというふうに考えているところであります。

買い物等については、今、まず最初の高齢者の買い物等についてでございますが、これは今朝ほど細田議員からありましたように、福祉タクシーの問題を含めて、高齢者の足をどう確保していくのか、しっかりこの計画の中に位置づけをして、いろんな調整をしなければいけない部分もありますから、そういうものをやりながら結論を出していきたいというふうに思っております。

それから、医療介護は、特に佐賀は心配をしておったんですが、近々医療機関がオープンをしてくれるようでございますし、また、篤志家の方によって、そこの地域の福祉の拠点づくりといえますか、今度デイサービスのセンターをやりながら、地域の福祉の和づくりの拠点にしていくという構想のもとに今社協が検討しておりますので、この辺については、また一つのよりどころとして活用していただけるのではないかなというふうに考えているところであります。まだまだこれから全体の、先ほどありました介護の問題を含めて、地域は大きな病院の上のほうへありますから、その辺の全体の医療体制のあり方についても、これからしっかり事業者とも協議をしながら、地域の医療の確保に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、交通手段が限られ、中山間地域、これは先ほどの買い物とかなりダブっていると思いますが、十分特にバス等の不便な状況もありますので、できるだけ、これも一緒にあわせて先ほどの地域福祉計画の中で位置づけをしていきたいというふうに思っております。

地域の荒廃について、これは畑作、空き地、それから空き家等々を含めてでございますが、宅地等については、今もそうですが、ここの町内各地区皆そうであります。不在地主等々いろんなところには、町のほうからいろんな文書を通じて改善の願いを申し上げておりますが、なかなか現実にはそれに答えてきちっと、じゃあ整備がされてるという状況になっていないということも承知をいたしております。この辺については、地域の例の中山間の取り組み、それから、農業政策あたりと一緒に連携をした対応をしていかなければいけないということで、ここの辺の地域荒廃対策ということで、この農業政策との関係で位置づけをさせていただくということで、これも第四次の総合計画の中の一つの大きなテーマだというふうに受けとめておりますので、十分この辺についても方向づけをしていきたいというふうに考えております。

以上、4点についてはそういうことで、いずれにしても、これらは今、特に佐賀地区だけではな

しに、町内共通する課題もありますので、十分そこら辺を受けとめた対応をこれからしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 買い物等につきましては、大体今から計画が出るということですが、国もこの買い物難民ということで出しております。最近のスーパーの閉店や商店街の衰退などで、高齢者が日々の買い物に困ると。買い物難民の解消策に経済産業省が乗り出すということでございます。このことで地域環境の改善を図るための「地域環境インフラを支える流通のあり方研究会」ということを立ち上げて研究するというところでございます。これは来年度、22年の事業になると思いますが、このようなことが検討されておるということを披露しておきます。この中に、移動式店舗や必要なときに自宅近くにおけるオンデマンドバスとか、インターネットで不慣れな高齢者にも活用しにくい宅配サービスの拡充とかの視野に入れておるといっても言われております。施策の実現には、スーパーやコンビニなどの流通産業と地元自治体や民間のバス会社、宅配業者などが連携をすることが不可欠であるということも言われております。こういう研究会が今から立ち上げていかれるということについて、通産省は出しております。買い物難民の立ち上げでございます。

それから、交通手段でございますが、これは私光の親戚に行って、幼稚園ぐらいの子供を連れて散歩をしてたんですが、途中でへたってしもうて負ってくれということで困りまして、目についたところが、バスの停留所があったんですね。そこで循環バスがありまして、東と西の循環バスが1日4回路線があるわけです。乗ってみました。どこまで乗っても200円ですね、大人は。子供は100円と。それで手を上げたんです。バス停はあるんですけども、手を上げればとまるというような施策でやっています。これが市がどれだけ出すのかわかりませんが、そういう交通手段も一つの方法を光市はやっております。これもちょっと研究に値するなと思ったわけですが、どのぐらいの予算が市のほうで出しておるんかというような、1回乗って200円ですから、それだけの4回市内を回るということが可能かどうかということには不安でございますけれども、そういう方法もあるんだなというふうに体験をしました。そういうことも今後今の第四次の計画の中で考えていただければいいんじゃないかというふうな気がいたします。そういう公共的な輸送手段と申しますか、こういうことについて検討をしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 買い物難民についての今アイデア、こういうこともあるよということで示唆をいただきましたので、十分そこら辺も検討をしていきたいというふうに思っております。ただ民間でやれるところ、それに対して行政がどれだけバックアップできるかというところもあるう

と思います。恐らくこれからさっきの宅配の話じゃないけど、昔は全部それぞれみんな持って歩きよったんですが、そういう形の恐らく販売、それから、つながりというものを大事にしていく形のもの、もっとこれから活かされてくる時代に逆に入っていくのかなという気もしますので、その場合じゃあ行政としてどういうお手伝いができるのかということを含めて考えていきたいと思っておりますし、公共手段によるあいった循環バス等も、いろんな話を実は私も聞いております。特に財政的にも大変だから、特に高齢者の皆さんにしっかり利用してほしいというようなことで、慌ててお願いをしたり、何か随分やっておられるという話は聞いておりますけれども、やっぱり何とか考えていかなきゃいけない課題だというふうに思いますから、御指摘のように、しっかり福祉計画なり、あるいは総合計画の中で、こういうものを位置づけをしていきたいと。どういう形でそういったできるだけ足の確保につながっていくのかということを実際に検討していきたいと考えております。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） それでは、2点目の問題に入ります。

平生町の土砂警戒区域についてでございます。最近では災害がありまして、温暖化ということもございましょうが、大雨が降るとかということが非常に多いわけでございます。県におきましても、地域災害の防止法に基づく土砂災害警戒地域に指定された箇所があるわけでございますけれども、平生町はどうなっておるのかということをお尋ねしたいと思います。

3点ほどお伺いします。この問題は、急傾斜崩壊のおそれがある箇所、それから、2番目が土石流の危険箇所、それから、3番目が地すべりの危険箇所等々でございます。この箇所があるならば、警戒区域に指定された市町は、危険箇所を記した地図の公表など避難体制の整備が義務化されていると思いますが、本町の取り組みはどうでしょうか。このことについてお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 土砂警戒区域についてでございます。平生町で指定された箇所はあるか、対策についてどうかということでございまして、今土砂災害警戒区域の指定の質問がございましたが、以前に町とすれば、平成19年に、これは県がやった土砂災害危険箇所マップ、これを関係するところに住民の皆さんのところに配布をさせていただいたということになっておりますが、今御指摘のように、土砂災害の警戒区域の指定、これにつきましては、今県下でもそれぞれ区域指定が順次行われております。そのためには、基礎調査を実施をして、それが完了した区域から順次区域指定が行われるということで、本町におきましては、平成23年に基礎調査を実施をして、24年に土砂災害区域の指定を受ける、そういう今予定で進んでいるという、県のほうの話ではそういう形に今なっております。

しかし、危険箇所についてはたくさんございますので、本町の今申されました三つの危険箇所、

あるいは、具体的な今後の区域指定になれば、どういう取り組みをしていくようになるのかと、この辺について建設課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 洲山建設課長。

建設課長（洲山 和久君） それでは、本町の危険箇所でございますが、急傾斜地崩壊危険箇所、これにつきましては、570カ所ございます。そして、土石流でございます。土石流につきましては、57カ所、そして、地すべり危険箇所につきましては、10カ所でございます。

先ほど町長が言われたように、指定後の取り組みにつきまして、今後土砂災害、また警戒区域の指定を受けて、平生町が次のとおり区域内の警戒体制の整備を図ることというふうになります。その整備につきましては、町地域防災計画への記載、災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底、宅地建物の取り引きにおける措置と、こういったものの整備を図るようになります。以上です。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 基礎調査は23年から始めて24年に完成ということでございますが、そうすると、ハザードマップですか、これが調査が終わって配布するということになるんですかね。その辺はどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ハザードマップによる周知は、改めてそれができた段階で対応していくことになろうかと思いますが、その前に、この区域指定を受ければ、やらなきゃいけないことを今四つほど課長のほうから申し上げましたが、2番目の災害時の要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制、これについてはもう去年の11月の段階で、本町としても避難勧告等発令伝達マニュアル（土砂災害編）、これについてはもう策定をさせていただいております。

したがって、これらをハザードマップの扱いを含めて、どう皆さんに周知をしていくのかというのが、当面我々の課題だというふうに思っておりますから、どういう時期にどういう形で周知をしていくのか、しっかり対応をしていきたいというふうに考えております。マップについては、これが出た後の策定ということになろうと思います。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 今危険箇所の件ですがね、砂防指定でございますね、砂防指定の赤本がありますが、あれに何ですか、箇所の修正というのはやるんですか。あれ今つかんと砂防指定ができませんよね。工事が。その辺が新たに加わるのかどうか、これちょっとお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 洲山建設課長。

建設課長（洲山 和久君） 赤本に新たに加えるかということでございます。急傾斜地崩壊危険箇

所につきましても、19年度においては、136カ所でございます。それが一挙に570カ所ということになっておりますので、その赤本につきましても、やはりそれに取り加えていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時10分から再開いたします。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） それでは、2点ほど補正予算、お尋ねをいたします。

まず、このたび地域活性化・公共投資臨時交付金、それときめ細かな臨時交付金ということで2つの交付金が交付されて、国庫補助金として。この違いといいますか、交付要件といいますか、そのことをまず御説明をしていただきたいと思います。と申しますのが、この使い道はほとんど繰越明許費ということで、次年度へ繰り越しということになっておるんですが、言葉をよく見ると、ほとんどが改修事業といいますか、結局、維持、メンテナンス費用に近いものじゃないかと思うんですね。そうすると、道路なんかは町債を発行されて、随分とされてます。改修をされてましたけど、こういう建物の中、特に中庭の改修とか、それとか生徒玄関の屋根の改修とか、公民館のカーペットの張りかえ、中央公民館の舗装の改修とかですね。それぞれ行政、公の財産として維持してやる中でこういうものが、たまたまあったからよかったんじゃないかということですね。多分これに至るまでの経緯は何年も何年も、こう予算の配分をしながらもできない、その優先順位が低くなつて、たまたまあったからこれに乗ったっていうものなのかということに非常に心配するんですね。ということは、裏返せば、何年か1度にはこの費用というものは必ず必要になってくるということですね。そうすると、町の予算なんかの関係でも、単年度主義ですから、なかなかこの内部で留保して積み立てておくというのは、基金の方法を活用するのがいいのかなとかも思ったりする

んですけど、それにしても、そういう性格の基金は確かにありますけれども、一向にその基金の中身が追いつかないというような状態だろうと思うんですね。こういう町の共有の財産の維持、運営費というのは、たまたま今回は交付金として補助を、交付金としていただけるものだから、今までのたまりたまったという言葉は大変御無礼かもしれませんが、実際はそうじゃないかなというふうに想像するわけです。そうすると、このことについては、ちゃんと考えておく必要があるんじゃないか。そうすると、一方で道路の改修なんかのお願い、やっぱり申請主義っていうことで、行政協力員さんの印鑑が確か要って、申請をされて、道路の補修なんかされてると思うんですね。そうすると、この場合はそういった手続とか何とかいうのはどねえなってるんかなとか、ちょっと疑問になりまして、その申請されてこういう改修事業になったのかどうなのかということもまず聞きたいんです。

協働、協働と言われながらも、何ていいますか、結局、使いが、町のほうで、ちょっとやろうと思っていたことが、今回たまたまということなので、わからんこともないんですけども、やはりこの行政の財産、みんなのものとしてこの維持改修費用っていうのは、ある程度ちゃんと計上っていうか、何とか、こう基金なりっていう形でも、わすかなもんでもいいんですけど、町債を発行して、何分の1かをそのときに出してやるという方法も有効なのかもしれませんけれども、それにしても公債費率に影響して来ますですね、財政の問題も非常に絡んできますから、ちょっと考えさせられる面を私ちょっと思ったもんですから、そのことも含めて、今後のこういうふうな維持運営費に対して、やっぱり22年度の予算組みもされてますし、また総合計画も今後策定されるということですから、少し必要なことじゃないかと思えますもんですから、このことに対してお考えをお尋ねをいたします。

それと、この中のことなんですけど、中学校の自転車置き場の改修は、去年の秋口ですか、夏場もやられてましたですね。ちょっとこの辺が気になるもんですから、全体、去年やられたものと、今からやろうとされるもんで、かなりボリュームが多くなりますですよ。どのようにされるのか、あわせて2点ほどお尋ねをしておきます。以上です。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 失礼いたします。それではお答えいたしたいと思えます。

補正予算書の13ページの歳入でございますが、地域活性化・公共投資臨時交付金と、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、2項目にわたって補正しておりますが、それぞれの交付金の交付要件はどうかという御質問でございます。

まず、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、国の経済危機対策によりまして、国の1次補正予算が編成されました。この1次補正予算の中のメニューの一つでございますが、国の1次補正予算で、平生町の場合でしたら、今回小中学校の改築耐震改修等をやっておりますが、新

たにそういう補正予算での事業の、いわゆる補助裏、補助金以外の部分に一定割合でこのたび交付金を充当して、地域のほうで積極的に事業をやってほしいという事業でございまして、平生町の場合、今申し上げました事業を中心に公共投資臨時交付金の申請をしたところでございます。

それと、地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、これは国の2次補正予算でございまして、これまでも平成20年度から各種交付金事業がスタートしておりまして、20年度の1次補正では緊急安心実現総合対策交付金、20年度の2次補正では生活対策臨時交付金、21年度の1次補正では経済危機対策臨時交付金、そしてこのたびの国の2次補正によりますきめ細かな臨時交付金、これまでに今回合わせまして計4回交付金制度が設けられておりまして、交付金の総額でいきますと約3億8,200万円となっております。

今申し上げました4つの交付金の中で、20年度の1次、2次、21年度の1次につきましては、ハード事業、ソフト事業両面ございましたが、このたびの2次補正につきましては、いわゆる危険な橋梁の補修など、今回の緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備、ハード事業ですね、インフラ整備に限るというふうに補助金の要綱になっておりまして、今回補正予算、3月補正予算で計上いたしておりますように、道路、河川、各種施設の改修経費等に充当しているものでございまして、当然、このたびの計上になりますので、繰り越して事業を実施するようになるものでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） そうじゃったですね。よくわかりました。濟いませぬ、ありがとうございました。それで、このきめ細かな臨時交付金、ハード事業、インフラ整備ということなんですけれども、この優先順位っていうんですが、その基準っていうんですか、この決められたですね、それをちょっとお尋ねをしておきます。

それと、先ほども申し上げましたけれども、詰めていけば、これは今に限ったことじゃないですね、多分。劣化とか何とかっていうけど、時間が経てば当然この整備はしていかなきゃいけない。そうすると、10年後ぐらいにはまたしなきゃいけない。そうすると、国のこういうたまたま交付金事業があったから乗ったっていうんじゃないで、きちんとした計画をもった整備をしとかなきゃいけないんじゃないかというのを、私の言いたいことでして、この辺のところの見解をお尋ねをしておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 角田課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 今の御質問にお答えいたしたいと思っております。このたびの3月補正によりまして、道路、河川、また各種施設の改修経費等の補正予算を計上しておりまして、今御質

問のように、このたびの予算措置に当たって、その各種事業の優先順位についてはどうかということでございます。このきめ細かな臨時交付金制度が決定いたしましたして、すぐさま財政当局から、施設管理をしている各課に対しまして、まず要望調査を行いました。要望調査をまとめまして、当然その事業精査をするわけですが、ちょうど新年度予算編成と時期がダブりましたので、その新年度で対応すべきものと、3月補正で対応すべきもの、2つに分けました。どちらがいけば新年度なんかということになりますけれども、事業の性格上いきますと、このたびの臨時交付金につきましては、きめ細かなインフラ整備事業に限定されるものでありまして、極力町内業者、小さな事業等で町内業者に発注できるものということで、そういう基準でもって事業の優先順位を決めたところでございます。

今後の施設の修繕計画といいますが、各種公共施設すべて共通いたしますけれども、今度の第五次の行革大綱の中には直接入っておりませんが、各種施設の年次的な修繕計画は当然つくるようにしておりますし、現在行っております学校等の耐震化、今後保育園、公民館等にも当然そういう耐震化の施策も必要となりますので、そういうものすべて含みまして、年次的な計画をつくりまして、財源調整等しながら行っていくというものでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 一応お尋ねしておきます。6万1,000円の一般会計からの繰

り入れをされておりますが、これで6万1,000円でも、今の時点で繰り込まなきゃいけないような予算執行状態になっておるとい認識でよろしいですか。余っておる額があるちゅうことはないですね。一応確認。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。漁業集落環境整備事業7ページの歳出のほうで、役務費の簡易無線局の更新手数料をこのたび補正いたしております。御質問のように、一般会計のほうから繰入金をしなれば予算が組まれないのかということでございますが、3月補正時点におきまして、役務費の中で、例えば事業が確定して、明らかにこの金額は余りますよというのがあれば、当然減額してそういう措置をいたしますけれども、現時点におきましては見込みということでございますので、役務費の中での、役務費の中での措置ということができおりませんし、ほかの節、ほかの費目でも確定すべきところがありませんでした関係上、このたび6万1,000円を予算措置し、一般会計から繰り入れるという措置をしたものでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成21年度平生町介護保険事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成22年度予算の質疑を行います。一般会計につきましては全般と、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第8号平成22年度平生町一般会計予算について質疑を行います。一般会計予算全般についての質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 予算全般についてをお尋ねをいたします。朝の冒頭にも行政報告の前に、大まかな新年度予算に対する取り組み、テーマを持って取り組んでいきますよというお話をいただきました。5つの大きな柱があって取り組んでいきますということでした。その中で、3点ほどちょっとお尋ねを、22年度の取り組み姿勢、予算全般についての取り組み姿勢ということでお尋ねをいたします。

まず、歳入確保策ということで、自主財源のお話が出てまいりました。一般質問の中でも、議員さん、自主財源の確保策ということでお尋ねになられていらっしゃいましたが、私が懸念するのは目的税のことであります。課税の日付が1月1日ということに当然なろうかと思うんですけれども、そうすると22年度、23年の1月1日ということは、23年度中のその目的税の執行ということになるかと思うんですが、22年度の目的税を取ろうかと思えば、今年の1月1日ですから、随分前からやって、条例、その他の法整備もやっておかないと、その目的税を公布できないということになるかと思うんですが。ということは、今から始められても当然その目的税の目標の、目標値としての日付は23年1月1日ぐらいになるんじゃないかと、私勝手に思うんですけれども、そうすると23年度ということになるかと思うんですけれども、それと22年度中に、条例の法整備等の手続をやられていく必要があるかと思うんですけれども、この予算組みの中でそういったことが見えませんので、具体的にどのような22年度中に、その目的税の進展、振興を図られる計画なのかをちょっと言葉としてお尋ねをしておきたいと思います。

それと、協働のまちづくりってということで、元気な町ということで、住民の声を、住民の声の視点に立って、一緒にまちづくりをしていこうと。協働という言葉、力三つを合わせるということで「協」ということでしょうか、ほかに漢字を探してみますと「共」という字で「きょうどう」とも読みますし、にんべんに「くする」でも、やっぱり「きょう」っていう。一方で、「狭い」っていう字も書いて「きょう」っていうわけですね。やっぱり、お互いに地域、行政、一体となってやるということであれば、ただ単に時間の経過ばかり、この時間の経過がまた「きょう」とも読むわけですね、お経の「きょう」という字ですけどね。やっぱり、時間とかやっぱり無駄にしちゃいかんと思うんですよ。そのためにはどうせんにゃいけんか。

たまたま、あした平生中学校の卒業式です。常々お話、町長のお話の中に「みずから社会と環境の変化に敏感に反応して、常々、みずから課せられた課題を、みずから解決する力を持ちなさい」それが学びの力。教育長さんなんかもよくそういうふうに言われると思うんですけど、そういうふう言われる割には、行政のほうの、そのみずから課して、みずから学んで、みずから解決するっていうスタンスが伝わってこないんですよ。結局きょうの答弁も聞いてみても、やるかやらないかよくわかりませんし、やっぱりこの辺が一番協働の町で、気構えが発揮しないと、どねえ住民の皆さん方に「協働、協働」皆さん方と一緒にやりますよ、だからやりましょうと言うても、動かざるを得ない状況なんじゃないかと思うんですよ。協働という言葉ばかりがひとり歩きしているというのが実感じゃないかと思うんです。私の感じだけで、その数値が示して、こういう数値があるからこうじゃないかというふうに言えないのが大変残念なんですけども、それにしてもこの「気」っていうんですか、気持ちというのが非常に大事なところでして、協働って言われるからには、やっぱり皆さん方の大いにリーダーシップを発揮していただきたい。

行政の福祉の向上ってということから言っても、テーマとか、その数値とか、確かに掲げることは難しいってのはわかるんですけども、やっぱり皆さん方の「気」っていうか、行政の皆さん方の協働に対するスタンス、気の持ち方がやっぱり非常にこの辺は重大だと思いますので、もし、この22年度中にそういうような協働の、その数値を、まず町長のほうから「こういうのが上がったら協働だよ」って、「協働が盛り上がったということだよ」というような、具体的な数値っていう、に対する指標がありましたら御享受をいただきたいということで質問させていただきます。

それともう一つ、これ、もう、この言葉が出てきて久くなるんですけども、いわゆる少子化、少子高齢化社会、少子と高齢化が2つ一緒になってるんですけど、私自身としては少子化は少子化、また高齢化は高齢化ということでとらえていってるんですけども、また少子化っていうのは、少子化軽減防止とか、そういう言葉で私いつも理解してるんですけども、少ない中で子供をどう育てるかじゃなくて、要は、子供を産むっていう、人間の根本のところターゲットを絞ったほうが、実際にはいいんじゃないかということで提言も含めて、具体的にどうかっていうことは今言えないんですけども、学校の授業の中でやる方策とか、夫婦とか、それとか家庭とかっていう、もっとそういう講座を、子供たちの中学校ぐらいのときにやるような、その総合教育の中で取り組んでいくスタンスっていうのは考えられるんじゃないか。と申しますのも、少ない中で、こう子育ての応援、それも結構なんですけれども、それじゃあ一向に少子化、歯どめかかりませんですよ。やっぱり、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが「産めよ、それで増やせよ」っていう、これだろうと思うんですよ、やっぱり。そうしないと少子化っていうのはほんとマジにいかないですよ。それはやっぱり、今の社会の中であれば、これだけ社会が急激に変化しているわけですから、どうしても学校教育の中でやるのが、やっぱり一番ベストなことなのかなというように、私なりに、一過程としてそういうふうにとらえてます。そのことに対して御見解をいただければ、また次の質問にさせていただきますので。以上3点です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の歳入確保財源で、目的税でございますが、これは、先般というか、この前も申し上げましたように、大変経済状況等含めて、考え方の基本的な問題については、特に下水道の敷設等々を念頭に置きながら準備を進めさせていただいておりますけれども、経済状況を判断をさせていただきながら、この決定をさせていただくということで申し上げておりますように、少し状況、推移を見ていきたいと、状況を見守っていきたいというふうに考えております。

それから、協働のまちづくりについては、けさからも申し上げておりますように、地域福祉計画等についても、ほんとにこの職員もそれぞれ地域の中に一緒に飛び込んで、皆さんと一緒に知恵を出そう、汗をかこうと、こういうことでやっているわけでありまして、そういった意味ではまさに協働の作業だというふうにとらえております。行政としても、そういった地域の皆さんの力が引

き出していけるような、地域における活動を含めて、これからも努力をしていきたいというふうに考えております。

少子化で、子供を産む方法、産むことについての、これはかなり、この問題については個人的な見解は別にいたしましても、大変価値観が多様化している今日で、どうやってこの少子化対策を進めていくのかと。いろんな角度から、議論がされなければならない問題だろうと思います。学校のほうで、学校教育の中で位置づけていくのがいいのか、いろんな見解はあると思いますが、私は今、こうした少子化を何とかしなきゃいけない。そのためには今、我々が言えるのは、子育てがしやすいような環境をつくって、できるだけ多くの方々がほんとにこの子育ての喜びを知っていただきながら、その成長を楽しみにしていけるような環境を、我々とすれば整備をしていく。そのことが結果的に少子化対策につながっていくようにということを、我々行政の立場としてはそこら辺が限界ではないかなというふうに、今は考えております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 歳入について、ちょっと1点ほど気になる表現がありますから、お伺いしておきたいと思うんですが、町税が、個人分が減少してきております。昨年も景気の低迷による町税の個人分の減少と、今年も景気の低迷による個人分の減少という表現をされましたが、町税の減少についてどのような分析をしておられるのかちょっとお伺いしたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 弘中税務課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 弘中税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（弘中 賢治君） 御質問いただきました町民税の、いわゆる算出根拠でございますけど、22年度の町民税の税収見込みにつきましては、21年度の決算見込み額をベースに、県の経済動向、こういった各種指標を勘案して見込んだものでございます。町民税の積算につきましては、議会資料の6、8ページに説明資料を添付いたしております。給与所得につきましては、退職による給与所得者の減少、あるいは経済情勢の影響が大きく、個人の給与所得は伸び悩んでいるというふうに判断をいたしております。

統計数値といたしまして、毎月勤労統計調査、こういったものの数値から、21年度課税実績との比較では、資料では当初予算との比較ということで96.7%、マイナス3.3%というふうに見込んでおりますけど、21年度課税実績との比較ではマイナスの3.5%を見込んでおります。給与所得、いわゆる町民税を課税いたします総所得に占める給与所得の割合が約82%ということで、

この給与所得の占める割合が大きくなっております。

そのほかでは営業所得、これにつきましては、21年度の課税実績から県の金融経済情勢による販売状況調査の統計数値、こういったものを参考にいたしまして、個人消費の落ち込みなども考慮いたしまして、当初予算比較では79.7%と、20.3%の減少を見込んでおりますけど、21年度の課税実績との比較ではマイナスの6.7%を見込んでおるところでございます。

それから、農業所得につきましては、昨年特に天候による大きな被害もありませんでしたので、当初予算比較では133.7%と農業所得が伸びたようなお示しをしておりますけど、21年度の課税実績との比較ではほぼ同額を計上いたしております。トータルで現年分当初予算の比較では、対前年度比でマイナスの4.6%、金額にして2,430万4,000円の減額を見込んでおるところでございます。

今ちょうど確定申告の時期でございます。今後所得のほうが確定してまいります。この所得に基づいて22年度町民税を賦課いたします。当初予算ではあくまでも見込み額ということで、どうしても差は出てまいります。最初申しましたように、やはり総所得に占める給与所得の割合が大きいということで、この給与所得がわずかの差でも下がれば、町民税全体の税収が下がってくるというふうに分析をいたしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今説明をいただきましたが、昨年も景気の低迷による町税の減収、今年も景気の低迷による町税の減収という表現で、提案理由の説明でされました。ちょっと若干、分析が私は足りないと思うんですよ。一番の税収のもとですから、なぜこういう数字になっていくのかという研究をされる必要があると思うんです。それで、ちょっと参考になればということで、参考にしようと思って調べてみたんです。昨年より、いわゆる納税義務者が300人減ってるんですよ、約。それから人口減少。一つは人口減少というのが理由としてあるのじゃないかと。それと、所得が低くなって納税しなくなったというのもあるかもしれません。それとあわせて高齢化。これが、現役世代が退職をして、いわゆる給与所得がなくなって、所得が減ると。こういう状況があるのではないかと。それから、雇用形態の変化。例えば企業でもほとんど派遣だとか、臨時だとか、正社員でなくて、そういうことで賃金が抑えられると。こういうことから給与所得の減少があるのではないかと。

またもう一つは、これは、平生町における公務員の比率というのはかなり高いわけですが、この公務員の減少、給与の頭打ち、こういったことも影響しておるんじゃないかと思うんです。もっと、だから、景気の低迷って言われなくて、もっと中身を研究される必要があると思うんですが。

それで、平成18年の資料は納税義務者が5,929人ですよ。それから、給与所得の、いわゆる課税総額は134億円です。今年120億円です。この毎年、この課税総額が134、132、

127、124、124、120というように、大体ずっと減ってきているんですね。この原因は、今言ったような中身じゃないかと思うんです。やっぱり現役世代が定年退職をして、団塊の世代が年金生活になっているのも大きな要因だと思うんですが。だから、景気の低迷って一言で言わないで、もっとその分析される必要があるのではないかと思いますから見解を聞いておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘の点は十分理解をいたします。これから、ちょっと新年度の提案しましたけれど、そこら辺の課税客体全体が、こう縮小してきておる、そのもう一步、その背景を少し分析をして、それを、ここがこういう形で減りよるとというのが、ある程度資料として、手持ちの上で表現を今度は考えていきたいというふうに考えておりますので、十分そこら辺はよく分析をして対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 総務費の46ページ、総務管理費の、いわゆる岩国空港ターミナルビルディング運営会社への出資金400万円です。ちょっとこれは、若干以前も説明いただきましたが、この会社、県が今度第三セクターでこの運営をしなければならないから、応募したいから、大急ぎでつくりたいということのようですが、現在山口宇部空港、これは微妙なんですよ。いつも山口宇部空港で、もう一つつくるよという意味の山口宇部空港なんでしょうけど、この現在の方がどういう方で運営、空港ビルを運営しているのか。それから経営状況はどうなのか。

それから2点目、この新しい会社はどんな業務を行って、それからどういう収入を得られるのか。また、その新しい組織、いわゆるその組織は、どんな業務を行うために、どんな資質が求められるのか。その3点、簡単に。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。

まず、現在の山口宇部空港の運営形態と経営状況でございます。山口宇部空港は、運営形態は第三セクター方式で運営しておりまして、管理会社は「山口宇部空港ビル株式会社」という名称でございます。昭和40年に設立されまして、設立当時の資本金は8,000万円で、山口県が

4,000万円、宇部市が1,000万円、民間が3,000万円でスタートしております。昭和54年が最後の増資でございまして、現在3億2,000万円の出資のうち、県が9,600万円、宇部市が1,600万円、民間が、空港会社等含めまして2億800万円出資している現状でございます。

それと、山口宇部空港ビル株式会社の経営状況でございますが、平成20年度の決算書を見ますと、営業、空港ビル会社の売上高が約6億4,600万円でございます。そのうち経費等引きまして、営業利益が1億7,500万円程度出ておりまして、営業利益率でいきますと、27%程度出ております。同規模の空港と比較しますと、営業利益率は高くなっている状況にあると判断をいたしております。

それと2番目の、新しい組織、空港ビルの運営会社でございますが、の業務とどういう収入があるかということでございますが、新しいビルの運営会社の業務につきましては、航空事業者、航空旅客、航空貨物に対する役務の提供。それとビルのテナントでございますが、その入居者、テナント業者へ区画を貸すことなどが主な業務となりまして、収入につきましては、主には不動産利用収入となります。不動産利用収入も、宇部空港の例でいきますと、航空会社とテナントの2つが大きな収入でございまして、空港会社のウエイトが約75%でございます。テナントが25%という状況でございます。

また、空港ビル運営会社は、今申し上げました航空事業者等に対する役務の提供やテナント業者へ区画を貸すことなどの業務を行うために、そのビルの運営に係ります人件費、維持管理費、また税金関係、減価償却費、借入金の返済というものが、そういうものが支出状況でございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） よく説明をしていただきましたが、それで、これから先、つくる会社のその収入と支出の問題になるわけですが、それは試算はまず第一にあるわけですか、今後、どうした、どうなるんじゃないかという予測ですね。そこが一つは問題。これ利子、借入金の返済、利子の返済というが、これは例えば航空の建物の建設費の今度は問題だとか、いろんなその航空会社に対する役務の提供をするための資材だとか、いろんな物を買うための資金が要って、それを借り入れて返していくという話なんでしょうけど、そういった、まず建物の建設をどうなって、そういう資材の借り入れがどうなって、それらからどの程度収入があるという予測を、人もどの程度のもなのか。大体概略がわかれば教えてくださいませんか。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） お答えいたしたいと思います。岩国空港につきましては、空港には大きく分けまして、国が直轄で整備する国管理の空港と、都道府県などの地方公共団体が補助金

を受けて整備する地方管理空港、この2つがございませう。岩国空港の場合、国土交通省が直接整備をし、管理運営する、国管理の空港となります。国管理の空港の中でも供用空港と申しまして、つい最近茨城空港、あるいは百里基地、百里飛行場ですね、そちらと同じような形態で整備される、まず空港ということをお認識いただきたいと思ひます。

それと、ですから、第三セクターの会社につきましては、ターミナルビルの整備を行うという、まず事業がございませう。現在ターミナルビルの規模につきましては、いわゆるピーク時の旅客数によって決定されるものと聞いております。岩国空港の場合、予測される旅客需要が35万人とございまして、1日4往復の便数でカバーするために、250人乗りの中型機を1便、167人乗りの小型機を3便就航予定でございまして、搭乗率は70%を想定をいたしてあります。

計画につきましては、その中型機に対応可能なビルの容量を前提といたしまして、いわゆる身の丈にあった施設規模という観点から、初期投資を抑えたローコスト・コンパクトデザインで、人にやさしいユニバーサルデザインの空港ということをおコンセプトにしているようございませう。ビルの概要につきましては、延べ床面積を大体3,000平米から4,000平米といたしまして、事業費につきましては16億円程度と見積もってあります。

先般、昨年、先月になりますか、2月17日に、就航予定でございませう全日空の役員の方が県知事と面会されたときに、この路線については採算には自信を持っており、自治体から支援を求めるとは想定していない旨の発言をされているというふう聞いておひまして、その需要予測につきましても、会社独自のノウハウに基づき判断をいただいているものと考えてあります。具体的に（発言する者あり）採算には自信を持っており、将来自治体から支援を求めるとは想定していない旨と明言をされているところございませう。

経営計画でございませうが、いわゆる経営期間中、当面は20年間を目安に資金ショートすることなく安定的な経営が可能な資本金額と借入金の条件を検討されているところございませう。主な収入につきましては山口宇部空港と同じでございませうが、空港会社、テナントからの不動産事業収入が中心になりまして、支出につきましては、いわゆる人件費と管理費が出ていく状況でございまして、今の試算では、当面赤字は出ないような計算はしてあるようございませう。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私、いろいろ詳しい説明をしていただきまして、ありがとうございます。ちょっと最後にですから、総論的にも私の考えも含めましてお話をしたいと思ひんですが、空港、きのうからきょうにかけて、テレビ、新聞で、全国の空港の状況が、搭乗率その他含めていろいろ載っております。今出された茨城空港についても、飛行機は飛ばないし、年間空港の管理だけで2,000万円の赤字が出るという報道も出てあります。それも、いわゆるコンパクトな、何か飛行機に乗り降りする設備もないようですけど、そういうところでそれだけでもやっぱ赤字が出る

という話なんです、それ以前の問題として、この空港がなぜここにこんなに急いで建設されなければならぬのかと。全国あれだけ空港は、もう国土交通省は、その前原さんはきのうテレビに出て「こんな状況ですよ」とやっておられるのに、その国土交通省がまた新たな空港をつくろうと。

そんなに、私ちょっと余談になりますが、民主党が今どんどん支持率が下がってますが、お金と、政治と金の問題もあるかもしれませんが、この政策にやっぱり失望してるんですよ。岩国のところに北澤さんが来られていろいろ説明されたときに、ある主婦の声が出ておりましたが、「県も市も何もいうことを聞いてくれん」と。「民主党に期待して入れたが、こんなことじゃ、我々はだれを頼りにすりゃあええんか」という、嘆きの言葉が載っておりました。私は現在民主党の政策に対する、その象徴的な言葉だと思うんです。今までどおりの、何ていうんですか、政策を、官僚支配を脱皮するといいいながら、実際上では延長線で、どんどん無批判に進めてこられると。この、空港はもっとあり方を検討して、本当に必要なかどうかも含めて、これ多分キットの、いわゆるアメリカの再編成とのその取り引きであることは明白なんですからね。そうでなければ、この空港を開港するはずないんですよ。そういった点も、こういうんなら、もっと待って、ゆっくり検討して、本当に必要かどうか検証された上でやるのが筋じゃないかと思うんです。運営会社を公募するから急いでつくれという筋は違うんじゃないですか。

また、今いろんな試算は当然されると思うんですよ。例えば、その搭乗率補償は求めないという全日空の話のようですが、当然自分が手を挙げて、搭乗率補償を求めるといいう話は出てこのですよ。搭乗率補償をしようというの、地方から空港会社に異議申し出た言葉ですからね。今の段階でそんなのは出るはずはないんですよ。

結局、国のそういった政策に、振り回されて、地方までこんなに振り回されて、本当のためになるのかどうかわからないという政策のように私は思えるんですが。この点について、私は、これから先、平生町が支出、予算を支出するというのであれば、もっと精査をして、慎重にやっていく筋のものだという気持ちを持っておりますから、今、きょうは丁寧に質問を、答弁はいただきました。こういったいろんな角度から検討しながら、慎重にやっていくのが筋じゃないかと思うんですが、町長の考えを聞いておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後4時15分から再開いたします。

午後4時02分休憩

午後4時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 今度の民空のターミナルビルに関しては、先ほど角田課長が申し上げまし

たとおりでございますが、もともとこの取り組みについては、岩国基地民間空港早期再開期成同盟会を長年にわたって結成をして、民空の再開を求めていくという運動を、実は今日まで取り組んできた経緯がございます。これは、もちろん2市4町、それから民の部分ですね、経済界含めて官民一体となってこの取り組みをやろうということで今日まで来て、ようやくそのめどがついたという段階で、今のそれぞれ取り組み状況が、今示されているわけであります。

したがって、これは長年の懸案でもありますし、ぜひ我々としても地域の利便性あるいは地域の経済活性化、いろんな面から寄与していく、プラスになるという判断のもとに取り組みを進めてきておりますだけに、しっかり2市4町足並みをそろえて、官民一体となって、取り組みを進めていかなきゃいけないし、ただし、お話がありましたように、これから問題は、ほんとにせつかくやるのであれば、その利用促進に向けてしっかりした組織ができ上がっていくように、あるいはまた、いわゆるアクセス道を含めたインフラの整備といいますが、こういうものについても、しっかり言うべきことはいっていかなくちゃいけないというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 民生費は所管ですんで、あれしますけど、全体的なあれで、緊急雇用対策、河内山議員とかぶるところがあると思うんですけど、緊急雇用対策の、県のほうで入っておる事業ですね、緊急雇用創出事業。いろいろと経済課が所管ですと教育の中にも入って、200万円弱入ってますが、聞くと、各課長に電話かけて聞くと、これみなシルバーに持っていくという話なんですけど、今さっきも河内山議員の質問にもありましたが、使い勝手がいいから使うただけで、雇用、緊急雇用という面で、シルバーだけが雇用に必要なのかどうか。その辺の練り込みちゅうんがあったのか。また、今、こういったことで、若者定住とかいうのも含めて、そういったもんで、いろいろ考える余地があったのではないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 経済課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 中本経済課長。

経済課長兼農業委員会事務局長（中本 羊次君） 今の緊急雇用創出事業で行う、今経済課では、公園環境整備についてでございますけど、この緊急雇用創出事業は、失業者に対する短期間の雇用、就業機会の創出、提供を図るものでございます。事業の実施要件の中に、人件費割合が7割以上、また新規雇用の失業者の割合が4分の3以上であるといったような要件がございまして、実施できる対象分野の中に、いろいろあるんですけど、環境分野として「公道や公共施設敷地内の除草作業

とか草刈り、剪定作業等を行う」という事業がございます。

経済課としましては、毎年環境整備として大星山公園、箕山公園等の整備をしております、草刈り、清掃といった業務をシルバー人材センター、また東部森林組合に委託しておりますが、草刈りについては年1回、2回といった作業で、すぐ草が繁茂してまいりますので、従来の業務が完了した以降に、従来の作業とは別にこの事業をもって草刈りの作業を委託し、失業者への就業の機会を提供するものでございます。

先ほどの話で、理由としましては、既存事業を、シルバー人材センターと東部森林組合に委託していることから、この事業の要件を満たしていただいた上で、作業内容も把握していただいているシルバー人材センターにお願いしたいと考えて行うものでございます。

なお、ほかの各課の予算計上に、計上されている緊急雇用創出事業も同じ考えのもので実施するものでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） いや、大体そういうのはわかるんですけど、そもそも論として、じゃあ平生町で緊急雇用が必要なというような把握をしておるのかどうか。した上でシルバーが、見やすいんですね、シルバーぱっと渡すのは。そりゃあ、経済課としちゃあ、そういうやり方が一番あれなんかと思うんですが、大体そういったもんで、予算の査定の段階でそういったもん練り込んで、どのぐらいの雇用が、緊急雇用に必要な方がおる。まあその200万円ぐらいですから、そうあれじゃないと思うんですけど、それも含めて、平生町定住も含めて、多角的に、当初予算ですから組まれるんが、僕はベストじゃないかと思うんですね。若者定住とかを含めて、今がチャンスです。山林も荒れてじゃし、そういったことが、どこまでこの予算の中に練り込まれたのか。見やすいから、便利、使い勝手のいい予算だからっていうんでやられたんではないかということがあって、これはもう査定された執行部側からこれをお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 副町長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） ただいまの緊急雇用創出事業についてでございますけども、査定の段階におきましては、この離職者に対する一つの事業でございますので、そうしたことがまず1点ございます。

それから、それとあわせて人件費に係る部分が何十%という基準もございまして、そのあたりをクリアしながらの事業ということになりますので、各課のそれぞれの要求内容といいますが、事業実施内容、これをきちんと把握しながら、その辺を総合的にも判断をして、何がこの事業としてやっていく価値があるのか、効果が出てくるのか、そのあたりを判断しながら査定をしております。

た。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第9号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号平成22年度平生町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号平成22年度平生町老人医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成22年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 昨年所管の委員会でしたので、委員会で質問したと思うんですけど、平成20年の汚泥処理費が703万1,000円なんですよ。それで、平成21年が869万4,000円なんです。これ、23.6%の伸びなんですよ。それから、今回が982万8,000円で13%のアップなんです。でね、収入のこの何ていうか、使用料が、平成20年の予算ベースで1,300万円なんです。それが、平成21年は6.1%で、1,380万円なんです。今回が7.2%の伸びで、1,480万円なんです。使用料のほうが少ない、伸び率が少なくて、汚泥処理にかかる費用が、例えば伸び率でいく、伸び率じゃない、額でいくと、平成20年と21年の差で、汚泥処理に169万円増えてるんですよ。それで、収入

のほうが80万円なんです。それで、22年、今回が、100万円入りの部分があって、今回また128万円、122万円、この汚泥処理費が増えてるんですよ。これは何かどうなんかっていう話を、委員会でかなりしたはずなんです。また今回も同じような予算立ててきてるんですよ。たまたま去年20年で、20年で、その質問した後に、20年の、去年質問した後に、平成20年の決算で150万円減ってきてるんですよ、汚泥処理費が。今回、その収入よりもまた増える。これが余分にとっておるんかと思うて今回聞いたら、また予算組んできてるんですよ、補正で。あれ、6万1,000円ですけど。ということは余らんと。増えるんだという方向なんですよ。それに対して、何らかの対策をしたらどうかという話を、去年大分したはずなんです。何でこのままこういう予算が出てくるのか、もう一回。そりゃあ、課長がかわったばかりじゃけえね、担当者がおったはずなんです。かなりやってる。どうなんかと、この辺が。本当にこの汚泥処理のほうに費用が、汚泥処理だけでですよ、費用が増えていくんが、収入よりも増えるというんがあっていいもんかどうかという問題なんです。ちい、予算じゃから、そりゃあ、含み予算組むんと、僕はある程度の含みは認めますけど、何ら説明なしに同じような予算を組んだら、何のための審議かちゅう話になるわけですよ。その辺をちょっと答弁してください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 洲山建設課長。

建設課長（洲山 和久君） それでは、余り詳しくはございませんけど、一応汚泥の処理につきまして御説明をいたします。

この汚泥の引抜料につきましては、平成20年につきましては74.66立米ということでございました。それで、22年度計画しているのが780立米ということで、780立米に1万2,000円で、1万2,000円を掛けまして、1.05を掛けまして予算計上をしております。当然、処理場の、もう古くなっておりますので、当然修繕が出てまいります。そういうことがございますので、汚泥の引抜料につきましては一応そういうふうな計算で予算組みをしているということでございます。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） これは町長が、副町長と、よう今度は、今後執行する、予算を執行する段階で、よう検討してほしいんですが、これ、おかしな話なんですよ。使用料より、当然使用料より多かったら、何でここに問題点として、各課の問題点として出てこんのかという話なんです。これをどうにかしますと、この前も指摘してるんじやから。長いこと言いませんけど、もう一回、多い目に予算計上しちよって、補正は6万1,000円取ってるという話になるのかどうか。それは、やりくりで、余り事務的な問題は僕は詰めませんが、ちょっともう一回、よく考え

てほしいんですね。このままでいって、もしも今の状態でいって増えていくのであれば、ほかに方法がないのかとか。多角面で検討していただきたい。これは要望で結構です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） ここで6ページ、普通徴収の件ですが、これは年金が1万5,000円以下の人ですね。この辺で今、国は特別に9割減免というのをやっているはずですが、その中でこの滞納繰越分が27万2,000円、こういう数値が出てきています。この辺で、これはもう、このままでいきますと、この27万2,000円というのは、もう納めてもらえんのかなと、こういうふうな感じがするんですが、この対策としてはどういうふう考えられておられるのか。お願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 安村町民課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） ページ6の27万2,000円の滞納繰越分でございますが、これにつきましては、とにかく機会あるごとに滞納者と接触していくということで、に尽きるのではないかと思います。今後とも粘り強く対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） いや確か、この件については町長も資格証明書は出さないと、こういう答弁をされておりますが、もう、僕はこれは9割減免というたら本当に何百円の保険料になるわけなんですね。その辺で取れないということは、何らかの対策を打たなければならないと、こういうふう考えておるんですが、そういう対策そのものは、今言われたように、そのたびその

たびにお願いをするしかないわけですか。ほかに対策として考えておられることはありませんか。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 制度が始まりまして3年目でございますので、そろそろ近隣の市町の動向も考えながら対応していきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第18号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、議案第24号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第19号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、この提案をされておるわけですが、いろいろな思いがございます。中でもありますが、一つだけほど聞いておきたいんですが、特例条例の期限を23年の3月31日となっております。「町長等」のですから、町長以外の方もおられますからわからないわけでもないですが、町長の任期はそれ以前に満了をいたします。ほかの自治体にはあっては市なり、市長の任期までを特例とする条例を出されておるところもあるようです。細かに分けるのも大変だということもあろうかと思いますが、一応任期までが妥当な、「あと、俺がまた続けてやるから大丈夫だ」という議論をされればそうですけど、それはまたわからないことですから、気持ちはあったとしても、任期までが妥当な日にちではないかと思うんですがどうでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 精神論を含めて、置かれておる状況の中で、町長、そして特別職の、については、この形でぜひこの時期をクリアしていきたいし、いってほしい、こういう願いを込めて出させていただいております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） わかりました。じゃあ申しますが、条例は政策なんですよ。政策である以上は、合理性のある政策を条例なり文書を提出されるのが筋じゃないですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 確かに政策ですから、町長の任期とのかかわりというのは当然出てくるんだろうというふうに思いますが、現時点において、この政策として、町の政策として打ち出させていただいたという、現時点での判断ということで考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 言われることは、また精神論に戻ってますけど、現実には現実で、

自分の任期の内で定めると。それからまた次は、その時点で新たなものを出すというのが、私は筋のようにも思います。今まで私も議員の特例条例についてはそういう考えを持って臨んでまいりましたし、それはそれぞれ思いがあるでしょうけど、そういうものと厳密なものではないかという気がいたしておりますから、これは、どういう程度の厳密なものかについての見解だけ聞いておきたいと思うんですがね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平岡議員の御指摘は指摘として、私も理解はできる部分があります。今回のこの提案に当たっては、今申しあげましたような、現時点での判断として、私の政策として示させていただきますということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。 洲上正博議員。

議員（6番 洲上 正博君） 議案第20号、この中で、国民健康保険ですが、この資産割をなくすると、これは私も大賛成なんですが、その次に、所得割を「100分の6.1」から「100分の6.5」になっておりますね。この辺で、やはり、プラスになる人とマイナスになる人が出てくると思うんですよ。その辺の割合というのがわかれば教えていただきたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 今回の資産割の廃止につきましては、かねてからの運営協議会等で協議いたしまして、このたび廃止の方向でということを決めました。当然、資産割と所得割とがございまして、資産割、所得割だけの方については当然上がってきますが、資料としてはちょっと手持ちに持ってませんが、平均的に1人当たりにつきましては、当然1人当たり約3,000円の平均で減額になっております。1世帯で、4,500円程度と。この所得割のみの方で何人おられるかというのはちょっと手元にはございませんので、済みませんが。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成22年度事業計画及び資金計画並びに予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

・

議長（福田 洋明君） ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月12日の本会議は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に日程第32、委員会付託を追加いたします。

・

日程第32．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第32、お諮りいたします。

議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算から議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第25号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月18日午前10時から開会いたします。

午後4時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 田 中 稔

署名議員 湊 上 正 博

平成22年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成22年3月18日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成22年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 平成22年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成22年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町地球温暖化対策推進基金条例
- 日程第23 議案第22号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更

について

追加日程第1 議案第8号平成22年度平生町一般会計予算に対する修正動議

日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第28 議員提出議案第1号 平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

追加日程第2 議案第26号 平成21年度平生町一般会計補正予算

追加日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事

追加日程第4 議案第28号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)建築主体工事

追加日程第5 議案第29号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)機械設備工事

追加日程第6 議案第30号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)電気設備工事

追加日程第7 議案第31号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生中学校屋内運動場耐震改修工事

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第1号 平成21年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第5 議案第4号 平成21年度平生町下水道事業特別会計補正予算

日程第6 議案第5号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第7 議案第6号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第8 議案第7号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第9 議案第8号 平成22年度平生町一般会計予算

日程第10 議案第9号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第11 議案第10号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計予算

日程第12 議案第11号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計予算

日程第13 議案第12号 平成22年度平生町下水道事業特別会計予算

日程第14 議案第13号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算

- 日程第15 議案第14号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町地球温暖化対策推進基金条例
- 日程第23 議案第22号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

追加日程第1 議案第8号平成22年度平生町一般会計予算に対する修正動議

日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第28 議員提出議案第1号 平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第29 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

追加日程第2 議案第26号 平成21年度平生町一般会計補正予算

追加日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事

追加日程第4 議案第28号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)建築主体工事

追加日程第5 議案第29号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)機械設備工事

追加日程第6 議案第30号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)電気設備工事

追加日程第7 議案第31号 工事請負契約の締結について(変更)
平成21年度平生中学校屋内運動場耐震改修工事

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君

2番 大井 哲也君

3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君
財務班長	石杉 功作君		

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において藤村政嗣議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

日程第13．議案第12号

日程第14．議案第13号

日程第15．議案第14号

日程第16．議案第15号

日程第17．議案第16号

日程第18．議案第17号

日程第19．議案第18号

日程第20．議案第19号

日程第21．議案第20号

日程第22．議案第21号

日程第23．議案第22号

日程第24．議案第23号

日程第25．議案第24号

日程第26．議案第25号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算から、日程第26、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、3月10日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員

長の報告を求めます。吉國茂総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（吉國 茂君） それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成22年3月10日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第9号、議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号および議案第25号につきまして、3月15日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号および議案第25号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

議案第8号中所管事項については賛成多数で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中地方債について、利率を6.5%以内としている理由は何かとの質問に対し、6.5%以内ということで、低い利率で実際の借入れをしている。利率が高いころからは下げているが、低金利が続いているので見直しをしていきたいとの説明を受けました。

歳出については、老人福祉総務費で、「佐賀西部地区老人憩いの家排水施設整備」は、早急な対応が必要なことから交付金を使って行われるのかとの質問に対し、トイレを和式から洋式にかえ、水洗化するものとの説明を受けました。

衛生費では、浄化槽設置整備事業の減額補正について、当初予算は、どのくらいの設置で見込んでいたのかとの質問に対して、合計30基を見込んでいたが、実績は合計13基であったとの説明を受けました。

議案第2号については、質疑はありませんでした。

議案第6号については、質疑はありませんでした。

議案第7号については、質疑はありませんでした。

議案第8号中所管事項のうち歳入全般については、地方交付税について、県との協議はしているのかとの質問に対し、県の市町課と協議し、確認のうえ予算計上しているとの説明を受けました。

歳出については、総務費では、法制執務相談の委託料について質問があり、地方分権・地方主権の流れの中で自治体の自己決定が増加してくる状況から、町の例規にかかる法制事務のサポートとして、新たに予算組みするものとの説明を受けました。

徴税費では、ASPサービスなど、電子業務の増加で費用も増えるが、効果はどのようなものがあるのかとの質問があり、地方税の電子化の推進ということで、国税との連携が始まるが、電子化を進めることにより、事務負担の軽減や経費節減につながるなどの説明を受けました。

民生費では、地域福祉計画の策定で、第四次総合計画との整合性はどうなるのかとの質問があり、地域福祉計画は、総合計画と策定期間をあわせたいとの説明を受けました。

保健衛生費の環境衛生費では、庁舎に設置する太陽光発電システムの規模についての質問があり、8.28キロワットの出力で、本庁の電気使用料の約半月分の規模を予定しているとの説明を受けました。

また、岩国空港ターミナルビルディング運営会社に対する出資金について、全体像がはっきりした段階で県の申し入れを受け入れるべきで、早急に出資金を出すことには賛成できないとの、反対討論がありました。

議案第9号については、出産育児諸費の支払手数料についての質問があり、国保連合会から病院に直接支払いとなることから新規に計上しているとの説明を受けました。

議案第11号については、質疑はありませんでした。

議案第15号については、介護認定審査会委員の報酬についての質問があり、委員全員の研修会が2回から1回となり減額となったとの説明を受けました。

議案第16号については、地域支援事業費の包括的支援事業の委託料について質問があり、平生町社会福祉協議会に委託している。委託料は、主に専門的な職種の人件費補助になるとの説明を受けました。

議案第17号については、質疑はありませんでした。

議案第18号については、復元理由についての質問があり、緊急行財政改革プログラムの最終年度をひと区切りとして回復をしたいとの説明を受けました。また、賛成討論がありました。

議案第19号については、特例の期間を1年とした理由について質問があり、通年ベースの予算とあわせた形で提案させていただいたとの説明を受けました。また、賛成討論がありました。

議案第20号については、質疑はありませんでした。

議案第21号については、基金の積立額と運用についての質問があり、風力発電の償却資産の1割程度で3,000万円程度とし、太陽光発電の設置補助に運用したいとの説明を受けました。

議案第22号、議案第23号、議案第25号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議に

おかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄産業文教常任委員会委員長。

産業文教常任委員長（柳井 靖雄君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成22年3月10日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号及び議案第8号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第24号につきまして、3月16日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号及び議案第8号中所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第24号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、農業費では、ひらおハートピアセンター軒天井改修について質問があり、軒天井の板が老朽化していることから、板を張りかえるとの説明を受けました。

中学校費では、普通教室棟水道管配管改修は、飲み水用の蛇口が増えることになるとの質問に対し、水道管の腐食から飲用できないため、新しく水道管を引き、各階に1つずつ付けるとの説明を受けました。

社会教育費では、公民館費の中央公民館駐車場舗装改修は、必要性があるのかとの質問に対し、雨のときに駐車場の中央部分に水がたまるため、排水整備、舗装等もあわせて、全体の改修を行いたいとの説明を受けました。

議案第3号については、質疑はありませんでした。

議案第4号については、下水道使用料の減額補正についての質問があり、当初予算を対前年比7%で組んでいたが、実際は4.3%であったためとの説明を受けました。

議案第5号については、質疑はありませんでした。

議案第8号中所管事項については、農業費では、需用に応える園芸産地構造改革推進事業について、負担金と補助金があるが、どのように使われているのかとの質問に対し、この事業では、南すおう農協が主体となり、作物別に代表市町を決め計画・協議、申請事務等処理するもので、負担金は、田布施町に支払うもの。また、補助金は、柳井市、田布施町、光市、平生町の負担金と県の補助金をあわせて、事業主体の南すおう農協に支払うものであるとの説明を受けました。

林業費については、有害鳥獣捕獲対策について、委託料の内訳はどうなっているのかとの質問に

対し、イノシシ等のわな猟による捕獲に30万円、イノシシ以外の有害鳥獣捕獲に25万円との説明がありました。

港湾費については、委託料の係留管理について質問があり、小型船舶安全協会に管理を委託しており、係留施設の美化清掃及び維持管理、係留施設の点検等を行っているとの説明がありました。

住宅費については、住宅管理費の修繕料の内訳について質問があり、修繕が必要な場合に、その都度、対応するものであるとの説明を受けました。

小学校費については、就学援助費の内容についての質問があり、準要保護世帯、要保護世帯の経済負担を軽減するもので、21年度実績を勘案して、120人分を予定しているとの説明がありました。

社会教育費については、公民館費の工事請負費で、佐賀公民館の水銀灯設置は、なぜLEDにしないのかとの質問に対し、両者のコスト比較をして水銀灯にしたが、研究していきたいとの説明がありました。

公営企業費については、田布施・平生水道企業団に対しての負担が増える一方であるが、今後はどうしていくのかとの質問に対し、両町で協議しており、取り組みをしていきたいとの説明がありました。

議案第10号については、衛生費の施設管理費で、水質検査業務は、年間何回行うのかとの質問に対し、柳井広域水道企業団に委託し、水質基準の項目ごとに、その都度、行っているとの説明を受けました。

議案第12号については、質疑はありませんでした。

議案第13号については、水産廃棄物処理事業費の土地借上料について、今後、町が買収する予定があるのかとの質問に対し、買収は考えていないとの説明を受けました。

議案第14号については、漁業集落排水施設管理費の汚泥処理手数料が年々増加しているが、削減する努力はしているのかとの質問に対し、まだ十分な調査、検討は行っておらず、今後データを収集し、改善すべきところは改善するように努力していきたいとの説明を受けました。

議案第24号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 所定の要件を満たしておりますので、議案第8号平成22年度平生町一般会計予算に対する修正の動議をここで提出させていただきます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。委員会室で全員協議会を行います。全員協議会が終了次第、再開いたします。

午前10時18分休憩

.....
午前10時26分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

追加日程第1．議案第8号（修正動議）

議長（福田 洋明君） ただいま河内山議員から議案第8号平成22年度平生町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

議案第8号平成22年度平生町一般会計予算に対する修正動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1、議案第8号平成22年度平生町一般会計予算に対する修正動議の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山 宏充君） それでは、このたびの修正案は、平成22年度予算歳出総務費の総務管理費岩国空港ターミナルビルディング運営会社出資債400万円を減額し、平成22年度平生町一般会計予算歳入歳出総額をそれぞれ47億4,540万円に減額をしようとするものがあります。それでは、審議を通じ、修正案を提出する根拠を申し上げます。本年2月1日に国において予算化がなされたとの説明がなされましたが、国、県が主体の事業とはいえ、全体像が何も示されていない状況での第三セクターへの出資、設立であること。平成12年に地元周辺自治体で構成、組織化された空港期成同盟会は、平成17年からは4年の間、会議は開かれてはいないことなどがあります。以上、ターミナルビル会社設立のための負担金としての出資予算ということではありますが、早急に第三セクターを通じ、ターミナルビル運営会社を設立し事業を進めようとするには具体性が、具体策が示されておらず、新年度当初予算として計上するには合理性がないものと思います。また岩国空港は現在の状況をまた今後の軍・民間併用の空港であることを考えると、国策レベルの懸案事項の影響が今後推測をされております。地元市の意向を十分踏まえた上でのかつ慎重な姿勢が、今この岩国民間空港の再開問題には求められているものと判断をいたします。以上の理由から平成22年度一般会計予算として原案に賛成する立場にないため修正案を提出するものでございます。議会議員の皆様方におかれましては、どうぞ適切なる御判断をいただきまして慎重な

る御判断をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより委員長の報告並びに修正の動議に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。原案の賛成者、次に原案及び修正案の反対者、原案賛成者、修正案賛成者という交互の討論になります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 平成22年度の一般会計当初予算につきましての討論を、賛成の立場ではありますが、幾つか私の今後の議会活動上、申し上げておきたいこともございますから、それも含めましてお話を、討論をいたしたいと思っております。

今度編成された予算につきましては、柳井広域圏での合併協議が不調に終わって、単独の町政を強いられてきたと、この間、本当に平生町はやっていけるのかと、いろんなことを言われながら、この間、いろいろな努力をしてくまして、今年は、今度の予算はそういう意味では1部を除いて総仕上げ、今までのことをきっぱりと掃除ができた、こういう予算編成になっておりまして、この点では大変高く評価をするものであります。

この時期にある意味では追い風になったのは、国の政権交代で地方に対する財政支援が強化された、こういう側面もあるかとは思いますが、いずれにせよ、この問題に長く携わってきた一人として、感慨深い予算だと思っております。基本的にはそういう考えを持っておりますし、これは皆さんも同感のところだろうと思っております。

しかし、どうしても申し上げておきたいことがあります。最初申しましたように、私の今後の議員活動上のテーマですが、岩国空港の出資金、ビルディングの出資金です。これは後、動議が出されておりますから、私は賛成者になっておりますから、そのときに中身の理由の討論をいたしたいと思っておりますが、これは待つべきだというのが私の、もっと待ってほしいというのが一つと、もう一つ申し上げておきたいことは、あれだけ合併協議からいろいろ議論をして今日まで来たわけですが、若干町長等の給与に見られるように、しつぽを引きずっておる側面がございます。これも本来なら今回払拭をしてほしかったんですが、こういう点で若干は不満を持っております。

基本的には私は賛成すべきものだと思いますし、皆さんも同感のことだろうと思っておりますので、私の賛成の立場からの討論を終わりたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 修正案に対する賛成の討論をいたします。

当初予算の賛成討論の中で若干申しましたが、私はこの予算は急いでやるべき、執行すべきものではないというのが基本的な立場なんです。その理由を幾つか申し上げたいと思いますが、まずそれより先に、修正案に添付しております予算書の組み替えを皆様方、お手数を煩わせておりますが、大変な項目にわたって修正がございます。これは、この財源が起債によるために生じた問題でございます。

私は一番願うのは、これが一般財源であれば予備費に、名札をつけてでもいいですから、予備費に回して組み替えておくと、これぐらいの措置はできたいと、いいんではないかというぐあいに思っておったんですが、起債でありますから、どうしてもこういうぐあいに減額をするという措置にならざるを得ないという、若干皆様方のお手数を煩わせますが、この点を説明をしておきたいと思っております。

まず第1に、この提案の理由は、私は地方公共団体がその政策を意思決定をするのに、周りの市町村からいろいろ言うべきではないというのは、ずっと今まで一貫してきた考えでございます。

しかし、今回は岩国市の基地の再編問題に関連をした空港の、軍民共用の民間空港の再開という前提であることを多くの報道で知っております。したがって、岩国市の市民が本当に再編を受け入れて、空港も受け入れるという正確な意思表示をされておるのかどうか、私はまだ疑問に思っております。

市民の政策が本当にこの道でいいということになっておれば、私はそれでいいわけですが、岩国市が中心になってやられればいいことだとも思います。その民意が正確に決定されてない段階で、よその、空港、軍の再編成に関しない自治体からあれをやれ、これをやれという方向で政策決定に口を出すこと自身は余りいいことではないと、このように思っておりますから、岩国市を中心として米軍の再編の関係自治体の意思がしっかりと決まった時点で、この政策は実行されるべきだというのが、私の持論でございます。

そういう意味からも、この予算の執行についてはもっと待つべきだと、そういうことで予備費に充当、回したい気持ちでございましたが、会計の仕組み上、減額をせざるを得ないと、こういうことが原因でございます。

それともう一つ、政策の意思決定過程ですが、国、県の上からの政策の押しつけというように私は今回も受け取っております。例えば極端なのは、財源に見られますように、今いろいろ地方公共

団体の財政運営が自由になったとはいえ、起債についてはいろんな制限があって、国や県の指導があります。今回も起債でこの財源は賄うわけですが、国、県の財源対策も含めた政策誘導だと思えますが、これは地方公共団体として、町長の立場としてはやむを得ないという気持ちもわからないわけではないですが、私はもっと地方が自分で考える時代であってほしいと思いますから、この理由も一つございます。

以上、この修正動議についての私の賛成討論でございます。私どもの意を十分に御理解いただいて、皆様方の賛同をよろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第1号平成21年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算から、議案第6号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第3号から議案第6号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第6号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第7号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成22年度平生町一般会計予算の採決に入ります。

まず、本案に対する河内山宏充議員外1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、議案第8号平成22年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成22年度平生町簡易水道事業特別会計予算から、議案第16号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第10号から議案第16号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第10号から議案第16号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第17号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第18号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第19号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第20号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平生町地球温暖化対策推進基金条例及び議案第22号平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例の件を一括起立により採決いたします。

議案第21号及び議案第22号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第21号及び議案第22号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第23号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平生町営住宅条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第24号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第24号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を起立により採決いたします。

議案第25号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第25号の件は原案のとおり可決されました。

日程第27．同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第27、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは予算17件、条例7件、事件1件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。新年度は、第三次平生町総合計画の最終年となります。計画の検証を着実に行うことはもちろんであります。目指すべき町の将来像を次期計画へ着実につなげていくことができるように、予算編成のテーマを、将来を見据えた住みよさを実感できるまちづくりとし、節目の年として、その執行に取り組んでまいりたいと存じます。議員の皆様におかれましても、どうかよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

それでは議事日程に沿いまして同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、町とは独立した中立的、専門的な立場から審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、御承知のとおり、長迫の松田宏治さん、尾国の銭廣英男さん、そして喜多の久保徳行さんの3名の方を御選任をいただいておりますが、そのうち、久保徳行さんの任期が3月22日で満了となります。久保さんは平成19年から3年間にわたりお務めをいただいておりますが、まだお若く、引き続いての御活躍を賜りたいと存じますので、再度選任をいたしたいと存じます。久保さんの略歴は別紙として添付させていただいておりますが、山口県信用農業協同組合連合会に34年間勤務され、金融関係あるいは総務関係を歴任され、退職された後はひらお特産品センターにおいて販売マネージャーとして御活躍をいただいているところであります。税務関係にも精通をされた方でありまして適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきましたが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案について討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。午前11時10分から再開いたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第28．議員提出議案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第28、議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山 宏充君） それでは、提案いたしております議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして説明を申し上げます。

このたびの条例の改正案、一部改正については、現下の状況を考えると引き続き議会みずから積極的に取り組む必要があるのではないかと、最低限の引き続き減額の措置が必要なんではないかとということで所定の賛同者らをもとに提案させていただきましたものでございます。なお本文中、平成21年4月1日から平成22年3月31日を平成22年4月1日から平成23年3月31日に改めるものでございます。引き続き報酬月額から100分の5を乗じた額を減じた額が標準報酬月額となるものでございます。議員各位におかれましては適切なる御判断をいただきまして御採決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。大井哲也議員。

議員（2番 大井 哲也君） この案件は、全協で協議して、議長にげたを預けた感じになつて思うんですよ。その報告も得んと今これやったら、ちょっと順番が違うと思うんですよ。その点、これ判断理由の大きな材料の一つだと思いますし、その点どうお考えかちょっとお伺いしたいんですが。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） ただいま大井議員のほうから、全協で協議したわけだが、議長の報告を得んとやることに対しての御質疑をいただいたと思うんですけれども、地方自治法上、全協

という場が最近、議会の組織として機能されたわけですがけれども、全協と議会というのは、あくまでも組織上違いますので、ただいま議会で私と賛同者のもとに提案をしたというのは、議会議員としての最低限のルールを守ってやったということでございますので、どうぞその趣旨を御理解いただきますようお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 大井哲也議員。

議員（2番 大井 哲也君） 先ほども申したとおり、大きな判断材料の一つになると思うんですよ。それを逃して本当によろしいんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 大井議員のほうから大きな判断材料というふうに申されられたと思うんですけれども、そのことに関しては全協であろうと議会であろうと、私は同じスタンスで、また賛同者の方も同じスタンスですとやってこられてたと思います。ですから、最初の判断の場に私たちは所定の手続のもとに上程をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 全協の場でこの話が出まして、私はもともと議会議員として本来なら一番ベストは議会に専念できた、生活ができる給与体系、報酬体系が必要である。議員は必要であるのではないかという基本的な考え方を持っております。

ただ、そのときに私は河内山議員が提出しております、一部この条例に賛成する意見としては、今の時期にスケジュール的に今の時期に上げる、景気が悪いとか世間一般の景気が悪いとか、住民からいろいろなものを切っておる段階で上げるということに対して、私はもともと報酬はあってもいいけど、今のタイミングで上げるということに対して反対したもんであります。ではあります、今、最終日になってなぜこの場で出さなければいけなかったのかをお願いします。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 吉國議員さんのほうから、なぜこの場で出さなくてはならなかったのかという御質問、その前段でも議会議員で本来の報酬に対する御主張がございました。私自身も吉國議員さんと同様、本来の報酬に対する認識、高いか安いのか、何を以てするか、いろんなことを考える場を持たなくちゃいけないんじゃないか。そういう面では、吉國議員さんと御一緒の立場だろうと思います。

それでは、もともとなぜこの場でこういう条例、議員提出議案として出さなきゃいけなかったのかというのは、これは手続的な問題がございます。まず、全協という先ほど大井議員さんのほうからもございましたけれども、全協の場でお話が進んで確かにおりました。その後でどうのこうのという話はありませんでしたが、そのことはさておきまして、この提出案を作成する条例案として、条例に

のりとした手続の問題の不備で、実は一昨日という手順になりました。改行からそのような文言まで、条例の文等がございますので、私が何回も印鑑等をもって歩いたという経緯がございますので、たまたま一昨日ですか、正式には、ただ、そのほうも文章がちょっと不手際がございまして、正式にはきのうということになりました。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 議会が始まる前に全協もあつとるんですよ。しかも委員会で、総務委員会で議会費を組んで出てきとるんですよ、この分は、それに対する質疑はありませんかと私は申し上げたと思うんですよ。その中では何もなかったんですよ。

この中で反対討論を河内山議員はされましたが、一般予算の中で反対討論はされましたが、普天間の航空機の問題で反対討論された。片方では予算を成立したものを組んできて、それに対する反対討論はなしで、しかも全協でみんなの総意であれば、河内山議員は副議長という立場であります。その立場でありながら、こういった極端には最終日に出してくるという、もっと協議すべき立場であるのではないかという、その辺が私はなぜ今になったかということであります。

それと予算との関係はどうなったのか。議会費に対して委員会での質問はどうだったのか。議会費に対して質問するのは執行部側であります。河内山議員はほかの委員会でも議員さんの意見をということが出てました、ほかの質問の中で、それだったら、何でここでこういう形で出さなきゃいけなかったのかと。

私は、今まで河内山議員さんが議員の定員削減とかいう面で私は同じ立場で、協議なしに動議じゃないですが、最終日ですから。ほぼ動議と一緒にような感じで出されることに対して、タイミングがないのであれば私は文句言いませんが、そのチャンスは随分あったはずなんですよ。それでなぜ今やられるかというのが、私は疑問なんですよ。その点はどうですか。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） 吉國議員さんのほうからたびたび御質問いただいて、なぜ今この場か。それと委員会での私の個人的なスタンスについてのお話をお尋ねであろうと思います。

まず、委員会でのスタンスですけれども、今御指摘をいただけるまで、ちょっと私の認識が甘かったなということで、今後の大変私の肝に銘じての今後の活動に当てさせていただければ。と申しますのも、実は飛んでおりました。飛んでおりましたというあれが悪いかもしれませんが、全協で今まで全協の経緯をお話しますと、全協までのお話の中で言われてたのは、私ともうお二人、たしか削減を引き続きの削減、減額をしようというような御意見があったと思います。それから随分と私なりに考えて、お電話もいろいろとしたりして、手順的にはこの要件を満たす賛同者をいただいたのは一昨日でございました。お話して、私一人なんだけれどもどうだろうかということで、実はその方もそれはそう思うということで御意見をいただいて、もう一人の方はいろいろあってお電

話をいただいたわけですが、その辺のところは私の評価の範囲の中で批判されるべきは批判されるべき立場だろうということは、素直に私への指摘ということで謙虚に受けとめさせていただきます。

全体を通じて議員として見るというスタンスが改めて必要であるんじゃないかという御指摘の御意見だと思います。今後も精進に努めてまいりたいと思いますが、何せ最初から私自身も、この減額の案については幅についてはいろいろ議論がございます。私も最低限の議論として、私が100分の5という乗じた額を減ずるということで、最終的に判断をしたというふうに御理解をいただければと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議員提出議案に対する反対の討論をいたします。

当初予算等のときにも申しましたように、私どもは合併の協議が不調に終わって以降、いろんな努力をしてみいました。特に、その中でも議員定数の問題がございまして、議員定数はそれぞれの選挙でないとなかなか減せないという理由もありまして、前の定数のときに議員報酬の削減をしようという方向で、その努力の一環としてやってみいました。

ところが、この間選挙がございまして、議員定数を減してみいました。そのときにもとに戻しておくのが一番よかったわけですが、いろんな状況で今日まで続いてきたという経緯がございます。

したがって、これをどうするかという議論を議会として協議をしてみいました。議会全体としての一つの合意点は、先ほど質問にもございましたように、一応、特例条例の性質をやめるという方向で議長に一任をするという結論だったと思います。

もし、それ以降に今条例の提案のような定数移行があれば、全体で議論をしてその中で12人の議員ですから協議をして決めるべきものだと思います。確かに議員は賛同者を整えれば提出する権利はございます。しかし、こういう議会の自律に関する問題について、全体の協議を抜きにして議員提案をするということ自身、私は似合わないというんじゃないかと、やるべき手段ではないと思います。ましてや先ほど申しましたように、議員全員の一体の方向としては出ておったわけですから、それを覆す努力もしないまま、こういう議案を提案すべきではないと思います。

一つつけ加えておきたいことがございます。この議案を提案をする要件、動機として、町長等の給与の特例条例の問題は、提案を執行部から全員協議会でされました。これ一つの要因に、今までの議会で協議してきた内容を変更する一つのきっかけになる機会がございましたが、その際の努力はされておりませんし、これは特例等の条例は今回は契機になったとはいえ、十分な議論を踏んだ

上の提案が妥当な道だと思います。そういう点では、むしろこの場で議員提案という形は、質問も出ておりましたように、やってはならないことではないかと思います。以上から、この条例案は否決すべきものだと思いますので、皆さんの賛成をお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

・ ・

日程第29．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第29、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時32分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第26号平成21年度平生町一般会計補正予算、議案第27号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事の工事請負契約の締結について（変更）、議案第28号平成21年度平生小学校普通教室棟（第1校舎）建築主体工事の工事請負

契約の締結について(変更)、議案第29号平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)機械設備工事の工事請負契約の締結について(変更)、議案第30号平成21年度平生小学校普通教室棟(第1校舎)電気設備工事の工事請負契約の締結について(変更)、議案第31号平成21年度平生中学校屋内運動場耐震改修工事の工事請負契約の締結について(変更)の以上6件が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7として、それぞれ日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(福田 洋明君) 御異議なしと認めます。よって、議案第26号を日程に追加し、追加日程第2、議案第27号を日程に追加し、追加日程第3、議案第28号を日程に追加し、追加日程第4、議案第29号を日程に追加し、追加日程第5、議案第30号を日程に追加し、追加日程第6、議案第31号を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決しました。

追加日程第2 . 議案第26号

追加日程第3 . 議案第27号

追加日程第4 . 議案第28号

追加日程第5 . 議案第29号

追加日程第6 . 議案第30号

追加日程第7 . 議案第31号

議長(福田 洋明君) 追加日程第2、議案第26号平成21年度平生町一般会計補正予算から追加日程第7、議案第31号平成21年度平生中学校屋内運動場耐震改修工事の工事請負契約の締結について(変更)までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長(山田 健一君) 先ほど御提案申し上げました平生町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、御同意を賜りまして誠にありがとうございました。また、ただ今は追加日程の御承認を賜りありがとうございます。

それでは上程させていただきます議案につきまして順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第26号平成21年度平生町一般会計補正予算であります。補正額といたしまして、1,600万円追加いたしまして、予算総額は61億750万2,000円となるものであります。このたびの補正は、国の第2次補正によって創設されました、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の、第2次交付として、1,410万5,000円の追加配分がなされたことにより、交付金事業の追加補正であります。

なお、この追加交付金の使途といたしましては、第1次交付で示された配分額により地域活性化・きめ細かな臨時交付金実施計画書を国に提出しておりますが、その実施計画に計上している事業の拡充に限定をされております。

歳出より御説明申し上げます。8ページの土地改良費では、単独水路整備事業の追加、道路橋梁新設改良費では、町道路肩整備・側溝改良事業の追加、河川維持改良費では、老朽護岸改修事業の追加をそれぞれ、お願いするものであります。

前に戻りまして、歳入でございますが、7ページの総務費国庫補助金では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第2次交付限度額の配分額といたしまして、1,410万5,000円を追加するものでございます。これによりまして、総額は8,285万8,000円になるものであります。財政基金繰入金につきましては、交付金事業の一般財源充当分でございます。

4ページ、第2表の繰越明許費補正につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の追加することに伴い補正をいたすもので、翌年度に繰り越しまして、事業実施するものであります。

以上で、議案第26号平成21年度一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、工事請負契約の変更についての議案を説明させていただきます。いずれの議案につきましても、先に繰越明許費として御議決をいただいたものであります。

それでは、議案第27号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事の工事請負契約の変更について御説明申し上げます。本工事請負契約の変更につきましては、平成22年2月26日に御議決をいただき、3月1日に契約を締結をいたしました平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事請負契約に係る完成期日の変更をいたすものであります。変更の主な理由といたしましては、設計業務において、水産庁及び県との協議に不測の日数を要し、工事発注が遅れたことによるもので、完成期日を平成22年3月26日から平成22年8月31日に変更するものであります。

続きまして、議案第28号平成21年度平生小学校普通教室棟建築主体工事請負契約の変更についてから議案第31号平成21年度平生中学校屋内運動場耐震改修工事請負契約の変更についてまで一括して御説明申し上げます。当該4議案に係る工事請負契約の変更につきましても、平成22年2月26日に御議決をいただき、3月1日に契約を締結いたしました各工事の工事請負契約に係る完成期日の変更をいたすものであります。

当該4工事につきましては、昨年の国の1次補正に伴いまして、急遽対応をいたしたことにより、学校行事との調整、代替施設の利用等の関係で、工事発注が遅れ、工期の変更を余儀なくされているものでありまして、完成期日を、平生小学校普通教室棟関連3工事につきましては、平成22年3月26日から平成23年2月10日に、平生中学校屋内運動場耐震改修工事につきましては、平

成22年3月26日から平成23年2月25日に変更いたすものであります。

以上をもちまして、提案理由説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 補正予算が提出されましたが、若干お尋ねをしたいと思います。

本件につきましては、繰越明許で実施されるということでございますけれども、国庫予算につきましても理由が、普通の繰越明許期間を乗り越して単年度を越えて入ってくるというような格好になると思いますが、この辺についての国の活性化予算、きめ細かな臨時交付金がいつごろ入るのか。通常、繰り越しで行くと、出納閉鎖後に入ってくるということになりますが、推計すると来年の出納閉鎖後に入るということになれば、大変予算的にも逼迫するような感じになりますが、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 角田総合政策課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。御質問の地域活性化・きめ細かな臨時交付金についてでございます。このたびの補正で計上いたしまして、繰越明許を行いまして、22年度におきまして完成をするものでございます。この臨時交付金の歳入でございますが、22年度末に交付申請をいたしまして、国のほうから歳入となる予定となっております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員。

議員（7番 藤村 政嗣君） 22年末ということになれば、23年の4月以降ということになるわけですが、出納閉鎖から申しますとですね。そうすると22年度の借入金の最高額8億円ということですが、これで足りるのでしょうかね。これを1,600万円をそのまま抱いてですね、いくということになれば、よろしゅうございますか、8億円で。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 御質問の臨時交付金を初め繰越事業にかかっております歳入が22年度末になるということになれば、その22年度中の歳計現金に不足を来たすのではないかとことだと思えます。一応すべての事業が完成した段階で、この臨時交付金につきましては交付を受けることになっておりますが、中途におきましては、当然22年度予算と繰越事業を合わせますと、金額的に多くなりますので、会計管理者のほうにおきまして、そのあたりの歳入を十分検討

された上で、適切な対応をされると思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 工事請負契約の締結の日付を見ましたら、繰越明許費は今の質問もあわせてですが、確実に出納閉鎖を越えるという日付になってますね、今までは大体出納閉鎖があって、その決算に間に合っておったわけですが、これは21年度の決算年度内を越えた数字になってきますが、二つ、この数字が21年度の予算と決算の関係上、どういうぐあいになっていくのかが一つ。それと、繰越明許費のこれから先の用途について、議会の関与をどのように担保していくかという大事な問題が残っていきますが、これについてどういう考えを持っておられるか、お聞きをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初のこれからどういうふうな動きをしていくのかということと、議会の関与の部分、両方これ関係すると思いますが、繰越明許で議会の御承認をいただいてこの執行に入っていきますけれども、ついては今回、今までは大体おっしゃるように、出納閉鎖までに大体皆執行するということになるわけですが、今回特に異例中の異例だというふうに思いますし、大きな工事がございます。したがって、これは当然これから議会それぞれ委員会等もございますけれども、それを通じて進捗状況等についても報告をしながら対応していくということになるろうかと思えます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたしたいと思えます。

まず、議案第26号平成21年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成21年度佐賀漁港漁村再生交付金事業に伴う浜田沖防波堤整備工事請負契約の締結について（変更）の件から、議案第30号平成21年度平生小学校普通教室棟（第1校舎）電気設備工事の工事請負契約の締結について（変更）までのを一括起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第27号から議案第30号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成21年度平生中学校屋内運動場耐震改修工事の工事請負契約の締結について（変更）の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成22年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 藤 村 政 嗣

署名議員 細 田 留美子